

副 本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 東京都

被控訴人兼控訴人(一審原告) 大川原化工機株式会社 外5名

答 弁 書

令和6年6月5日

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

控訴人兼被控訴人(一審被告) 東京都指定代理人	大	塚	啓	高	
同	秦	野	大	史	
同	寺	本	孝	規	
同	嶺	野	翔	士	
同	布	川	尚	基	
同	小	野	寺	悠	

## 目 次

第1 控訴の趣旨に対する答弁	6
第2 一審原告らが控訴審で提出した書証について	6
第3 本書面における一審被告都の主張の要旨	7
1 刑事事件の捜査の遂行と国賠法1条1項の違法性との関係について（後記 第4）	7
2 「殺菌解釈の捜査」が「違法」であるとの主張について（後記第5）	9
3 本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る捜査は適正に行われたこと（後記 第6）	14
4 一審被告都控訴理由書の補足（後記第7）	17
第4 刑事事件の捜査の遂行と国賠法1条1項の違法性との関係について	19
1 国賠法1条1項の「違法」の意義	19
2 国賠法上の違法性の判断基準	19
3 警察官による捜査活動の性質	21
4 刑事裁判で無罪が確定した場合等において当時の警察捜査に国賠法上の違法 性が認められるか否かの具体的判断基準	23
第5 「殺菌解釈の捜査」が「違法」であるとの主張について	25
1 外事一課による本件要件への解釈に不合理がないとした原判決の判断は正当 であること	25
(1) 一審原告らの主張	25
(2) 安全保障貿易管理の意義を踏まえた関係法令等の定め	26
(3) AGと同様に解釈すべきとの一審原告らの主張（上記①ないし③）につい て	29
(4) 曝露防止構造が必要であるとの一審原告らの主張（上記④）について	34
(5) 捜査機関として、経産省の示す本件要件への解釈に基づき捜査を行うこと	

は当然であること	35
2 経産省が本件要件ハ検査機関解釈を受け入れたことについて客観的に合理的な根拠が欠如していることをうかがわせる事情を公安部が知悉していたとの一審原告らの主張が失当であること	36
(1) 一審原告らの主張	36
(2) 外事一課員が安保管理課に相談した際の同課員の発言は、経産省の正式な回答ではなく、飽くまでも個人的見解や意見にすぎないこと	37
(3) 行政庁が所管法令の解釈適用について問い合わせを受けた場合に、訴訟リスク等を考慮し、抑制的対応をすることはむしろ通常であること	38
(4) 本件要件ハに関する経産省の解釈は当初から定まっていた上で、本件事実関係を基に当該要件に該当すると判断することが可能かどうかが、省内で議論になっていたとみることが相当であること	40
(5) 経産省が別件で立件させるなどの意図をもって「該当」と判断したものではないこと	48
(6) 経産省の該非判断に変更などなく、かつ、公安部長が経産省幹部に働きかけをしたという事実は存在しないこと	51
(7) 検査機関として一連の検査を進めたことに何ら違法性は認められないこと	59
3 有識者からの聴取に係る聴取結果報告書は適正に作成されたものであること	62
(1) 一審原告らの主張	62
(2) 三教授らに係る聴取結果報告書等に虚偽の内容が記載された事実はないこと	63
(3) [ ] 教授に係る聴取結果報告書に実際の聴取結果を反映しない不適切な点は認められないこと	81
第6 本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る検査は適正に行われたこと	84

1	当時「測定口」の温度測定を行わなかったことについて	84
(1)	一審原告らの主張	84
(2)	当時、測定口の温度が上がりにくくなると認識していたものではないこと	85
(3)	外事一課員らの証言からして測定口について消極証拠を殊更に無視したと評価できないこと	86
(4)	██████████社長が測定口の温度が上がりづらいと外事一課員に告げた事実はないと	88
(5)	当時の状況に照らし、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る外事一課の判断が不合理であったとは認められないこと	90
2	本件噴霧乾燥器2と同型機の製品回収容器の温度測定について	92
(1)	一審原告らの主張	92
(2)	外事一課において、本件噴霧乾燥器2にダンバを取り付けることが可能であり、製品回収容器が噴霧乾燥器の内部には当たらないと判断したことが不合理でないこと（上記①に対する反論）	93
(3)	██████巡査部長が温度測定結果報告書に虚偽の記載をした事実はないこと（上記②に対する反論）	96
(4)	製品回収容器の参考温度を測定していたとしても不自然ではないこと（上記③に対する反論）	98
第7	一審被告都控訴理由書の補足	101
1	一審原告島田は、外事一課の取調べを受けた従業員の供述内容を確認しており、それ故に、「細菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」との誤解が生じる余地はないこと	101
2	一審原告島田は、供述調書の内容について完全に納得した上で、同調書に署名指印をしていたこと	106
3	██████警部補は一審原告島田に真摯に向き合いながら取調べを行っていること	

— 123 —

第8 結語

— 139 —

一審被告都は、本書面において、一審原告らの控訴の趣旨に対する答弁を行うとともに（第1）、一審原告らが控訴審において新たに提出した書証（の一部）について見解等を述べた上で（第2）、一審原告らの令和6年2月29日付け控訴理由書（以下「一審原告ら控訴理由書」という。）に対し、必要と認める限度で反論する（第4ないし第6）。また、控訴答弁ではないが、これに続き、一審被告都の令和6年2月29日付け控訴理由書（以下「一審被告都控訴理由書」という。）における主張を補充する（第7）。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、原判決又は一審被告都の従前の例による（本書面末尾に「略語表」を添付する。）。また、口頭弁論調書添付の速記録を引用する場合は、証人（供述人）名及びページ数を括弧内に記載する。

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審原告らの一審被告都に対する控訴を棄却する
- 2 一審原告らと一審被告都との間に生じた控訴費用は、一審原告らの負担とする  
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮に、その宣言を付する場合においては、担保を条件とする仮執行の宣言を求める。

## 第2 一審原告らが控訴審で提出した書証について

一審原告らは、一審原告ら控訴理由書とともに、今般入手したものであるとして、外事一課員と安保管理課の職員（以下「安保管理課員」という。）との間で打合せが行われた際に外事一課員が作成したとする文書（甲166の1ないし13）、これらとは別に提出した同様の文書（甲184）、外事一課員が検察官に本件各事件の相談をした際に外事一課員が作成したとする文書

(甲176の1ないし9) 及び外事一課が本件噴霧乾燥器2の実験経過を記したとする文書(甲173の1)並びに当該実験の際に製品回収容器の温度経過を記録したデータの写しであるとする文書(甲173の2)を書証として提出した。

一審原告らは、上記各文書は警視庁の警察官(外事一課員)が作成したものであるとして、これらを提出している(一審原告らの令和6年2月29日付け証拠説明書(10)、一審原告らの令和6年4月1日付け証拠説明書(11))。本件各事件の捜査の過程で作成された一切の捜査資料(捜査に関する事項を記載したメモ等を含む。)は、刑事訴訟に関する公文書に該当し得るものであるため、本件各事件に係る公判で提出されたものか、一審被告都又は一審被告国が本件訴訟の応訴のために書証として提出した(する)ものでない限り、捜査機関以外の者がこれを取得することはできないはずのものである。上記各文書が外事一課員により作成されたものであるか否かは別として、仮にそうであったとすれば、それらは本件各事件に係る公判で提出されたものでもなく、一審被告都又は一審被告国が証拠出したものにも該当しないから、これらを真正な捜査資料として扱うことを前提とした対応をとることはできないし、上記各文書に記載された内容の正確性が確保されたものでもないことに留意すべきである。

したがって、一審被告都は、一審原告らが書証として提出した上記各文書につき、積極的にその形式的証拠力まで争うものではないが、これらに基づく一審原告らの主張に対する認否、反論は、これらの各文書を真正な捜査資料として扱うことを前提として行うものではないことをまず述べておく。

### 第3 本書面における一審被告都の主張の要旨

#### 1 刑事事件の捜査の遂行と国賠法1条1項の違法性との関係について(後記第4)

刑訴法189条2項により、警察官は、犯罪があると思料するときは、犯人

及び証拠を捜査するものとすると定められており、「犯罪があると思料する」にもかかわらず、捜査をしないというようなことは、基本的に許されないこととされている。

そして、本件のように、後に公訴が取り消された場合であっても、直ちに当時の警察官による捜査活動が国賠法上違法とされるわけではない。警察官の捜査活動が国賠法上違法であるというためには、当該捜査を行う時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に照らし、警察官の犯罪の嫌疑に対する判断が、証拠の評価について通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要とされている。

具体的にいかなる捜査の手段、方法を探るのかという点については、個別具体的な状況に照らし、犯罪の軽重、犯罪の嫌疑の強弱、捜査目的達成のためにその手段、方法を探る必要性、緊急性の程度、侵害される法益と保護される法益との權衡、相手方の承諾・同意の有無等を総合勘案して判断されるべきものとされている。また、捜査の各段階ごとで求められる犯罪の嫌疑の程度は異なり、任意捜査を行う際に求められる嫌疑の程度は、判決時や起訴時あるいは公訴追行時はもちろん、同じ捜査における一段階である逮捕時とも異なるとされ、逮捕時に求められる嫌疑についても、判決時はもとより、公訴提起時に求められる程度の嫌疑までも要求されていない。

また、実施し得る捜査活動の選択肢が無数に存在する中で、そのすべてを実施しなければならないとするのは現実的ではない上、捜査を効率的に実施する観点からも妥当とは言えないところであり、結局のところ、個別具体的な事件の捜査に当たる警察官において、時間的制約や物理的制約等を勘案しつつ、事案の真相解明のために必要かつ十分と判断される捜査活動を取捨選択して行えば足りるのであって、結果的に一部捜査を実施しなかったとしても、その当時、

当該捜査をすることが不可能と認められる場合はもちろんのこと、それが事案の真相解明のために必ずしも重要ではないと合理的に判断された場合や、既に実施した捜査の結果により事案の真相解明が十分に図られると合理的に判断された場合等であれば、国賠法上の違法性の判断基準である「通常要求される捜査」には当たらないと解される。

## 2 「殺菌解釈の捜査」が「違法」であるとの主張について（後記第5）

### (1) 外事一課による本件要件ハの解釈に不合理がないとした原判決の判断は正当であること

一審原告らは、本件要件ハの「殺菌」は、「化学的方法による消毒法」を意味するとともに、不特定の菌の感染能力を破壊することを意味し、また、本件要件ハに該当するといえるためには曝露防止構造が必要であるなどとして、本件要件ハ捜査機関解釈<sup>\*1</sup>自体がそもそも誤っていることを前提に主張するが、本件要件ハ及びその文言の解釈を示した本件通達をみれば明らかなるおり、「殺菌」の具体的方法はなんら限定されておらず、「殺菌」の対象についても本件省令2条の2第1項に規定している危険性の高い細菌等の微生物のすべてを殺菌できることまで要求していない上、曝露防止構造については一切規定されてもおらず、その有無が規制対象の噴霧乾燥器に該当するか否かの判断に影響を及ぼすものではないため、本件要件ハ捜査機関解釈に誤りは認められない。何より、外為法及び関係法令を所管し、その解釈権限を有する経産省自体が、本件各事件の捜査当時から現在に至るまで、本件要件ハ捜査機関解釈と同様に解釈している旨を明らかにしているのであって、

\*1 本件要件ハの解釈権限を有する経産省の解釈と本件要件ハ捜査機関解釈は同一であるが、原判決が、本件要件ハに係る捜査機関の解釈を「本件要件ハ捜査機関解釈」と読み替えているため（原判決10ページ）、便宜上、原判決の例によることとした。

捜査機関として、この解釈に基づいて捜査を行うことは当然である。むしろ、犯罪があると思料するにもかかわらず、恣意的な判断によって捜査をしないというようなことは捜査機関として許されないのであって、当時、一連の捜査を進めたことに不合理な点は認められない。

(2) 経産省が本件要件ハ捜査機関解釈を受け入れたことについて客観的に合理的な根拠が欠如していることをうかがわせる事情を公安部が知悉していたとの一審原告らの主張が失当であること

一審原告らは、外事一課と経産省との相談結果が記載されたとする甲166号証の1ないし13（上記第2で述べたとおり、一審被告部は、これらの書証が実際に外事一課員が作成した文書であるとの前提に立つわけではないが、以下、便宜上「経産省相談メモ」ということとする。）を基に、捜査段階において、経産省では「殺菌」の解釈は固まっておらず、経産省の担当官から本件要件ハ捜査機関解釈について否定的な見解が表明されていたのに、公安部長の働きかけにより、別件で立件させるために密約に基づいて本件要件ハ捜査機関解釈を容認した旨主張する。

しかしながら、捜査関係事項照会に対する回答がなされる以前の段階で、外事一課と経産省とが打ち合わせた際の経産省側担当官らの発言は、いずれも経産省としての正式な回答ではなく、内部での検討段階における担当官らの個人的見解や意見にすぎないことを、当時対応した経産省の職員ら自身が明確に証言している。

一般的に、行政庁が所管する法令の解釈適用について問合せを受けた場合には、正確で責任ある回答となるよう、根拠を具体的に確認し、不確かな点があれば様々な角度から議論・検討するなどして確実な結論を得た上で正式に回答することが通常である。とりわけ本件では、安全保障貿易管理に係る具体的な事件について関係法令の適用の可否が問われていたのであり、前例も乏しい中で、その対応如何によっては、我が国国民の自由な経済活動を制

限することとなる面と、我が国の製品が生物兵器の製造に転用されて国民や国際社会の安全を著しく脅かすこととなる面とを併せ持っていたのだから、確実に誤りのない回答となるよう、経産省において慎重に議論・検討が行われたとみるべきである。そして、打合せの段階で経産省の担当官らから否定的な意見が出たことがあったとしても、それらはいずれも担当官らの個人的見解や意見にすぎず、経産省内部で慎重に検討していることを外事一課に伝えている以上の意味を持つものとは認められないし、実際、経産省としての正式な回答をするための議論の結果が出るまでは、外事一課側に過度の期待を抱かせないよう、あえて抑制的な対応に徹していたことを経産省の職員自身が明確に証言している。

そして、その後に、幹部まで含めた経産省としての組織的検討の結果として、本件各噴霧乾燥器がリスト規制の対象に「該当すると思われる」旨の回答がなされたものである。

そもそも経産省は、本件各事件の捜査当時から現在に至るまで、本件要件ハ捜査機関解釈と同様に解釈している旨を明らかにしており、「殺菌」の解釈が固まっていなかったとの一審原告らの主張自体、前提を欠いている。むしろ、当時、経産省においては、本件要件ハ捜査機関解釈を前提として、本件噴霧乾燥器1が規制に該当するか否かを慎重に議論・検討していたものであることを、経産省職員自身が証言している。また、一審原告らは、経産省担当官らが相談段階で熱に強い芽胞形成菌を「殺菌」することが必要となる旨や曝露防止構造が必要となる旨に言及しているとして、それらが「殺菌」の解釈が固まっていなかった証拠のように主張するが、経産省の職員自身が、当時、正式な回答をするための議論の結果が出るまでの対応の中で、「問題ないだろうとは思いましたけど、念のため」、「本件の判断等には直接関係なくて、どちらかというと補強材料」として話題に上ったにすぎないことを証言しており、一審原告らの主張はこの点でも失当である。

さらに、経産省相談メモをみても、経産省側は当初から一貫して捜索差押えについては容認する一方、その後の立件の可否についてまでは明言できないという立場を取っていることは明らかであり、一審原告らが主張するような、経産省側が急に姿勢を一変させたという事実自体が存在しない。公安部長が経産省に働きかけたとする事実については、経産省相談メモにも記載はなく、当時の事情を知る関係者らも明確にこれを否定しており、一審原告らの主張には何ら根拠がない。

このように、経産省相談メモを基にしても、当時、一審原告らが主張するような「経産省が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことについて客観的に合理的な根拠が欠如していることを窺わせる事情」自体が認められず、一審原告らの主張は失当というほかない。

犯罪があると思料するにもかかわらず、恣意的な判断によって捜査をしないというようなことは捜査機関として許されないところ、当時、経産省の一部の担当官から慎重な見解や意見が示されたことがあったとしても、飽くまでもそれらは担当官の個人的見解や意見にすぎず、経産省としての正式な回答ではなかつたのであるから、外事一課が必要な捜査を継続したことに何ら問題は認められない。むしろ、本件各事件が生物兵器の製造に転用可能な機器が無許可で輸出されている疑いがあるという事件であり、仮にそのようなことが行われていたとすれば、我が国及び国際社会の安全性にとって重大な脅威となるものであるのだから、捜査機関として、嫌疑があるにもかかわらずこれを捜査しないというようなことがあってはならないし、経産省の一部の担当官から慎重な見解が示されたからといって、その個人的な見解に基づき安易に捜査を中断することが許されるものでもない。その後、経産省からの正式な回答を受けて、一審原告会社の関係者らの取調べを開始したが、

○ 例えば一審原告島田の初期の供述では、本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した理由として、「殺菌は化学物質を使用する手法に限られる」などの

合理的根拠に基づかない独自の見解しか示されず、

- 一番原告会社において上記の見解と経産省の解釈とが異なることを十分に認識していたことが強くうかがわれ、
- 大多数の従業員は乾熱殺菌が可能である旨を供述していたほか、
- 社として外為法のリスト規制又はキャッチオール規制に違反している可能性も十分に認められた

のであるから、外事一課において、我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かすおそれがある事案と判断して必要な捜査を進めたことは、捜査機関として当然のことというべきである。

(3) 有識者からの聴取に係る聴取結果報告書は適正に作成されたものであること

一番原告らは、[ ] 教授、[ ] 准教授、[ ] 教授及び [ ] 教授の陳述書における各陳述を前提に、当時の各教授らの聴取結果報告書には、本人が語り得ぬことをあたかも自身の知見に基づいて捜査員に語ったかのような虚偽の内容が記載されており、外事一課が経産省に本件要件ハ捜査機関解釈を受け入れさせるために、実際には聴取されていない内容を含む有識者の聴取結果報告書を作成して経産省に提供し、本件要件ハ捜査機関解釈が有識者の見解に沿うと誤解させた旨主張する。

しかしながら、そもそも各教授らが「話していない」とする内容の中には、本人が内容を確認した上で署名押印までした供述調書に明確に録取されている内容が数多く認められるほか、各教授ら自身も、捜査員らの質問に対して回答したり、捜査員らの説明に対して同意したりした可能性を認める陳述を行っており、虚偽の内容を記載したものとは認められない。特に、経産省に対する照会に用いられた聴取結果報告書については、そこに虚偽の内容が記載された事実がないことはもとより、仮にそれらの聴取結果報告書のうち、各教授らが「話していない」とする記述を除外したとしても、経産省の判断

(本件各噴霧乾燥器が外為法のリスト規制の対象に「該当すると思われる」旨の回答)に影響はなかったと認められる。

各教授らの陳述書には、各教授らにおいて事実誤認や記憶違い、誤解等をしていると思われる内容が数多く認められるところであり、その内容には留意すべき点があるというべきである。

### 3 本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る捜査は適正に行われたこと（後記第6）

#### （1）当時「測定口」の温度測定を行わなかったことについて

一審原告らは、当時、外事一課員が一審原告会社の従業員から測定口の温度が上がりにくくなる旨を聴取しており、それらは捜査会議で報告され、[■]警部補が測定口の温度測定の再実験を進言したのに、[■]警部がこれを拒否した旨主張する。

しかしながら、一審被告都控訴理由書で詳述したとおり、当時、乾熱による殺菌の可否について、一審原告会社の従業員の多数が「装置内部に高温が行き渡る」旨を供述していたほか、噴霧乾燥器の構造に詳しいはずの従業員ですら、最低温箇所として測定口には言及せず、別の箇所を指摘する状況であった。逆に、測定口と思われる箇所の温度が上がらないと指摘した者は1名のみで、それも憶測を述べるにとどまっているなど、当時、測定口の温度が上がりにくくなると外事一課員らが認識していた状況は認められない。そして、当時の捜査会議においては、測定口ではない別の箇所（バグフィルタ下部）について温度が上がりにくくなる可能性が報告されたことは認められるものの、測定口について話題に上ったことは[■]警部補が否定している。

さらに、[■]警部補が再実験を進言したという点については、一審原告らが提出した資料によれば、当時、[■]警部補自身が本件各噴霧乾燥器について間違いなく殺菌に必要な温度が出ると認識し、東京地方検察庁にその旨の説明をしていたことが認められることから、そうした認識を有していたはずの

【警部補が測定口の温度に懐疑的な考えを持って】警部に再実験を進言したというのは、明らかに矛盾しており到底信用できない。

また、一審原告らは、当時、本件噴霧乾燥器2の温度測定実験に協力した（以下「」という。）社長の「測定口の温度が上がりにくいことを捜査員らに指摘した」旨の陳述も主張の根拠としている。しかし、捜査段階での実験において【】社長から測定口の温度が上がりにくい旨の指摘があったとする事実は、実験に立ち会った捜査員らがこれを明確に否定している。他方で、外事一課は、本件各事件が起訴され、一審原告会社が測定口の温度が上がらない旨を主張してきた後にも、【】社長の協力を得て本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた実験を行っており、その際には乾燥室測定口に着目した温度測定を行っていることから、【】社長はこのときの場面と記憶を混同している可能性が高いと認められる。

個別具体的な事件の捜査に当たって、実施し得る捜査活動の選択肢が無数に存在する中で、時間的制約や物理的制約等を勘案しつつ取捨選択により、結果的に一部実施しなかった捜査があったとしても、その当時、それが事案の真相解明のために必ずしも重要ではないと合理的に判断された場合や、既に実施した捜査の結果により事案の真相解明が十分に図られると合理的に判断された場合等であれば、それらは「通常要求される捜査」には当たらないと解される。当時、外事一課において、一審原告会社の多数の従業員が最低温箇所として指摘し、かつ、一審原告会社の噴霧乾燥器を取り扱う会社や同業他社の意見とも一致した、バグフィルタ下部、サイクロン下部、排风口といった箇所が最低温箇所であると判断して、それらの箇所の温度測定を行うこととし、それらの箇所よりも熱源に近い乾燥室の測定口については最低温箇所として認識しなかったことが、著しく合理性を欠くとは認められない。

## (2) 本件噴霧乾燥器2と同型機の製品回収容器の温度測定について

一審原告らは、本件噴霧乾燥器2と同型機の温度測定実験において、サイクロンと一体となった製品回収容器底部の温度が上がらなかつたことから、ダンパ（弁）を設置すれば噴霧乾燥器の「内部」には当たらないと後付けて整理し、当該箇所の温度を測定した事実そのものを温度測定結果報告書に記載せず、製品回収容器の温度測定は████████社長が独自に測定したいと申し出た旨の虚偽の内容を記載したなどと主張する。

しかしながら、そもそも、製品回収容器は生成された粉体を回収する容器であり、経産省のホームページにおいても、製品回収容器は本件要件ハに定められた「内部」ではないと明確に示されている。そして、本件噴霧乾燥器2のサイクロンと製品回収容器の間をダンパで仕切ることができることは、一審原告会社のカタログの記載等からも明らかであるし、一審原告会社の従業員も自身の経験談も交えて具体的に供述していたところである。外事一課が実験当日の段階で既に本件噴霧乾燥器2の製品回収容器について「内部」には当たらないと整理していたことは、一審原告らが提出したメモからも明らかであり、このときの実験の目的が、飽くまでも「機器内部の温度の確認」である以上、その結果を記載する報告書に「内部」に当たる箇所の温度だけを記載することは当然のことにつぎないのであって、虚偽の内容でないことはいうまでもない。また、████████社長が製品回収容器に温度測定器を設置した経緯についても、検査員が自身の認識に基づいてその旨を検査報告書に記載したものであり、仮に同社長の認識と異なる部分があったとしても、それは単なる認識の相違にすぎない。さらに、一審原告らは、当初から製品回収容器が殺菌が不要な箇所と整理していたのであれば、その温度を「参考」として測定をする理由が不明である旨主張するが、製品回収容器については、十分な温度に達しても達しなくとも立証上の重大な支障は生じないという前提で、単にその後の立証の方向性を見定めるために温度を測

定したのであって、その意味では正に参考としての温度測定であったことは明らかである。

#### 4 一審被告都控訴理由書の補足（後記第7）

- (1) 一審原告島田は、外事一課の取調べを受けた従業員の供述内容を確認しており、それ故に、「細菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」との誤解が生じる余地はないこと

一審原告島田は、当時、一審原告会社の幹部に対し、従業員らの供述調書の内容を確認するよう指示しており、実際に従業員らが取調べで供述した内容が同社内で集約され、当該指示を出した一審原告島田にも共有されていたとみられる状況が認められる。従業員らは、取調べにおいて、「殺菌」とは「特定の菌をすべて死滅させること」という解釈を前提に供述しており、そうした供述内容を確認した上で自らの取調べにも臨んでいた一審原告島田が、「細菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」と誤解していたというのは到底考えられない。

- (2) 一審原告島田は、供述調書の内容について完全に納得した上で、同調書に署名指印していたこと

一審原告島田は、同じく一審原告会社の従業員らに対し、供述調書は自己の言ったことと少しでも相違があれば変更要求可能なので完全に納得した上で署名するよう指示している。そして、一審原告島田自身、この指示の20日後の取調べにおいて供述調書に初めて署名指印した。その直前の状況として、

- 社長である一審原告大川原から一審原告島田が一人で罰金刑を受けて責任を取るよう示唆されたこと
- 一審原告島田が経産省に本件要件への解釈を問い合わせ、乾熱殺菌も該当する旨の回答を得たこと
- 従業員らが「熱風により、噴霧乾燥器内の特定の菌をすべて死滅させる

ことは可能」と供述していることや、従業員の一人が、一審原告島田と共に乾熱殺菌実験を行った上で取引先企業に「殺菌可能」と回答したことがある旨供述していることを、一審原告島田が把握していたと考えられる状況があったこと

などが認められ、それ以降、一審原告島田は「殺菌」の解釈や一審原告大川原の関与等について詳細に供述して供述調書に署名指印している。

こうした状況に鑑みれば、一審原告島田は、当時、取調べに対して、自ら詳細に供述するとともに、供述調書の内容に完全に納得した上で署名指印していたことに疑いはなく、また、供述調書の内容からも、一審原告島田が「殺菌」の解釈を誤解していたことをうかがわせる状況は認められない。現在、一審原告島田は、「殺菌」の解釈を誤解していたという不自然な主張を行っているが、これは、捜査段階において自ら一審原告会社や社長である一審原告大川原らにとって不利になる供述を重ねたことを弁解するために、事実と異なる説明をせざるを得なかったものと認められる。

(3) [REDACTED] 警部補は一審原告島田に真摯に向き合いながら取調べを行っていること

一審原告らは、訴状において、[REDACTED] 警部補が一審原告島田に対して、一審原告会社の噴霧乾燥器が中国の「あってはならない場所」に納入されていたなどと虚偽の事実を告げられたなどと主張する。しかし、[REDACTED] 警部補が虚偽を述べた事実はない（原判決はこの点について何ら言及していないが、同主張等を看過すれば、[REDACTED] 警部補が不誠実な取調べをしたかのような誤解が生じ、ひいては原判決のように、「[REDACTED] 警部補が偽計を用いた取調べを行った」との誤った判断がなされる一因にもなりかねないことから、[REDACTED] 警部補が一審原告島田に真摯に対応していた事実を詳述することとする。）。當時、一審原告会社の噴霧乾燥器が中国屈指の著名な兵器製造企業傘下の研究所に輸出・販売されていたことなどが認められ、そのことについて一審原告島田

らが十分に認識していた状況が認められるなど、外為法のキャッチオール規制の違反の可能性も含め一審原告会社に関して捜査すべき嫌疑が認められた。

当時の取調べにおいて、[REDACTED]警部補が一審原告島田に対し、「一審原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国（以下「中国」という。）の『あってはならない場所』に納入されていた」旨を告げ、さらに一審原告島田からの質問に対して「詳細については捜査中である」旨告げたというのは、正に事実をありのまま正直に伝えたものであって、何ら虚偽の内容ではなく、むしろ[REDACTED]

[REDACTED]警部補は取調べ官として真摯に一審原告島田に対応していたことを示すものにほかならない。この点の事実関係を殊更に歪め、あたかも[REDACTED]警部補が不誠実な取調べを行っていたかのように印象付けようとする一審原告らの主張は、信用性が認められないし、到底受け入れられるものでもない。

#### 第4 刑事事件の捜査の遂行と国賠法1条1項の違法性との関係について

国賠法1条1項の違法性の判断枠組みについては、これまでも主張してきたところであるが（被告都準備書面(2)・9ページないし11ページ、被告都最終準備書面・9ページないし12ページ、一審被告都控訴理由書・14ページないし16ページ）、一審原告ら控訴理由書に対する反論の前提として、改めて詳述する。

##### 1 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである（最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等）。

##### 2 国賠法上の違法性の判断基準

###### (1) 一般的な判断基準

いかなる場合に国賠法上の違法性が認められるかという点については、損害填補の責任を誰に負わせるのが公平かという見地に立って判断されるべきものであり、単に職務行為が法的要件を充足するか否かという点のみならず、当該職務行為によって侵害される権利・利益の種類及び性質、侵害の態様及び程度、当該職務行為が行われるに至るまでの被害者側の関与の有無等の諸般の事情を総合的に判断して決すべきものと考えられるが（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度377ページ）、一概に公務員の職務行為といつてもその内容は多種多様であり、結局のところ、国賠法上の違法性の具体的な判断基準については、当該職務行為の具体的な内容に照らして検討することが必要となる。

## (2) 刑事裁判で無罪が確定した場合における捜査活動の国賠法上の違法性

最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決（いわゆる芦別国賠訴訟最高裁判決）は、無罪判決が確定した場合の捜査活動の違法性の判断基準として、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはない。けだし、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりは適法である」と判示し、いわゆる職務行為基準説を探ることを明らかにしており、以降、同種の裁判における判断基準となっている。このことは、刑事裁判で無罪が確定した場合に限らず、公訴が取り消された場合にも当然当てはまる。

そして、職務行為基準説を探る場合の捜査活動の違法性の具体的判断手法として、同判決は「起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当である」と判示し、いわゆる合理的理由欠如説に立つことも明らかにしており、これらはそのまま警

察官による捜査活動にも当てはまる。したがって、警察官による捜査活動について国賠法上の違法性が認められるためには、警察官の犯罪の嫌疑に関する判断が、証拠の評価について通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要である（札幌高等裁判所昭和48年8月10日判決（いわゆる芦別国賠訴訟札幌高裁判決））。

また、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決（いわゆる沖縄ゼネスト訴訟最高裁判決）は、この合理的理由欠如説に立った上で、「公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である。したがつて、公訴の提起後その追行時に公判廷に初めて現れた証拠資料であつて通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかつたと認められる証拠資料をもつて公訴提起の違法性の有無を判断する資料とすることは許されないものというべきである」と判示しており、このことに照らせば、捜査機関が犯罪の嫌疑があると認めたことについて合理的な理由があるか否かを判断する際の判断資料としては、当該捜査を行う時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に限られることとなる。当然のことながら、「当該捜査を行う時点で」ということであるから、捜査の段階に応じて、「通常要求される捜査」の内容や程度も異なることとなる。

### 3 警察官による捜査活動の性質

#### (1) 警察官の位置付け

警察官は、刑訴法189条1項により、捜査機関の一つである司法警察職員と位置付けられ、同条第2項により、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとすると定められている。

また、警察法36条2項では、都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、犯罪の捜査を含む警察の責務に任ずることとされており、したがって、東京都の区域内においては、警視庁の警察官が第一次的な捜査責任を有するものである。

## (2) 「犯罪があると思料するとき」の具体的な内容

刑訴法189条2項の「犯罪があると思料するとき」とは、特定の犯罪の嫌疑があると認められるときをいうが、犯罪があると思料するに至る原因については、告訴・告発等といった刑訴法に規定があるものに限られず、新聞報道や匿名の申告、風説等、特に限定はないとされ、また、それらの端緒に基づく嫌疑の有無についての判断も、司法警察職員に委ねられている。さらに、特定の犯罪についての嫌疑ではなく、何か犯罪となるべき不正が行われたかもしれないと思われる段階でなされる捜査機関の活動、例えば、匿名の情報や風評の内容の真偽や確度について調査するといった捜査着手前の準備活動というべきものについても、任意で行われる限り、許容され、その方法に制限はないとされている。

他方、犯罪があると思料するにもかかわらず、捜査をしないというようなことは、基本的に許されないこととされている（大コンメンタール刑事訴訟法第4巻45ページないし47ページ）。

このように、第一次捜査機関たる警察には、捜査の端緒を得て犯罪の嫌疑があると判断した場合には、必然的に事案の真相解明を目指して必要な捜査等を行うことが求められているといえる。

## (3) 捜査活動の具体的な内容

刑訴法197条1項は、「捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。」と規定しているが、ここでいう「必要な取調べ」とは、単に被疑者、参考人の取調べに限らず、広く捜査

のために必要とされる一切の手段、方法を意味すると解されており、したがって、捜査機関は、強制の処分以外は、特別の定めを要しないで、捜査の目的を達するため必要な一切の手段、方法を探ることができるものとされている。

具体的にいかなる捜査の手段、方法を探るのかという点については、当然のことながら、任意捜査であっても公権力の発動であることに変わりはなく、必要な限度を超えてはならないが、任意捜査の方法や態様は多種多様であり、それによってもたらされる個人の権利・利益の侵害やその危険性の程度も様々であることから、結局は、個別具体的な状況に照らし、犯罪の軽重、犯罪の嫌疑の強弱、捜査目的達成のためにその手段、方法を探る必要性、緊急性の程度、侵害される法益と保護される法益との權衡、相手方の承諾・同意の有無等を総合勘案して判断されるべきものである（大コンメンタール刑事訴訟法第4巻146ページ及び147ページ）。

#### 4 刑事裁判で無罪が確定した場合等において当時の警察捜査に国賠法上の違法性が認められるか否かの具体的判断基準

前述のとおり、警察官は、犯罪があると思料するときは捜査を行うものとされており、後に無罪が確定した場合であっても、直ちに当時の警察官による捜査活動が国賠法上違法とされるわけではない。無罪が確定した場合に、警察官の捜査活動が国賠法上違法であるというためには、当該捜査を行う時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に照らし、警察官の犯罪の嫌疑に関する判断が、証拠の評価について通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要である。そして、このことは公訴が取り消された場合にも当然当てはまる。

ところで、刑事手続における実態形成は、捜査の当初における単なる主観的嫌疑から、必要な捜査を重ねることにより、公訴提起における客観的嫌疑を経

由して、最終的に判決における犯罪の証明及び刑罰法規の具体化に至るまで、漸次発展し形成されていくものである（団藤重光・新刑事訴訟法綱要七訂版194ページ）とされているように、各段階ごとで求められる犯罪の嫌疑の程度は異なるというべきであり、この点について、前記芦別国賠訴訟最高裁判決においても、「起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なる」としているところである。

前述のとおり、警察官は、特定の犯罪について嫌疑が認められれば、第一次捜査機関として必要な捜査を行うこととされているのであって、このような刑訴法の趣旨に照らせば、国賠法上も、警察官が捜査の端緒を得て任意捜査を行う際に求められる犯罪の嫌疑については、判決時や起訴時あるいは公訴追行時はもちろん、同じ捜査における一段階である逮捕時とも異なるものというべきである。

他方、被疑者を逮捕する際に求められる嫌疑については、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑でなければならないが、これについても、もとより捜査段階のことであるから、判決時に求められる合理的疑いを入れないまでの確実性に対する確信がなくてもよいのはもちろんのこと、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑までも要求されていないと解すべきである（大阪高裁昭和50年12月2日判決・判例タイムズ335号232ページ、仙台地裁平成10年5月19日判決・判例時報1662号121ページ参照）。

また、事件捜査に当たり、警察官が具体的にいかなる捜査を行うべきかという点については、実施し得る捜査活動の選択肢が無数に存在する中で、その全てを実施しなければならないとするのは現実的ではない上、捜査を効率的に遂行する観点からも妥当とは言えないところであり、結局のところ、個別具体的な事件の捜査に当たる警察官において、時間的制約や物理的制約等を勘案しつつ、既に収集した証拠資料等を考慮した上で、事案の真相解明という目的を達成するために必要かつ十分と判断される捜査活動を取捨選択して行えば足りる

と考えるのが妥当である。したがって、犯罪の嫌疑の程度を判断する際の前提である「当該捜査を行う時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」の「通常要求される捜査」の範囲についても同様に解すべきと考えられ、結果的に一部捜査を実施しなかったとしても、その当時、当該捜査を行うことが不可能と認められる場合はもちろんのこと、それが事案の真相解明のために必ずしも重要ではないと合理的に判断された場合や、既に実施した捜査の結果により事案の真相解明が十分図られると合理的に判断された場合等であれば、「通常要求される捜査」には当たらぬと解すべきである。

## 第5 「殺菌解釈の捜査」が「違法」であるとの主張について

1 外事一課による本件要件ハの解釈に不合理がないとした原判決の判断は正当であること

### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、原審と同様、

① 外為法及び関係法令では「滅菌」及び「殺菌」について明確な定義規定を置いておらず、厚生労働大臣が定める日本薬局方には「滅菌」は定められているが、「殺菌」は概念すら定められていない上、「滅菌」と共に微生物殺滅法として分類される「消毒」であると解したとしても、乾熱を利用した消毒法の定めもない

② 國際輸出管理レジームであるAGの原文（英文）をそのまま反映させることが適當かつ適切であり、本件要件ハの「殺菌」もAG定義と同様に解釈されるものと考えるべきである

③ つまり、AG定義によれば、「殺菌」とは、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて機器内の潜在的な微生物の感染能力を破壊すること」とされているため、「殺菌」は「化学的方法による消毒法」を意味するととも

に、不特定の菌の感染能力を破壊することを意味するのであり、何らかの菌の感染能力を破壊することができればよいということではない

(4) 本件要件ハの趣旨は作業員の曝露防止にあり、本件要件ハに該当するといえるためには、細菌等に曝露されずに当該噴霧乾燥器の内部を滅菌又は殺菌できるものでなければならない

などと主張し、本件要件ハ検査機関解釈自体がそもそも誤っていることを前提に主張するものと解される（一審原告ら控訴理由書第2の1・13ページないし18ページ、訴状第3の3・74ページないし81ページ）。

これらの論点については、原審における被告都準備書面(2)第2の4、被告都最終準備書面第4の2において主張したとおりであるが、以下、従前の主張を敷衍して、一審原告らの上記主張に対し反論する。

## (2) 安全保障貿易管理の意義を踏まえた関係法令等の定め

ア 我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っている。我が国における安全保障貿易管理の基礎となる国際輸出管理レジームはAGを含め大きく4つ存在し、いずれも法的拘束力を有さず紳士協定とされているが、国際輸出管理レジーム参加国は、同レジームで合意した規制品目について、国内で適切に輸出管理を行っていくことが求められている。

そして、1984年、イラン・イラク戦争の際に化学兵器が用いられたことが発覚したことを契機に、化学兵器開発に用い得る化学剤の輸出管理制度を整備する必要性が強く認識されるようになった。各国の輸出管理の適用範囲や運用方法に相違があり、化学兵器開発を企てる国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがあったため、化学剤の供給能力を持つ各国が輸出管理政策の協調を図り、協力を強化することが提案さ

れ、1985年6月にオーストラリアにおいて第1回会合が開催された。

その後、生物兵器関連汎用品・技術も規制の対象とされることとなった。

この枠組みがAGと呼ばれ、参加国は、生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させており、生物・化学兵器関連汎用品・技術に関してAGの合意されたリストに掲載された品目について、特定の対象国・地域に的を絞ることなく世界中の国と地域を対象として、国内法令に基づき輸出管理を実施している。

また、国際輸出管理レジームにおける合意に基づき、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い特定の機微な貨物や技術については、貨物の輸出や技術の提供に先立って、政府が輸出管理を実施し、懸念のある用途に転用されるおそれがあるかどうかについて審査を行うこととなっており、国際輸出管理レジームでは、許可が必要となる具体的な貨物・技術について、参加国合意の下、各国際輸出管理レジームがそれぞれ公表する規制対象品目リストにおいて、貨物及び技術の種類・仕様（スペック）が具体的に定められており、これらのリストを踏まえて、各において規制が行われている。我が国においては、外為法に基づく政令以下において規制対象品目リストが反映されており、具体的には、貨物の種類については輸出令別表第一により、貨物の詳細な仕様については本件省令により定められ、語句の解釈については運用通達（本件通達）により説明がなされていることから、輸出等に当たっては、それらを確認することが必要となる。

（以上につき、風木ら編著・詳解外為法貿易管理編【外国法令も踏まえた理論と実務】〔乙55〕45ページ、51ページ、52ページ及び71ページ）

イ 国際社会と協調して、国内で適切に輸出管理を行っていくためには、我

が国が「規制の緩い国」として抜け穴に用いられることがあってはならない。貿易管理を所管する経産省においては、生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、その対象とするべき貨物の種類を輸出令別表第一で、貨物の詳細な仕様を本件省令で、語句の解釈を運用通達（本件通達）でそれぞれ定めている。具体的には、

- 輸出令別表第1の3の2の項（2）において、「噴霧乾燥器であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち、経済産業省令で定める仕様のもの」を規制対象貨物の一つとして規定し、
- 噴霧乾燥器も列挙されている輸出令別表第1の3の2の項（1）及び本件省令2条の2第1項において、軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素等として、「細菌であって、（中略）コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（中略）、ペスト菌、ボツリヌス菌、（中略）野兎病菌」等を規定し、
- 本件省令2条の2第2項5の2ハにおいて、規制対象となる噴霧乾燥器の要件の一つとして「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（本件要件ハ）を規定し、
- 運用通達（本件通達）において「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の語句の解釈として、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と説明しており、これらは全て公表されているものである。

ウ そして、この点に関し、経産省は、

- 本件要件ハでは、「殺菌」の具体的方法は規定されておらず、方法はなんら限定されていない。方法を問わず、危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、その噴霧乾燥器は生物兵器等への転用に適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高い。「例えば、蒸気の使用」とされているのは例示にすぎず、「乾熱殺菌」も含まれる
- 本件要件ハでは、文言上、「殺菌」の対象をすべての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していない。本件省令2条の2第1項に規定している危険性の高い細菌等の微生物のうち1種類でも殺菌することができれば、その噴霧乾燥器は生物兵器等への転用に適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高い。本件通達でも、「滅菌」を「当該装置から全ての生きている微生物を除去」、「殺菌」を「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊」と明確に異なる文言で規定しており、「殺菌」がすべての生きている微生物の伝染能力の破壊まで求めるものではなく、「殺菌」の対象は本件省令2条の2第1項で規定された細菌等の微生物のうち1種類でも足りる
- 本件要件ハには、曝露防止構造を有するか否かについては規定されておらず、規制対象の噴霧乾燥器に該当するか否かの判断に当たって曝露防止構造の有無は影響しない
- としている。その上、経産省は、この解釈は噴霧乾燥器の規制導入当時から変わっておらず、仮に本件各噴霧乾燥器の輸出の時点で照会を受けていればこのように回答していたことも明らかにしている。本件要件ハ検査機関解釈は、外為法及び関係法令の解釈権限を有する経産省が示した上記の解釈と完全に一致した内容であり、不合理な点はいささかも存在しない（丙25、調査嘱託回答1ページないし3ページ）。
- (3) AGと同様に解釈すべきとの一審原告らの主張（上記①ないし③）について

ア もとより A Gでの合意は国際約束ではないため、法的拘束力はない。A G参加国は、生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、A Gの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させている。具体的には、参加国は、生物・化学兵器関連汎用品等に関してA Gの場で合意されたリストに掲載された品目について、国内法令（日本においては、外為法、輸出令等）に基づき輸出管理を実施している（乙4）。このように、我が国における輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用に基づき行われるものであり、これを所管する経産省においては、法的拘束力を持つ条約ではなくいわば紳士協定であるA G規制リストを踏まえ、A G参加各国との合意の趣旨にのっとり、それぞれの実情に応じて輸出貿易管理制度をより実効的なものとするため、A G合意よりも規制内容が緩くならないようしつつ、ループホールを作らないよう国内法等を整備し、解釈運用しているものである（丙A 58・2ページ）。

イ そのような中、上記(2)で述べたとおり、本件通達が、滅菌及び殺菌の方法について、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により」とあえて明記しているにもかかわらず、一審原告らが主張するように、「化学物質の使用」という手法に限定すると解釈して運用することは、本件通達に違背することが明らかであるし、本来規制の対象となるべき機器が何らの審査も経ずに輸出されることを可能にし、結果として、我が国の輸出管理規制の水準を大きく低下させることにほかならない。物理的手法の具体的な内容についても、本件通達では「例えば、蒸気の使用」と記載しているとおり、「蒸気の使用」は飽くまでも例示であり、その他の手法を何ら限定していない。A Gにおいて噴霧乾燥器を新たに輸出管理規制の対象とすることが議論されていた当時、一審原告島田や亡相嶋が経産省担当者から「日本は『滅菌・殺菌の範囲を蒸気滅菌に限定すべ

き』と提案しているが、日本以外の各国がAG原文の『滅菌又は殺菌』に合意しているため、原文のままになる見込みです」との説明を受け（丙A84・6ページ）、さらに一審原告島田が経産省担当者に対し、滅菌又は殺菌の範囲を限定する目的で、「菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうがと提案しました。」とメールで提案したが、経産省担当者から、AG参加国と協議した結果として、「乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るとのことなので、滅菌又は殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。」とのメール回答を受信している（丙A86資料1）ことなどからも、経産省が殺菌の手法として乾熱によるものを排除していないことは明らかであるし、そのことを一審原告らが十分に認識していたことも明らかというべきである（これらの経緯については、後記第7の2(7)に詳述するので参照されたい。）。

ウ また、一審原告らは、「当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」という本件通達の文言の後半部分について、訴状76ページにおいて、「滅菌と同様に『全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成すること』を必要とする手法である。したがって、何らかの特定菌を死滅させることができるにすぎないものはこれに該当しない。」と主張しており、この主張は控訴審においても変わっていないものと解される。しかし、この文言を素直に読めば、

- ① いかなる種類の微生物であろうと、生きている微生物を装置内から全て除去することができるのであれば、前半部分に該当し、
- ② あらゆる種類の生きている微生物を全て除去することまではできないとしても、当該装置内に現に潜んでいる微生物について、それを除去できるか否かは別として、少なくともその伝染能力を破壊することができるのであれば、後半部分に該当する

ということは、文理上明白である。そして、当該装置内に現に潜んでいる特定の微生物を死滅させることができるのであれば、「伝染能力を破壊することができる」ことになり、後半部分に該当することも明らかである。危険性の高い細菌等の微生物のうち特定の一類を死滅させることのできる能力を備えた装置であれば、当該特定の微生物を用いた生物兵器の製造に十分に転用可能なものと認められるが、それにもかかわらず、他の全ての危険性の高い微生物までも死滅させる能力を備えていなければ規制対象となならないとするのは、著しく不合理といわざるを得ない。例えば、本件省令において軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物等として定められている様々な細菌等のうち、熱に比較的弱いとされる腸管出血性大腸菌を死滅させる能力がある装置であれば、腸管出血性大腸菌を用いた生物兵器の製造に転用が可能である。にもかかわらず、使用を予定していない他の全ての危険性の高い微生物まで死滅させる能力がなければ規制対象とならないのであれば、腸管出血性大腸菌を用いた生物兵器の製造に転用可能な装置が何の審査もなく輸出されることとなり、結果として、我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かすこととなることは誰の目にも明らかである。

エ このほか、一審原告らは日本薬局方を根拠に主張するが、日本薬局方は、飽くまで医薬品の性状及び品質の適正を図るために定められた医薬品の規格基準書であって（乙56）、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持という安全保障貿易管理の観点から定められている本件省令とは目的や趣旨が異なるものであり、日本薬局方に「殺菌」の概念や乾熱を利用した消毒法の定めがないからといって、本件要件ハの「殺菌」に乾熱によるものも含まれることが当然に否定されるわけではない。ちなみに、日本薬局方では「滅菌とは、物質中の全ての微生物を殺滅又は除去することをいう。」とした上で、滅菌法の一つとして「乾熱滅菌法」を掲載している。

乾熱により全ての微生物を死滅させることが可能である以上、温度や時間等の条件次第で、比較的熱に弱い特定の微生物を乾熱によって死滅させることが可能であることは当然であって、そうした「乾熱によって全ての微生物を死滅させることはできないものの、比較的熱に弱い危険な微生物であれば死滅させることができる能力を持つ機器」であっても、当該微生物を用いた生物兵器の製造に転用されるおそれが十分に認められるのだから、これを輸出管理規制の対象とすることが不合理であるとは到底考えられない。

(オ) そして、何よりも、そもそも本件要件ハについては、本件省令を含む外為法令を所管する経産省自身が、噴霧乾燥器が規制対象とされた平成25年10月以降現在に至るまで一貫して同一の解釈をとっており、本件要件ハ検査機関解釈は、経産省から示された回答に基づく解釈である旨を明らかにしている（丙25、調査嘱託回答1ページないし3ページ、丙38・2ページないし4ページ、[ ]4ページないし7ページ）のだから、一審原告らが主張する本件要件ハの「殺菌」の解釈は、いずれも根拠を欠く独自の見解であることは疑う余地もない。

(カ) このように、一審原告らが主張する「殺菌」の解釈を採用すべき合理的な理由は何ら認められないし、それどころか、逆にこれらを採用した場合には、我が国が「規制の緩い国」であると認識され、抜け穴（ループホール）として利用されることにもなりかねない。この点について、経産省の[ ]補佐も「（AGでの合意内容をそのまま日本国内の法令に反映させなければいけないものかというと）義務ではないと思います。AGは紳士協定であり、条約ではありませんので、それを反映するかしないかは国家の意思だというふうに考えています。その上で、我が国はちゃんと国際約束は守るという立場ですので、それを反映するということですが、したがって、AGよりも緩い規制をするということは我が國の方針としてはあり得ませ

んが、逆にAGより厳しいことをするということ自体はあり得ると思いま  
す。」（[3ページ]）と明確に証言している。

キ 以上のとおり、AGの定義と同様に解釈すべきとの一審原告らの主張には根拠がなく、本件要件ハ検査機関解釈に何ら不合理な点が認められないことは明らかというべきである。

(4) 曝露防止構造が必要であるとの一審原告らの主張（上記④）について

ア 本件省令及び本件通達上、本件要件ハに関し、曝露防止構造を備えてい  
る必要があるとは規定されていない。そして、原告が依拠すべきと主張す  
るAGにおいてすら、曝露防止構造を備えていることが規制対象の要件と  
はされていない。仮に一審原告らが主張するような、曝露防止構造を備え  
ていなければならないという要件をもって噴霧乾燥器を規制することとな  
れば、国際的な合意よりも規制内容が緩くなってしまい、我が国が抜け穴  
(ループホール)として利用されるおそれも否定できないのであって、結  
果として我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かすことにもなりかねな  
い。

イ この点につき、外為法及び輸出令等を所管し、その解釈権限を有してい  
る経産省は、曝露防止構造の有無は本件要件ハの該当性判断に影響しない  
との立場を明らかにしている。その根拠として、

- AGの合意においても噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていること  
は規制要件とされていないこと
- 本件要件ハは「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができ  
るもの」と規定するのみで当該噴霧乾燥器が曝露防止構造を有するか否  
かについて何ら規定していないこと
- 曝露防止構造を有することを規制要件とするとAG合意の内容よりも  
規制が緩くなってしまうこと

が挙げられている（丙25、調査嘱託回答3ページ、丙38・3ページ及

び4ページ、[ ]6ページ)。これらの理由は、AG合意の内容を踏まえ、本件省令の文理解釈から導き出されたものであって、極めて合理的なものである(本件要件ハの「殺菌」の解釈についての[ ]補佐及び安保管理課[ ]課長補佐の供述調書(丙4、丙10)においても、曝露防止構造に関する供述は一切ない。)。

ウ 他方、一審原告らは「作業者が内部に残留する細菌等に被曝するような噴霧乾燥器は、安全に生物兵器を製造できるものとはいはず、生物兵器製造装置としての使用に耐え得るものではない」などとして、曝露防止のための構造を備えていることが規制要件になる旨主張するが、生物兵器の製造に当たって必ずしも曝露防止構造を備えていることが必要となるわけではない。経産省の[ ]補佐も、規制要件としては本件要件ハで足り、それ以上に曝露防止構造が備わっていることまでは求められていないとの合理性について、バイオハザードレベルの高い部屋の中で無人で噴霧乾燥器を運転させれば曝露は防げるため、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていなくても生物兵器の製造自体は可能である一方、噴霧乾燥器のメンテナンスの際には作業員が機器を開ける必要があるので、その前に機器の中に存在する微生物を死滅させる機能が備わっている必要がある旨説明している([ ]40ページ)。

エ このように、本件要件ハに該当するといえるためには細菌等に曝露されずに当該噴霧乾燥器の内部を滅菌又は殺菌できるものでなければならないという一審原告らの主張は、合理的な根拠を欠く独自の見解であり、この点に関しても、本件要件ハ検査機関解釈に何ら不合理な点が認められないことは明らかである。

(5) 検査機関として、経産省の示す本件要件ハの解釈に基づき検査を行うことは当然であること

以上のとおり、本件要件ハ検査機関解釈は、本件省令を所管し本件要件ハ

の解釈権限を有する経産省の解釈と何ら異なるものではなく、捜査機関としては、同解釈に基づいて捜査を行うことは当然であって、同解釈を採用したことについて合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかということはできないとした原判決の判示部分は正当である。むしろ、前記第4の3(2)のとおり、犯罪があると思料するにもかかわらず、恣意的な判断により捜査をしないというようなことは捜査機関として許されないのであって、当時、外事一課が同解釈に基づき犯罪の嫌疑があると判断して一連の捜査を進めたことに不合理な点は認められない。

2 経産省が本件要件ハ捜査機関解釈を受け入れたことについて客観的に合理的な根拠が欠如していることをうかがわせる事情を公安部が知悉していたとの一審原告らの主張が失当であること

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、経産省相談メモには、

- 経産省が、本件要件ハについて本件要件ハ捜査機関解釈と同旨の解釈どころか、そもそも本件通達の文言以上の確たる解釈を有していなかったこと
- 経産省が、本件要件ハ捜査機関解釈の合理性や、これを前提とした本件各噴霧乾燥器の規制該当性の判断について否定的な見解を表明していたこと
- 経産省が、外事一課に捜索差押えを実施させて別件で立件させるために本件要件ハ捜査機関解釈を本件通達の解釈として受け入れ、捜査関係事項照会に対して本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに「該当すると思われる」との回答を行ったこと

がそれぞれ記載されているとして、経産省が外事一課との密約に基づいて本件要件ハ捜査機関解釈を容認していたものであり、本件要件ハ捜査機関解釈の合理性を規制当局として相応の根拠を持って認めたものではなく、そのこ

とを外事一課も認識していた旨主張する（一審原告ら控訴理由書第2の2及び3・18ページないし61ページ）。

(2) 外事一課員が安保管理課に相談した際の同課員の発言は、経産省の正式な回答ではなく、飽くまでも個人的見解や意見にすぎないこと

経産省相談メモ（甲166の1ないし13）は、いずれも平成30年8月10日付けの安保管理課長による回答（丙3）がなされる前の打合せに係るものと見られる。既に述べたとおり、これらの文書が実際に外事一課員が作成したとの前提に立つわけではないし、記載された内容の正確性が確保されたものでもないが、仮にここに記載されているようなやり取りが実際になされていたとしても、第一審における経産省[■■■]補佐、[■■■]検査官の証人尋問からも明らかなどおり、そのやり取りはいずれも経産省としての正式な回答ではなく、内部での検討段階における安保管理課員らの個人的見解や意見を述べたものにすぎない。

具体的には、[■■■]補佐は、捜査関係事項照会に対する回答がされる前の打合せについては、

- 「事前の打合せなので、個人的な直感というか、その瞬間感じたことなんかはしゃべったかもしれません。」（[■■■]19ページ）
- 「（あなたとしては打合せの場で個人としての考え方を述べていたということか問われ） そうですね。最終的には、捜査事項照会とか陳述調書とか公式のものになるときにはオフィシャルにしないといけないですが。」  
(同20ページ)

と、捜査関係事項照会への回答より前の自身の発言は個人的な直感や意見を述べたものである旨証言している。同じく、[■■■]検査官も、

- 「（外事一課員からの相談対応の際に自身が話した内容は）個人的な意見等を述べた程度であり、法令解釈等に関し、弊省の公的な見解を述べることはなかったと記憶しています。」（乙14・3ページ）

- 「私自身は、外事一課員との相談窓口を務めていましたが、法令解釈や該非の判断を行う立場ではなく、弊省内部での検討や確認が終了するまでは公的見解を回答することができませんので、該当、非該当いずれの可能性もある旨を述べたのではないかと思います。」（乙14・3ページ）
- 「この相談の時期につきましては、まだ該当、非該当の確認ができておりませんでしたので、その途中の段階の発言だったと思います。」（[■]3ページ及び4ページ）
- 「（まだ途中の段階の話ということなので、公式な回答を述べていなかつたという理解でよいか問われ）はい、それはそうです。（公的な回答や見解を回答するのは）内部で該当、非該当の確認をした後でござります。」（同4ページ）
- 「まだ確認ができておりませんでしたので、そういった意味で途中段階のもの、私の個人的な感触も含めて申し上げると申し上げました。（その当時に内部で出ていた意見を伝えたのか問われ）そういうケースもございますし、私が個人的に考えて、ぱっと申し上げたような、また、私がちょっと誤解して何か申し上げたようなこともあったのではないかと思います。」（同11ページないし12ページ）

と陳述及び証言している。このように、経産省正式回答前の個々の相談の際の発言は、いずれも担当官の個人的な見解や意見の域を出ないものであることを発言者自身が明確に認めているのであって、仮に経産省相談メモに記載されたようなやり取りがあったとしても、そこに記載された見解や意見が経産省の正式な回答でなかったことは明らかである。

- (3) 行政庁が所管法令の解釈適用について問い合わせを受けた場合に、訴訟リスク等を考慮し、抑制的対応をすることはむしろ通常であること  
ア 一般的に、行政庁が所管する法令の解釈適用について問合せを受けた場合に、万が一にも誤った回答をすれば、国民生活等に重大な影響を生じさ

せることにもなりかねないことから、正確で責任ある回答となるよう、根拠を具体的に確認し、不確かな点があれば、それを様々な角度から議論・検討するなどして確実な結論を得た上で正式に回答することが通常である。

イ とりわけ本件では、安全保障貿易管理に係る具体的な事件について関係法令の適用の可否が問われていたのであり、前例も乏しい中で、その対応如何によっては、我が国の製品の輸出に際して一定の制約を生じさせて国民の自由な経済活動を制限することとなる面と、我が国の製品が生物兵器の製造に転用されて国民や国際社会の安全を著しく脅かすこととなる面とを併せ持っていたのだから、また、判断の当否が事後訴訟で争われる可能性があることから、関係法令の適用の可否についていずれの結論を出すにしても、それが確実に誤りのないものであるといえるよう、所管する経産省において慎重に議論・検討が行われたとみるべきである。したがって、外事一課員がかかる相談をしたときに安保管理課員から否定的な意見が出たことがあったとしても、それらは上記(2)のとおり飽くまでも経産省が正式な回答を行う前の担当官の個人的見解や意見にすぎず、経産省内部において慎重に検討していることを外事一課に伝えている以上の意味を持つものとは認められない。実際、この点について、[ ] 検査官は「(外事一課員からの相談対応の際に)まだ決まっていない段階でございますので、非該当の可能性をかなり多く申し上げたように思います。」( [ ] 4ページ) 「警察の方、大変熱心にやってらっしゃいましたので、ちょっと待ってくださいといいますか、少しまだ確認の途中ですので、クールダウンしていただくとか、そういう趣旨、あと、内部ではこういう意見が出ていきますみたいなことをお伝えするというふうな趣旨だったかと思います。」(同 5ページ)、「私、窓口ですので、後で何かこんな熱心にものすごく何回も何回も来て、やってらっしゃるのに、何だとか言われるのが嫌なので、できるだけ非該当の、何というんでしようか、方向性も広めに、堅め

(

にお伝えしていた」（同37ページ）と証言し、■補佐も「組織として捜査事項照会にお答えするまでの間は、いろんな議論をします。いろんな議論という意味は、最終的に公判になれば、当然、必死で被疑者も主張してくるでしょうから、そのときに我々の説明に穴があつてはいけないよねということで、お答えするからには責任を持った回答をしなければいけないので、そのためにいろんな角度から批判的に考えますし、当然、不安もありますので、やっぱ大丈夫かな、大丈夫かなみたいな、日々、そういうのと葛藤しながら議論をして、最終的に判断をしてるというところです。」

と証言している（■31ページ）。このことからも、当時、安保管理課員から外事一課員に伝えられた経産省内部での議論・検討の状況の中に否定的な意見が含まれていたとしても、それは飽くまでも経産省の担当官として誤りのない回答をするために様々な角度から慎重に検討を加えることを目的として行っていたものであり、かつ、経産省としての正式な回答をするための議論の結果が出るまでは外事一課側に過度の期待を抱かせないよう、あえて抑制的な対応に徹していたものにすぎず、それ以上の意味を有しないことは明らかである。そして、その後に、幹部まで含めた経産省としての組織的検討の結果として、本件各噴霧乾燥器がリスト規制の対象に「該当すると思われる」旨の回答がなされたものである。

(4) 本件要件ハに関する経産省の解釈は当初から定まっていた上で、本事実関係を基に当該要件に該当すると判断することが可能かどうかが、省内で議論になっていたとみることが相当であること

ア 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については、本件通達に、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含ま

ない。」と定められている。これは、本件通達に噴霧乾燥器に関する規定が盛り込まれた平成25年10月15日から変わっておらず（調査嘱託回答1ページ）、本件各事件の捜査当時も当然この解釈に基づき捜査が進められていた。この点、[■]補佐も同旨の証言をしている上（[■]4ページ）、[■]検査官も、外事一課員が相談に来た初期の段階で本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈に本件通達が用いられることを伝えたと証言している（[■]2ページ及び3ページ）。すなわち、外事一課員が安保管理課に初めて相談した時点において、本件要件ハの「殺菌」の解釈そのものは定まっていたのであり、そのことを疑う余地はない。

その上で、仮に安保管理課員が経産省相談メモに記載されているとおりに以下の発言をしていたとすれば、当時の経産省内では、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当するとして一審原告会社を刑事事件で立件することが証拠上可能か、ということが主に議論になっていたと理解することが、正確かつ妥当である。

① 平成29年10月6日（1回目の相談。甲166の1参照）

- 経産省が「滅菌又は殺菌」について判断基準にするのは、本件通達の解釈の「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」という規程のみで、この解釈についても、文章以上の解釈をしていないのが現状である。
- （安保管理課員からの依頼事項として）防衛省等の有識者や噴霧乾燥器ユーザー（特に菌や生物の製造者）から、該当器が細菌（特に炭疽菌、ボツリヌス菌等兵器級のもの）は製造可能か否か、噴霧乾燥器

の滅菌又は殺菌の方法（実際の方法や他の方法で可能か否か）を数多く聴取してほしい。

② 平成29年10月13日（2回目の相談。甲166の2参照）

- 一審原告会社は何らかの理由を持って本件要件ハを非該当としていると思われ、それを第三者が該当と判断するためには、誰もが納得する方法で、該当器が滅菌又は殺菌できることを証明する以外にない。
- 実証実験をしてほしい（機械のどの部分を滅菌又は殺菌できればよいかの解釈は、AGの経緯等により経産省が判断する。）。

③ 平成29年10月27日（3回目の相談。甲166の3参照）

- 11月初旬を目処に実験等の方法を決定して相談に来るので、その方法の是非について11月中に判断してほしい（一審被告都指定代理人注記：外事一課員の発言として記載されているものと思われる。）。

④ 平成29年11月2日（4回目の相談。甲166の4参照）

- 噴霧乾燥器の有識者（メーカー、ユーザー）から、殺菌方法、殺菌すべき場所、殺菌の判定方法について聴取した上で、客観的にみて、一般的といえる実験方法や判定方法を決定してほしい。

⑤ 平成29年12月1日（6回目の相談。甲166の6参照）

- 噴霧乾燥器の該非判定について、管理課内でも意見が真っ二つに割れている。実験によって殺菌を証明する等、滅菌又は殺菌ができないといえない機械なら該当と回答して良いのではないかという意見と、乾熱殺菌で該当としている国はなく、外事一課が聴取している乾熱殺菌可能という話は全て理論上の話である等の理由で、該当とはいえないとの意見に割れており、完全に平行線になっている。

⑥ 平成29年12月5日（7回目の相談。甲166の7参照）

- （外事一課員が提示した殺菌実験について）乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法に定められた方法で行うべきで、指標菌はBacillus atrop

haeusじゃないと何の証明にもならない。

- 殺菌という定義があいまいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだと考える。

⑦ 平成29年12月8日（8回目の相談。甲166の8参照）

- 実験の方法に根拠がほしい。

⑧ 平成30年1月26日（10回目の相談。甲166の10参照）

- 「乾熱」そのものを否定するわけではない。

⑨ 平成30年2月2日（11回目の相談。甲166の11参照）

- 「殺菌」が曖昧なので「滅菌」を証明するべきであるが、警察は「滅菌」の実験をしていない。

イ もとより、刑事事件においても、法令の規定だけではいくら精密な表現を用いて犯罪の成立要件を記述しても、犯罪の定型は抽象的にしか決めることができず、結局は個々の具体的な事案に即して判断することが求められることは論を俟たない。そして、甲166号証の1ないし13の内容からすると、その打合せの場において、外事一課員と安保管理課員は、上記の本件要件への解釈を前提にして、本件噴霧乾燥器1がそれに該当すると証拠上認められるか、その立証は十分であるかという点について慎重に議論していたことは明らかである。

このことは、■■■検査官が「私は、警察とお話をしていたのは、殺菌が不明確というよりは、殺菌は通達の解釈ではあるけれども、どうやってそれが具体的に証明できるのかとかそういう手法とかが不明確。」（■■■18ページ）、「最初のうち、私、知見が足りなくて、殺菌とかどういったものかと思った可能性はあると思いますが、警察とお話を何度もしていたのは、結局、じゃあどうやって説明、それを証明するのかみたいなことだったような感じがいたします。」（同ページ）などと証言するとともに、本件要件への「殺菌」の解釈は本件通達に示しており、外事一課員

との主たる検討は同解釈に本件噴霧乾燥器 1 が当てはまるかどうかというところである旨も証言している（同 27 ページ及び 28 ページ）こと、さらに、[ ] 補佐も「（現在の解釈を経産省として明確に採用したのはいつか問われ）明確に議論して、やったのは、この事件のときだと思いますよ。

（経産省としての正式な回答のときということが問われ）回答に至るまでのなかで、どうですか、解釈はどうですかと聞かれて、それを明確化していくところということになったということだと思いますけど。」（[ ] 27 ページ）、「我々としては解釈通達である程度、明確にしているというふうに思ってますが、更にそれを突き詰めてどうですか、どうですかと延々、聞かれればそれに一つ一つお答えしなきゃいけないということだと思っていて、それは聞かれてないから答えてないので、もし過去の時点で聞かれていれば、その時点でも同じ議論、同じ整理で同じ答えになって、必然的にそうなるでしょうということを意味してます」と（同 28 ページ）、「議論になっていなかった時点で明文化されてないことはあり得るし、多々あるんじゃないでしょうか。」（同 46 ページ）と証言するとともに、「私自身は、本件が最初に警察から相談が来たときに、そもそも一般論として外為法違反というのは非常に難しく、一番難しいのは故意性の認定。刑事罰においてはこれは過失犯はないので、外為法においては当の本人がほんとに悪意を持ってやったかどうか、あるいは重過失があったかどうかというところが重要になります。本件は、大川原さんが勘違いをしましたとおっしゃったときに、なかなか難しいんじゃないのかなと思いました。だから、難しいですよということは率直に申し上げたと思いますし、過去、それで起訴できなかった事案というのも実際あります」（同 31 ページ及び 32 ページ）、「ケースバイケースですけど、簡単に該非判定できるものもありますし、見ただけで、誰でもそうよねというものもありますし、本件のように解釈にほんとに当てはまるのかというので、正に実

験をして、ほんとに温度が上がるのかとかまでやらないと分からぬものっていうものもあるでしょう」（同39ページ）と証言していることとも整合する。

ウ このほか、経産省相談メモには、安保管理課員の発言として、

- ① 外事一課が聴取している乾熱殺菌可能という話は全て理論上の話であり、実際に行っているユーザーはいない旨、CIP機能付や蒸気滅菌機能付きといった「滅菌、殺菌の機能をあえて付加したもの、メーカーがその機能を保証するもの」のみを対象として該当と判断する旨、規制該当と判断しない大きな理由は、滅菌殺菌する仕様として作られた機械ではないという点が大きい旨（甲166の6及び10）
- ② 乾熱実験の指標菌は芽胞形成菌じゃないと何の証明にもならない旨、芽胞形成菌は滅菌も殺菌もできないという結果をもって反論してきたり、ペスト菌の実験では勝てないと考えている旨、有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるか分からないものを一括りに「殺菌できた」といえるのか疑問である旨（甲166の7、8及び11）
- ③ 本件要件ハの趣旨からすると、本件噴霧乾燥器1のようなオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべきではないか、排风口から細菌が漏れないという実験も必要だと考える旨（甲166の7）  
などの記載がある。仮にこのようなやり取りがあったとしても、上記(2)のとおり、いずれも経産省の正式な回答ではなく、飽くまでも担当官の個人的見解や意見にすぎないものである上、本件通達の解釈を前提として、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当することの立証が十分かという観点で議論されていたものであることは明らかである。

実際、[ ] 検査官は「警察が実証実験、大腸菌でよいだろうかみたいな

お話をありましたときに、そのとき、大腸菌は法令の対象の菌でございま  
すので、そこは問題ないだろうとは思いましたけれども、念のためといい  
ますが、そういう意見が出るかもしれないで、該当性を高めるという  
意味で、芽胞菌が殺菌できた方がいいんじゃないですかねとか、そういう  
意見が出るかもしれませんねというような趣旨を申し上げた記憶はござい  
ます。」（[ ] 9ページ）、「（該当という判断をより確実に出すために  
は、大腸菌よりも熱の耐性の強い菌が死んだ方がよいという意見も出てい  
たのか問われ）その方はもうちょっと、大腸菌よりもうちょっと上の菌が  
殺せた方がいいかもしれないねというようなことだったのではないかなと、  
ちょっと推測ですけれども。（法令解釈の問題というよりは、該当性の判  
断に立ってより熱の耐性の強い菌の死滅を考えた方がよいという意見だつ  
たか問われ）はい、そうですね。」（同 28 ページ）と証言しているし、  
[ ] 補佐も「（経産省に対する照会に際して、外事一課が曝露防止を念頭  
にした資料を添付していることについて問われ）これは正に念には念を押  
して、いろんなところを積み上げていくということはしてたんだと思いま  
す。私自身は曝露防止は条文にもないんで、それをもって規制非該当です  
という主張は公判になってさすがに通らないだろうというふうには思って  
ましたが、そういう主張がなされる可能性もあるんであればということを  
気にしてた人もいたと思うので、何かプロセスでそういう実験もしたんじや  
ないですかな。実験というか、調書も取ってたんじゃないですかね。そ  
ういうものが付いてたからといってあんまり不思議ではないんですけど、ここ  
の部分は本件の判断等には直接関係なくて、どちらかというと補強材料ぐ  
らいの位置づけじゃないかと思います。」（[ ] 35 ページ及び 36 ペー  
ジ）、「（HEPA フィルターについての資料が付いていることについて  
問われ）私自身の認識では、余り HEPA フィルターというか、これは該  
非とは直接じゃないよねと、そもそも条文にないので、それがクリティカル

ルじゃないよねと思いつながらも、そうですね、そういう主張もあり得るんだろうし、取つといで損はないんじゃないぐらいの感覚だったんじゃないかなというふうに振り返ると思いますけれども。」（同39ページ及び40ページ）、「（芽胞菌も殺せなければならぬという意見もあり得たのか問われ）というか、そういう批判をして、これ、行政として申し上げると、批判的な立場からおっしゃる方々ってたくさんいますので、ロジックを詰めるという意味ではそうです。」（同45ページ及び46ページ）と証言しており、当時、本件通達の解釈を前提として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することの立証が十分かという観点で議論されていたことは明らかである。

エ 加えて、一審原告らは、経産省内部でのやり取りのメールと思われるもの（甲164）を提出し、[ ] 検査官が「殺菌・殺菌方法については、日本において殺菌について、一般的／標準的な定義や解釈がないようで、この部分については、現状、悩んでいる状況です。」（同3枚目）と記載していることを捉えて、経産省は本件要件ハの確たる解釈を全く有していなかつたと主張するようであるが（一審原告ら控訴理由書第2の3(1)・40ページ）、一審被告都の原審における被告都最終準備書面第4の2(2)エ（78ページ及び79ページ）で述べたとおり、[ ] 検査官は、このメール等に関して、「私どもは、殺菌については運用通達に書いてございますが、参考として他の国の、よりよく施策を行うために他の国の状況も聞いてみたいと思ったということかと思います。」（[ ] 24ページ）、「殺菌の定義については運用通達に書いてあるんですけども、その方法がよく分からなかつたりするんで、ということを多分言うべきだったんだと思うんですけど、何かいろんなことをごっちゃにいろいろ書いてるんじゃないかなと思います。」（同31ページ）と証言しており、飽くまでも本件要件ハの解釈は本件通達に明記されていることを前提に、本件各噴霧乾

燥器が本件要件ハに該当することの立証が十分かという観点から、殺菌方法（実験による立証方法）をどのように考えるべきかを検討するための参考として他国の状況を質問しようとしていたものとみるべきであるから、一審原告らの主張は失当といわざるを得ない（経産省相談メモにも、「現在、AG加盟国における規制内容等を確認するための準備として、各国に投げかける質問事項の策定等を行っている。外国の規制はあくまで参考ではあるが、海外の参考を見た上で該非の判断をしたい。」〔甲166の10・2ページ〕との記載がある。）。

(5) 経産省が別件で立件させるなどの意図をもって「該当」と判断したものではないこと

一審原告らは、経産省が外事一課に捜索差押えを実施させて別件で立件させるために本件要件ハ検査機関解釈を本件通達の解釈として受け入れた旨主張するが、事実関係を著しく誤って理解したものといわざるを得ない。

甲166号証の5には、安保管理課員の発言として、「本件が起訴されて公判になった場合、大川原社から『経産省もCISTECも何も言わなかつたので、非該当で良いと思っていた。』と抗弁される恐れがある。故意性を立証するのに障害となる可能性があり、経産省として支えることができないと考えている。」（同1ページ）との記載があり、さらに、「警察がまずはガサに入りたいというなら、裁判官が令状を出すのに足りる表現をしたいと思う。」（同2ページ）との記載が認められる。また、甲166号証の12には、安保管理課員の発言として、「今回の器械が法令に照らして、該当の可能性があるのか、ないのかといえば、あるといえるだろう。」（同1ページ）、「ガサをやること自体は悪いことではないと考えている。ガサでいろんな情報を入手してきてもらいたい。」（同2ページ）、「行政には限界がある。行政指導は、相手の聞き取りと客観資料でのみしか判断できないが、都合のいい資料しか出てこないし、話を聞いても、知らなかつたと通されて

しまえば、セーフで終わってしまう。だから、警察のガサに期待している面もある。違法性の認識を出してもらえたならありがたい。」（同3ページ）との記載がある。仮に、安保管理課員が実際にこの種の発言をしていたとすれば、その安保管理課員は、個人的見解として、本件噴霧乾燥器1は客観的には規制要件に該当する可能性が否定できないものの、故意性の立証が困難であるのではないかと懸念し、警察の搜索差押えによってその点を補強する材料入手することができれば、より確実な検討が可能になると考えていたことがうかがわれる。

他方で、経産省相談メモには、

- 「殺菌実験について12／20、21を予定している旨及び実験方法等を説明したところ、『実験をやめてほしい（200万円もの予算をかけたとなると警察もただでは引かなくなるとの懸念から）』という本音が感じられた」（甲166の6・2ページ）
- 「警察が強制捜査を行った後に、当省が明確な理由を持って『非該当』の回答を出したらどうなるのか、お互いの関係を壊すのではないかという不安がある。」（甲166の11・2ページ）
- 「警察はガサに入った以上、何か結末をつけないと厳しいのでは。警察が『ガサに入ったのだから、クロにしてくれ。できる規定だから、該当でしょ。』となるのは勘弁してもらいたい。捜査が進展していくうちに、状況が厳しくなった場合に、後でこちらが 限りなくグレーだけど、該当とは言い切れない とハシゴを外すような形になる可能性もありうる。後で警察に対し面子を潰して迷惑をかけてしまうのではと懸念している。その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入つたからには該当と言いつてもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる。」（甲166の12・2ページ）

との記載も認められる。各行政機関は、その業務を遂行する上で他の行政機

関に接触する必要がある場合は、相互に無用の負担が生じることのないよう可能な範囲で配意、協力し合うことが通常であり、捜査機関が他の行政機関に必要な照会を行う場合も、過不足なく円滑に的確な回答が得られるよう、事前に十分な連絡・調整を行うことも一般的なことである。そして、刑事事件の捜査は、前記第4の3のとおり、捜査機関においてその責任の下で行われるべきものであり、本件各事件の捜査においては、経産省として求められていたのは、飽くまでも警察からの照会に対して関係法令を所管する行政機関として事実関係に即して正確な回答を行うということであった。仮に、安保管理課員が上記のような発言を実際にしていたとすれば、同課員らにおいては、当初、その時点では得られていた情報だけでは判断材料が十分でなく、的確な回答をするためには更なる材料が必要であることを繰り返し指摘すると同時に、外事一課において多額の費用を要する実験を行ったり、一審原告会社に対する強制捜査を行ったりして更なる資料を収集したとしても、その内容によっては捜査の遂行にとって必ずしも有利にならない回答をせざるを得なくなるおそれもあることを懸念していた状況が認められる。その上で、最終的には、外事一課がリスクを承知の上で行うのであれば、経産省として外事一課の捜査方針に特段の異論を述べる立場にないという結論に至ったものとみるのが相当である。

この点に関し、■補佐は、「私自身は、本件が最初に警察から相談が来たときに、そもそも一般論として外為法事案というのは非常に難しく、一番難しいのは故意性の認定。刑事罰においてはこれは過失犯はないので、外為法においては当の本人がほんとに悪意を持ってやったかどうか、あるいは重過失があったかどうかというところが重要になります。本件は、大川原さんが勘違いをしましたとおっしゃったときに、なかなか難しいんじゃないかなと思いました。だから、難しいですよということは率直に申し上げたと思いますし、過去、それで起訴できなかった事案というのも実際ありますので、

その難しさを伝えた上で、それでもなお警察は本気で捜査事項照会まで出して該非判定をしてほしいと。故意性の認定については警察の捜査の話だからということであれば、我々はそこにもう口を出すことはできないので、故意性の認定は経産省の仕事でありませんから、それ自体は捜査をする過程で、任意の聴取なのか強制捜査なのか、何かしらメールなりをチェックをするとかですね、そういう中で出てきたら故意があつて、起訴されるんだと思っていたんで、そこはある種の割り切りで、じゃあもう純粋に我々は該当非該当の議論だけをしますと、そこから先はもう警察、検察にお任せしますというのが立場でした。なので、その割り切りができたことによって、ある意味で言うと本件にちゃんと向き合うというところは、心理的にはそういう気持ちがありました」（[REDACTED] 31 ページ及び 32 ページ）と証言しており、このことからも、当時、経産省の担当官において懸念していたのが故意性の立証であり、それを補強する材料を警察の責任の下で捜査によって入手することについて、特にそれを否定しないということを述べていたにすぎないことは明らかである。

このように、[REDACTED] 補佐は、飽くまでも経産省として行うべきことは判明している事実関係に基づいて該当・非該当の判断をすることであつて、そのため如何なる捜査を行うかについては警察や検察が判断すべきことという趣旨の説明をしたものであり、当時、経産省において、外事一課に捜索差押えを実施させて別件で立件させるために本件要件ハ捜査機関解釈を本件通違の解釈として受け入れたといった事実がないことは明らかである。

なお、前記第 4 の 4 のとおり、捜査の各段階において求められる嫌疑は異なるのであって、捜索差押えを実施する際に公訴提起時や被疑者の逮捕時に求められる程度の嫌疑までが要求されるものではないことはいうまでもない。

(6) 経産省の該非判断に変更などなく、かつ、公安部長が経産省幹部に働きかけをしたという事実は存在しないこと

一審原告らは、平成30年2月8日に経産省の該非判断が変更され、それは公安部長による経産省上層部への「働きかけ」に起因するものであると主張し、その根拠として、

① 平成30年2月8日付けの経産省相談メモに「公安部長が盛り上がっていっているというのは耳に入ってきてている」、「どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので」、「この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する」（甲166の12・3ページ）との記載があることや、

② 原審における[■]警部補や[■]警部補の証言を挙げている（一審原告ら控訴理由書第2の3(3)ア・50ページないし52ページ）。

しかし、経産省相談メモには「働き掛けがあった」旨の記載はそもそも存在しておらず、①は、「公安部長が盛り上がっている」等の記載から、一審原告らが「働き掛け」の存在を連想したものにすぎない。また、[■]警部補も[■]警部補も、「働き掛け」を見聞きしたわけではなく、それを憶測しているだけであり、②は、両名の憶測を基礎として、一審原告らも「働き掛け」の存在を憶測したものにすぎない。

これに対し、関係者のこれまでの証言や改めての事実確認の結果等を踏まえると、そもそも経産省の該非判断に変更などなく、かつ、「働き掛け」の事実も一切認められないことから、一審原告らの上記の主張は著しい事実誤認といわざるを得ない。以下にその詳細を述べる。

ア そもそも、経産省が「方針転換」したという事実は存在しない。一審原告らが根拠として示す経産省相談メモによれば、平成29年11月7日の時点で既に[■]補佐は「警察がまずはガサに入りたいというなら、裁判官が令状を出すのに足りる表現をしたいと思う。」と言ったこととされている

(甲166の5・2ページ)。仮にそのような発言があったのだとすれば、経産省が平成30年2月8日の公安部との打合せにおいて、それまでの姿勢を一変させて、公安部による一審原告会社への捜索・差押えを容認する姿勢に転換したという一審原告らの主張は、その前提を欠いている。

むしろ、経産省相談メモによれば、■■■補佐は、平成29年11月7日の時点では「（捜索差押え許可状請求に向けた回答振りとして）該当すると言える蓋然性がある 非該当とは言えない・・・ぐらいで、過去の経緯もあり、明確に該当するとは回答できない。」と言っていたとされており（甲166の5・2ページ）、その後、平成30年2月2日の時点では、安保管理課員が「該非の回答は、通常は『該当する』、『該当すると思われる』、『該当する可能性は否定できない』、『非該当』等であるが、『該当する可能性は否定できない』というレベル的回答を出したとして、令状は下りるのかと■■■補佐が気にしていた。」と述べたとされ（甲166の11・2ページ）、さらに、同年2月8日の時点では、■■■補佐が「照会文書の回答を出すにあたり、『表現ぶり』で調整するしかないと考える。これまでのケースは99パーセント該当、残りの1パーセントが非該当というレベルだったので、『該当と思われる』という回答だったが、今回はひっくり返って、非該当と判断する状況もありうるので、『該当と思われる。』という文言は厳しく、該当の可能性を否定できないというのが一番いいと考えるが、どちらにしても、確度が低い回答となる可能性がある。」と言ったこととされている（甲166の12・3ページ）。仮に、これらのような発言があったのだとすれば、平成29年11月7日から平成30年2月8日まで、経産省の担当官たる■■■補佐は、少なくとも非該当ということにはならないとの意見で一貫しており、経産省が「方針転換」したことを示す内容は一切認められない。強いて挙げるとすれば、上記(5)のとおり、

- 当初、その時点で得られていた情報だけでは判断材料が十分でなく、経

産省の担当官として、的確な回答をするためには更なる材料が必要であることを外事一課に対して繰り返し指摘すると同時に、一審原告会社に対する強制捜査を行ったりして更なる資料を収集したとしても、その内容によつては捜査の遂行にとって必ずしも有利にならない回答をせざるを得なくなるおそれもあることを懸念していたが、

- 最終的には、外事一課がリスクを承知の上で行うのであれば、経産省としては、該非に関する議論のみを行い、強制捜査を行うという外事一課の捜査方針に特段の異論を述べる立場はないという結論に至ったという程度であり、これを「経産省の方針転換」としてあたかも不当なことのごとく主張するのは、著しい事実誤認以外の何物でもない。

なお、甲166号証の12・3ページには、「公安部長が盛り上がりしているというのは耳に入ってきた。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。」との記載も認められるが、これは上記(5)で述べたとおり、経産省側としては、その時点で回答できる内容には限界があり、その後の捜査で得られる証拠や情報によつては該非の判断が変わり得ることを懸念していたことから、その旨を念押しした発言にすぎない。このように、捜査の進展によって得られる材料次第では該非の判断が変わり得るとの経産省側の立場は、終始一貫しており、「方針転換」した事実は認められない。

イ 公安部長が経産省幹部に「働き掛け」をしたという事実は存在しない。

- ① 甲166号証の12・3ページには「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきた。」との記載はあるが、そもそも「公安部長の働き掛けがあった」旨の記載は存在しない。仮に、安保管理課員が実際に「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきた。」と発言していたとしても、その発言から「公安部長の働き掛けがあった」と考えるのはあまりに飛躍が過ぎる。（そもそも経産省に「方針転換」の事実が

ないことは、上記アで述べたとおりである。)

② 原審において、[■]補佐は、一般的に幹部同士が電話をすることはあり得るとしつつも、それによって、該非判定が変更になることはあり得ないし、そのような指示を受けた事実もないと明確に証言している ([■]33ページ)。また、[■]検査官も、公安部長から経産省に働きかけがあつて、非該当の方針から該当の方針に変わったという話は一切ないと明確に証言している ([■]10ページ)。上記アで詳述した当時の状況からしても、これら一貫した証言の信用性に疑いを差し挟む余地はなく、公安部長の「働き掛け」をうかがわせるような事情も存在しない。

③ 一審原告らが主張する「働き掛け」について、一審被告都指定代理人において、改めて当時の関係者に聞き取りを行うなどして所要の事実確認を行った結果、公安部長が経産省幹部に働き掛けたという事実は一切認められなかった。一審原告らは、「平成30年1月26日ないし同年2月2日から、同月8日までの1週間余りの間」に公安部長の「働き掛け」があつたと主張しているものと解されるが、その当時に安保管理課で[■]補佐の部下として勤務しており、平成30年2月8日の打合せにも同席していた[■]検査官 ([■]警部補のこと。以下「[■]検査官」という。) は、「私は警察から出向している立場でしたので、仮に警視庁サイドで何か動きがあれば当然に警視庁の担当者や経済産業省の上司から私の耳に話が入りますし、ましてや、『公安部長が経済産業省に何らかの働きかけを行つた』という事実があれば、警視庁と経済産業省の調整役である私に経済産業省の上司から話が降りてくるものと思われますが、そのような話は一切ありませんでした。ですので当然のことながら、私が[■]警部補に対して『公安部長が働きかけて経産省の方針が変わった』などと伝えた事実は一切ありません。」、「私は、公安部長が経済産業省に働き掛けた事実は聞いていませんし、公安部長の働き掛けによって経済産業省側の見解が変

わったという認識はありません。」と述べ、「働き掛け」の存在を明確に否定している（乙57）。

また、当時、本件各事件の捜査を指揮していた████警部も、一審での証人尋問において、公安部長の「働き掛け」について「それは全くないと思います、聞いたことも全くありません。」と証言している（████16ページ）。

④ 一審原告らは、「働き掛け」に関する主張の根拠の一つとして、████警部補の証言を挙げている。その内容は、平成30年2月8日に経産省の回答が急に変わり、その理由として「公安部長が動いたと聞いている」との説明が経産省側からなされたというものである（████17ページ及び18ページ）。しかし、上記アのとおり、そもそも経産省がこの時点で「方針転換」したという事実自体が存在しない。また、経産省相談メモには「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきた」との記載しかなく、「公安部長が動いたと聞いている」との説明が経産省側からなされたという事実も認められない。経産省相談メモによれば、████警部補は同日の打合せに参加しておらず、████警部補自身もメモによって把握した旨を証言している（████28ページ）ことに照らすと、単にメモの内容を誤解したか、誤った記憶に基づき証言したものとみるのが妥当である。

⑤ 一審原告らは、「働き掛け」に関する主張の根拠の一つとして、████警部補の証言を挙げている。その内容は、平成30年2月8日の経産省との打合せにおいて経産省の見解に変化があった、それまでは回答は出せないという話だったが、回答を出す方向に変わった、████補佐が、ガサのための回答としては前向きな回答を出すが、その後、判断が変わるかもしれない」と述べた、などとした上で、公安部長が経産省に働きかけて経産省の姿勢が変わったと聞いているというものである（████16ページないし18ページ）。しかし、上記アのとおり、そもそも経産省がこの時点で「方針

転換」したという事実自体が存在しておらず、上記アの[■]補佐の証言内容に照らせば、[■]警部補が[■]補佐の「経産省として行うべきことは判明している事実関係に基づいて該当・非該当の判断をすることであって、そのために如何なる捜査を行うかについては警察や検察が判断すべきこと」という趣旨の説明内容を誤解したものというほかない。

加えて[■]警部補は、安保管理課の[■]検査官から、公安部長が経産省に働きかけて回答が変わったと聞いた旨証言している（乙55ページ）。

しかし、当時安保管理課で[■]補佐の部下として勤務しており、平成30年2月8日の打合せにも出席していた[■]検査官は、「私が[■]警部補に対して『公安部長が働き掛けで経産省の方針が変わった』などと伝えた事実は一切ありません」と述べ、[■]警部補への連絡を明確に否定している。その根拠として、[■]検査官は、

○ 「私は警察から出向している立場でしたので、仮に警視庁サイドで何か動きがあれば当然に警視庁の担当者や経済産業省の上司から私の耳に話が入りますし、ましてや、『公安部長が経済産業省に何らかの働きかけを行った』という事実があれば、警視庁と経済産業省の調整役である私に経済産業省の上司から話が降りてくるものと思われますが、そのような話は一切ありませんでした。」

○ 「公安部長の働き掛けによって経済産業省側の見解が変わったという認識はありません。」

と述べている（乙57）。仮に公安部長の「働き掛け」があったとしたら、警視庁からの出向者として知り得る立場にあったとする[■]検査官の説明は、出向者の実務に照らして合理的な内容であり、信憑性が極めて高い。こうした合理的な説明をしている[■]検査官の陳述に照らせば、[■]検査官が[■]警部補に対して「働き掛け」の件を連絡したという事実は認められない。

さらに、[■]警部補は、公安部長が経産省に働きかけた際の具体的な会話内容は知らないと証言している（[■]35ページ）。このように、「働き掛け」に関する[■]警部補の証言は具体性を欠き、憶測の域を出ないのである。

以上のとおり、

- [■]警部補の証言は、前提（経産省の「方針転換」）を欠き、かつ、具体性も乏しいこと
- [■]警部補の認識においても、「働き掛け」は[■]検査官からの伝聞情報にすぎないこと
- [■]検査官は、[■]警部補に対する「働き掛け」の連絡を否定していること

等を踏まえれば、[■]警部補は、誤記憶又は憶測に基づき証言をしたとみることが妥当である。

ウ 「働き掛け」の事実がないにもかかわらず、[■]補佐が「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきてる。」との趣旨の発言を仮にしたとしても、それには合理的な理由がある。

[■]検査官は、陳述書において、「『甲第166号証の12』と表記がある平成30年2月8日付けの『メモ』を見せていただき、そこに『公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきてる。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。』と記載がありますが、私は、当時、[■]補佐との日常的な会話の中で、『この事件は公安部長まで報告している案件である』旨を説明していましたので、これを受け、『公安部長まで報告が上がっている』との認識を持っていた[■]補佐が言及した内容が、同メモに記載されているものと思います。」と述べている（乙57）。つまり、[■]検査官は、「本件各事件の捜査の話は、公安部長まで上がっている」旨を[■]補佐に報告していたということである。これを受け、[■]

■補佐は「公安部長まで上がっている」との認識を有していたと考えられることから、例えば、

○ 打合せで ■補佐が「公安部長まで上がっていると聞いている」との趣旨の発言をし、記録作成者が「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきてている。」と誤記載した可能性や、

○ 「公安部長まで上がっている」との認識を持っていた ■補佐が、打合せで「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきてている。」との趣旨の発言をし、記載作成者がそれを記載した可能性も十分あり得るところであり、そのいずれであっても不合理な点はない。

(7) 捜査機関として一連の捜査を進めたことに何ら違法性は認められないこと  
以上のとおり、甲166号証の1ないし13の記載のやり取りを基にしても、当時、「経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用したことについて客観的に合理的な根拠が欠如していることを窺わせる事情」（一審原告ら控訴理由書21ページ）自体が認められず、したがって、そのような「事情」を外事一課が知悉していたとする一審原告らの主張は失当というほかない。

そもそも、前記第4のとおり、第一次検査機関たる警察には、検査の端緒を得て犯罪の嫌疑があると判断した場合には、必然的に事案の真相解明を目指して必要な検査等を行うことが求められているのであって、犯罪があると思料するにもかかわらず、検査をしないというようなことは基本的に許されないこととされている。また、如何なる検査を行うかについては、個別具体的な状況に照らし、犯罪の軽重、犯罪の嫌疑の強弱、検査目的達成のためにその手段、方法を採る必要性、緊急性の程度、侵害される法益と保護される法益の權衡等を総合勘案して判断されるべきものとされている。そして、関係する刑罰法令の解釈・適用に関して吟味することも検査の範疇にあることはいうまでもない。

外事一課は、一審原告会社に外為法による安全保障貿易管理に係る規制に

違反して無許可で機器を輸出している疑いがあると認め、必要な捜査を行つたものである。その過程で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するといえるか否かについて、関係法令を所管する経産省に対して繰り返し確認を求めるなどした上で、本件要件ハ捜査機関解釈に基づき捜査を進めることとしたものであるが、上記1で詳述したとおり、一審原告らが主張する本件要件ハの解釈はいずれも合理的根拠に基づかない独自の見解にすぎない一方で、本件要件ハ捜査機関解釈は、当時から現在に至るまで、一貫して関係法令を所管する経産省の公式見解であり、これに基づいて捜査を進めることは捜査機関として当然のことといえる。

そして、上記(2)ないし(4)で詳述したとおり、当時、経産省の一部の担当官から慎重な見解や意見が示されたことがあったとしても、飽くまでもそれらは担当官の個人的見解や意見にすぎず、経産省としての正式な回答ではなかったのであるから、外事一課が必要な捜査を継続したことに何ら問題は認められない。むしろ、本件各事件は生物兵器に転用可能な機器が無許可で輸出されている疑いがあるという事件であり、仮にそのようなことが行われていたとすれば、我が国及び国際社会の安全性にとって重大な脅威となるものであることから、捜査機関として、嫌疑があるにもかかわらずこれを捜査しないというようなことがあってはならない。また、関係法令を所管する経産省から正式な見解が示されるなどして、犯罪に当たらない蓋然性が極めて高いと認められたのであれば格別、経産省に確認を求めている過程で一部の担当官から慎重な見解が示されたからといって、その個人的な見解に基づき安易に捜査を中断することが許されるものでもない。実際、本件要件ハの解釈については、結果としても当時の外事一課が採用した解釈が誤っていたのであって、「殺菌解釈の捜査」が「違法」であるとの一審原告らの主張は、何ら理由がないことが明らかであるし、当該解釈に基づいて一連の捜査を進めたことについても何ら問題は認められない。

翻って、一審原告会社では、「本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しない」という整理にして無許可で輸出していたものであるが、一審原告島田らの取調べ開始直後に、そのような整理にした理由として示されたのは、「殺菌は化学物質を使用する手法に限られる」などの合理的根拠に基づかない独自の見解であった。しかも、AGにおいて噴霧乾燥器を新たに輸出管理規制の対象とすることが議論されていた当時に交わされた経産省担当者と一審原告会社の担当者との間でのやり取りから、一審原告会社は、自らの主張する独自の見解が経産省の解釈と異なることを十分に認識していたことが強くうかがわれた。さらに、一審原告会社の大多数の従業員は、本件各噴霧乾燥器による乾熱殺菌は可能である旨の供述をしていた。それに加えて、後記第7で詳述するとおり、一審原告会社の製品が中国屈指の著名な兵器製造企業の研究所に納入されており、そのことを一審原告大川原や一審原告島田も認識していたとみられるなど、社として外為法のリスト規制又はキャッチオール規制に違反している可能性も十分に認められた。このため、当時、外事一課において、我が国及び国際社会の安全性を著しく脅かすおそれがある事案と判断して必要な捜査を進めたことは、捜査機関として当然のこととというべきである。

なお、本件要件ハ捜査機関解釈によれば、多くの噴霧乾燥器が規制対象に該当することとなってしまうとの指摘もあるが、外為法の安全保障貿易管理については、武器や軍事転用可能な貨物等が我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、規制対象となる貨物の輸出等について、飽くまでも経済産業大臣の許可にかかるしめるというものであり、それによって全てが輸出できなくなるものでもないのだから、その観点でも、本件要件ハ捜査機関解釈に特段不合理な点があるとは認められず、この解釈に基づき捜査を進めたことに問題は認められない。このことは、■補佐も「許可申請に来ていただいたらまるで全部輸出できなくなるみたい

な発想ではなくて、実際にこの国は、許可申請に来て、いっぱい許可されますから、そうじやないと日本経済止まりますので、そういう意味では別に許可申請をしていただければ普通に許可が出るんじゃないかなって、大半のケースでは、と思いますけれども。」と証言している（[ ] 44 ページ）とおりである。

### 3 有識者からの聴取に係る聴取結果報告書は適正に作成されたものであること

#### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、[ ] 教授、[ ] 准教授、[ ] 教授及び[ ] 教授の陳述書における各陳述を前提に、[ ] 警部補が[ ] 教授、[ ] 准教授及び[ ] 教授（以下「三教授ら」という。）から聴取した内容を記載した聴取結果報告書には、三教授らが語り得ぬことをあたかも自身の知見に基づいて捜査員に語ったかのような虚偽の内容が記載されており、また、外事一課 [ ] 警部補（以下「[ ] 警部補」という。）が[ ] 教授から聴取した内容を記載した聴取結果報告書には、あたかも噴霧乾燥器や法律に知見を有する[ ] 教授が、自身の知見に基づいて「殺菌」の方法等について語っているかのようにミスリードする内容となっているとして、外事一課が、経産省に本件要件ハ捜査機関解釈を受け入れさせるため、実際には聴取されていない内容を含む有識者の聴取結果報告書を作成して経産省に提供し、本件要件ハ捜査機関解釈が有識者の見解に沿うと誤解させていたなどと主張するものと解される（一審原告ら控訴理由書第 2 の 4・6 1 ページないし 76 ページ）。

しかしながら、そもそも各教授らが「話していない」とする内容の中には、本人が内容を確認した上で署名押印までした供述調書に明確に録取されている内容が数多く認められるほか、各教授ら自身も、捜査員らの質問に対して回答したり、捜査員らの説明に対して同意したりした可能性を認める陳述を行っており、虚偽の内容を記載したものとは認められない。特に、経産省に対する本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に係る照会（平成 30 年 8 月 3 日

付け及び令和元年7月26日付けのもの)に用いられた各教授らの聴取結果報告書については、虚偽の内容が記載された事実がないことはもとより、仮にそれらの聴取結果報告書のうち、各教授らが今になって「話していない」とする記述を除外したとしても、当時の経産省の判断(本件各噴霧乾燥器が外為法のリスト規制の対象に「該当すると思われる」旨の平成30年8月10日付け及び令和元年8月9日付けの回答)には影響しない。すなわち、外為法令の解釈や本件各噴霧乾燥器が規制対象か否かは、各教授らではなく経産省が判断する事柄であり、経産省は、外事一課が平成30年8月3日付け及び令和元年7月26日付けの捜査関係事項照会書に添付した、本件各噴霧乾燥器の温度測定結果報告書や大腸菌の乾熱殺菌実験の結果等を踏まえて「該当すると思われる」との判断を行っているのであり、当時、各教授らの説明の中に「ペスト菌や腸管出血性大腸菌O157の乾熱殺菌は不可能である」といった内容は一切存在していないのだから、上記経産省の判断に影響を及ぼすものではなかったことは明らかである。

これらの点の理解に資するため、本答弁書末尾に、各教授らの聴取結果を記録した供述調書や聴取結果報告書・メモの内容と、陳述書の内容を対比した表を添付した。この表からも明らかなどおり、各教授らにおいて事実誤認、記憶違い、誤解等をしていると思われるものが数多く認められることから、各教授らの陳述書には留意すべき点があるというべきである。また、各教授らの陳述には、経産省による判断に影響を及ぼす内容も認められない。以下、詳述する。

- (2) 三教授らに係る聴取結果報告書等に虚偽の内容が記載された事実はないこと  
ア 一審原告らは、三教授らの陳述書(甲159、甲168及び甲169)におけるそれぞれの説明は自然かつ論理的、合理的であるし、三教授らはいずれも噴霧乾燥器の構造や法律については知識や専門性を有しておらず、細かな規制の内容や趣旨、その解釈を捜査員に語ることはあり得ないこ

から、■警部補作成の聴取結果報告書は虚偽の内容が記載されているなどと主張する（一審原告ら控訴理由書第2の4(2)ないし(4)、同(6)ア・62ページないし70ページ、72ページ、73ページ）。

しかしながら、以下のとおり、■教授及び■教授の陳述書の中には、当時の事実関係等に照らして不自然・不合理な部分もあり、誤記憶や誤解等によるものとみられる点が存在する。また、■准教授の陳述書についても、留意すべき点が認められる。

(ア) ■教授の陳述書については、以下の点に留意する必要がある。

① ■教授は、本件各事件の公訴が取り消され、本訴が提起された後の令和5年3月4日に作成した陳述書において、■警部補から事情聴取を受けた際の聴取結果報告書やメモに、自身が説明していない内容が多数記載されている旨述べている。しかし、本答弁書末尾の対比表をみれば明らかなどおり、今になって同教授が「説明していない」と主張する内容の多くが、本件各事件の捜査が行われていた平成30年3月28日に作成された同教授の供述調書に録取されている（丙5）。具体的にいうと、まず、経産省に対する照会に用いられた平成29年11月16日付け聴取結果報告書（丙A127）に関しては、その内容のほぼすべてが同教授の供述調書に録取された内容と一致しており、供述調書に明記されていない部分についても、本人が特に否定していないもの、特段の争いのない一般論にとどまるもの、本人が説明した内容をまとめたにすぎないものであり、そこに虚偽の内容は認められない。また、同じく経産省に対する照会に用いられた平成30年3月19日付け聴取結果報告書（丙A130）に関しても同様に、その内容のほぼすべてが同教授の供述調書に録取された内容と一致しており、供述調書に明記されていない部分についても、本人が説明した内容をまとめたにすぎないものであり、そこに虚偽の内容は

認められない。

また、経産省に対する照会に用いられなかった聴取結果報告書やメモに関しても、その内容はいずれも本人が内容を認めているものや、本人の供述調書に録取された内容と一致しているもの、[...]警部補から質問に回答したことや確認を求められて同意したことを本人が認めているものばかりであり、そこに虚偽の内容は認められない。

- ② そして同教授が、上記供述調書の内容について読み聞かせを受け、更に閲覧した上で誤りのないことを申し立て、これに署名押印したことは明らかである（乙58・5ページ、乙59・2ページ）。

同教授は、陳述書において、平成29年11月15日付けメモ（乙8の33）に関し、「『殺菌の対象とすべき細菌』についても、私はこのような説明はしていません。微生物学上の消毒の意味でいうと、噴霧乾燥器の内部が消毒された状態であるといえるためには、噴霧乾燥器内に存在する可能性のあるすべての病原性微生物の感染性を失わせる必要があります。その意味では、対象菌はすべての病原性微生物ということです。」（甲159・5ページ）と述べている。しかし、捜査が進行していた当時の供述調書には、

- 「貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、製造及び殺滅すべき具体的な病原性細菌の名称が記載されていません。一方で、貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、いずれも、病原性・毒性が非常に強いものです。」（丙5・8ページ）
- 「これらの病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化した場合、いずれも生物兵器となることから、機器で粉体化したこれらの細菌を滅菌又は殺菌することが求められていると判断します。」  
(同9ページ)
- 「ハの解釈は、機器を分解しないで、製造した貨物等省令第2条

の 2 第 1 項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせることという結論に至ります。」（同 10 ページ）との供述が録取されている。つまり、同教授が、この供述調書の作成時、本件省令で定められている細菌等のうち、噴霧乾燥器によって粉体化した病原性微生物、すなわち特定の病原性微生物を死滅させる能力があれば本件要件ハに該当することを明確に肯定していたことは、証拠上明らかである。同供述調書の内容については、████ 警部補からノートパソコンの画面を見せてもらいながら、数行ずつ読み進めていくという形で行われたことは同教授自身が陳述書で認めているところであり、いくらでも訂正を申し立てる機会があったことは疑う余地もない。同教授は、そのように供述調書の記載内容について一つ一つ丁寧に読み聞かせを受けて確認した上で、誤りがないとして署名押印までしているのである。このため、聴取結果報告書やメモの記載内容のうち、少なくとも供述調書と同じ内容の部分については、「自分が説明していない」との同教授の陳述は信用性を欠くといわざるを得ない。

この点、████ 教授は、陳述書において、上記供述調書（丙 5）の内容についても、

- 「私が積極的に話していない内容があたかも私の意見であるかのように書かれていました。」（甲 159・11 ページ）
- 「噴霧乾燥器の規制要件及びその解釈の部分は、████ 刑事が組み立て、作文したもので、私の考えではありません。」（同ページ）
- 「大きな反論点がない限り、修正しては申し訳ないとの思いもありました。」（同ページ）

などと述べている。

しかし、前述のとおり、同教授は、供述調書の記載内容について丁寧に読み聞かせを受けて確認した上で、誤りがないとして署名押印し

ている。仮に同教授が当時本当に「噴霧乾燥器内に存在する可能性のあるすべての病原性微生物の感染性を失わせる必要がある」と認識していたのであれば、当該供述調書の内容は明らかに本人の認識に反するものであり、「大きな反論点」に違いないのであるから、「修正しては申し訳ない」という程度の理由で訂正を申し立てることもなく漫然と署名押印することは、学者としても国家公務員としても考えられない。

同教授は、「私は、これまで調書にサインをしたことなど一度もなく、どこまで細かくチェックする必要があるのかといった作法も分かりませんでした。」（同ページ）とも述べているが、そもそも [REDACTED]

[REDACTED]大学で学校長まで務めることとなるような権威ある学者が、自らの見解と異なる内容や自らが承知していない内容があたかも自分が話したもののようにして記載された捜査書類に署名押印を求められたときに、「作法が分からなかった」などという理由で易々と署名押印してしまうということも、にわかには信じ難い。

③ [REDACTED]教授は、陳述書において、聴取結果報告書やメモの一部の内容に関し、

○ 「私から申し上げたことのないマトリクスに関する説明が [REDACTED] 刑事のメモに記載されていることからすると、私の記憶には残っていませんが、 [REDACTED] 刑事がマトリクスを私に示しながら話をした内容を聞いて、私が頷いたのかもしれません。しかし、私が [REDACTED] 刑事の説明に頷いたとしても、積極的に私の意見として申し上げたつもりはありません」（甲159・3ページ）

○ 「私は、AG原文でクロスフローろ過器についてテクニカルノートが定められており、その内容は微生物学上の滅菌及び消毒の概念を説明したものであることから、噴霧乾燥器においても同一概念が

妥当するのだろうとの [ ] 刑事の立論に反対しなかったにすぎません。」（同 7 ページ）

- 「[ ] 刑事から『～は～ということですか？』という形で質問を受け、『～ということであれば、～ではないかと思います。』などと答えている可能性はあります」（同 10 ページ）  
などと述べている。

ところで、事情聴取を行った取調官が聴取結果を供述調書や報告書に記載する際には、

- 問答式で記載する部分もあれば、
- 被聴取者との様々なやり取りを十分に整理した上で、逐語的ではなくとも分かりやすく記載する部分もある

のが実情である。同教授からは様々な内容を聴取しており、その中には

- 同教授が自らすすんで述べた内容
- 取調官からの質問に同教授が答えた内容
- 取調官の説明に同教授が同意した内容

等が混在しているとみられるが、これらを整理して報告書やメモに記載する行為は、「虚偽の内容を記載した」との評価を受けるべきものではない。

(イ) [ ] 教授の陳述書（甲 169）については、以下の点に留意する必要がある。

- ① [ ] 教授は、平成 29 年 5 月 31 日の聴取時に [ ] 警部補は同席していないかったと陳述する（甲 169・2 ページ及び 3 ページ）。しかし、同日の聴取に [ ] 警部補が同席していたことは、[ ] 警部補自身が認めていることに加え、同聴取を共に行った外事一課の [ ] 巡査長（以下「[ ] 巡査長」という。）も明確に認めており（乙 58・2

ページ、乙60・1ページ)、同教授の記憶違いであることは明らかである。

② [ ] 教授は、[ ] 警部補作成の平成29年12月25日付け聴取結果報告書の「ペスト菌は、肺ペストの致死率が極めて高く、WHOの資料には、ほぼ致命的（100パーセント）と書かれており、アメリカによる抗生素が使用可能な状況のデータでさえ、致死率は57パーセントにも上ります。」（丙A143・4ページ）との記載に対し、陳述書の中で、

○ 「資料のどこにもほぼ致命的（100パーセント）とは書かれていません。ということは、そのように私は話していません。」  
(甲169・5ページ)

○ 「何故なら以下の記述と矛盾するからです。私は以下のスライドで肺ペストに自然感染した場合の死亡率を57%としています。一方、『なお、WHOは、ペスト菌を50キログラムに粉体化して人口500万人の都市に散布した場合、約15万人が肺ペストを発症し、そのうち3万6,000人が死亡すると試算しています』と記載があります。この記述は以下の私のスライドを採用したものと思われます。その致死率は $36000 / 150000 = 24\%$ で、決して100%ではありません。」（同5ページ及び6ページ）

などと述べている。

しかし、同教授に閲覧させた上で聴取結果報告書の本文中で引用している「WHOの資料」には、「無治療であれば肺ペストはほぼ致命的である。」（乙61号証・232ページ）との記載がある。このことから分かることおり、当時、同教授は、WHOの試算を説明するに際して、「WHOの資料」の内容を確認した上で、無治療での致死率について「ほぼ致命的（100パーセント）」と言及したことは明らか

であるが、それから6年以上が経過した現時点では、言及したという事実を失念している可能性がある。

なお、「ほぼ致命的（100パーセント）」なのは、飽くまでも「無治療」の場合である。同教授の説明資料は、「抗生素使用可能な情況でのアメリカのデータによる」との記載から明らかに、治療が行われ得る情況での致死率を論じているものである。このため、「ほぼ致命的」という聴取結果報告書の内容と、「致死率57%」という同教授の説明資料の内容は、矛盾するものではない。

③ [ ] 教授は、[ ] 警部補作成の平成29年12月25日付け聴取結果報告書の「カテゴリーAの病原体のなかでも、細菌である炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌は、熱に対する抵抗性があることから、ウイルス等と異なり生物兵器として粉体化することが実用的と認知されています」（丙A143・3ページ）との記載に対し、陳述書の中で「このように語った記憶はなし」い、「バイオテロにおいて使用される蓋然性が最も高い菌は炭疽菌であるとして、その説明を中心になりました」などと述べている（甲169・4ページ及び6ページ）。

しかし、同教授が平成18年8月の第8回日米安全保障戦略会議のパネルディスカッションに出席した際の発言原稿（乙62・4ページ）には、「炭疽菌、ペスト、野兎病、ボツリヌス毒素などは、粉状に精製され、生物兵器として使用される可能性があります。」との記載がある。つまり、同教授が「炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌等の細菌を粉状に精製して生物兵器を作ることができる」という認識を持っていたことは明らかである。

事情聴取の当時、外事一課では、「ペスト菌のように芽胞を形成しない菌を用いて、噴霧乾燥器で粉状の生物兵器を製造した場合に、その後、噴霧乾燥器内を熱風で殺菌することができるか」という観点で

捜査を進めていたことから、ペスト菌は炭疽菌よりも関心の高い事項であった。このため、聴取時には、同教授に対し、ペスト菌に関することも詳細に質問している。その際に、同教授から、「カテゴリーAの病原体のなかでも、細菌である炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌は、熱に対する抵抗性があることから、ウイルス等と異なり生物兵器として粉体化することが実用的と認知されています」との説明があったことから、これを聴取結果報告書に記載したものである。

また、事情聴取の当時、同教授は、自身が作成したパワーポイント資料（乙63）を用いて、ペスト菌について詳細に説明している。同教授が捜査員に提供した当該資料は、139枚にも及ぶ専門的な内容のものであり、その中には、例えば、

- 「ペストが生物兵器として用いられる蓋然性と根拠」（同22枚目）
  - 「中国（中略）ペストを生物兵器として開発しているとみなすべきであろう。」（同24枚目）
  - 「ペスト菌を用いた生物兵器は、一部の国、あるいはテロリストが所持している可能性がある。」（同31枚目）
- 等の記載がある。

████████警部補と██████巡査部長は、当該資料に基づく同教授の説明内容をメモ（乙8の48）及び聴取結果報告書（丙A143）に記載した。同教授が作成した当該資料並びに上記のメモ及び聴取結果報告書の記載内容を踏まえれば、同教授がペスト菌についても詳細に説明したことは明らかである（本答弁書末尾の対比表178ページ及び179ページ参照）。

しかし、同教授は、6年以上が経過した現時点では、そのことを失念している可能性がある。

④ 同教授は、[ ] 警部補作成の平成29年12月25日付け聴取結果報告書（丙A143）について、炭疽菌芽胞の死滅に関する自身の発言が記載されていない旨を陳述書で述べている。具体的には、

○ 「『オートクレーブ高压蒸気滅菌により100度を超える高温で十分な時間をかけて加熱しない限り、バイオテロで使用される蓋然性の最も高い炭疽菌芽胞を確実に死滅させることはできない』という私の強調したコメントは記載されていません。彼らにとってこの点を記載することは不都合だったのではないかと私は想像します。そのため（4）以下ではペスト菌の話に終始しています。ペスト菌は芽胞を形成しないため、オートクレーブ高压蒸気滅菌の必要はなく、殺菌は炭疽菌芽胞に比べると容易なため好都合だったのかもしれません。」（甲169・4ページ）

○ 「私はバイオテロにおいて使用される蓋然性が最も高い菌は炭疽菌であるとして、その説明を中心になりました。しかし、炭疽菌芽胞を死滅させるにはオートクレーブで圧力をかけた状態で滅菌、いわゆる高压蒸気滅菌する必要があり、疑われている噴霧乾燥機が高压蒸気滅菌することができない、一方、『ペスト菌であれば被疑機器により殺菌可能である』というシナリオにすり替えたかったのではないかと推察します。そこで炭疽菌にはほとんど触れず、ペスト菌が生物テロの最も使われる可能性が高く、しかも最も致死率の高いエージェントで、これを製造し得る機器こそが輸出の規制対象となるというストーリーを私のインタビューを通して印象づけたかったのではないかと想像します。」（同6ページ）

などと述べている。

外事一課は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすことの立証を試みるに際し、ペスト菌に代表される「芽胞を形成しない菌」の「殺

菌」に関する実験を行う方針であった。このため、仮に、同教授が炭疽菌芽胞のオートクレーブ高圧蒸気滅菌に関する発言をしていたとしても、それは当時の外事一課にとっては好都合でも不都合でもなく、単に必要性が高くない情報であると判断していたであろうから、その内容が聴取結果報告書に記載されていなかったとしても、何ら不思議はない。

⑤ ■■■教授は、■■■警部補作成の平成29年12月26日付け聴取結果報告書の「微生物の中でも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することは実用的であると言われています。」との記載（丙A130・3ページ）に対し、陳述書の中で、「この発言もした記憶がありません。」と述べている（甲169・7ページ）。

しかし、上記③でも述べたとおり、平成18年8月に開催された第8回日米安全保障戦略会議のパネルディスカッションにおける同教授の発言原稿（乙62・4ページ）には「炭疽菌、ペスト、野兎病、ボツリヌス毒素などは、粉状に精製され、生物兵器として使用される可能性があります。」との記載があり、このような認識を有する同教授に対して細菌に関する質問をした際に、同教授から聴取結果報告書に記載した内容の説明があったことから、これを記載したものである。

⑥ ■■■教授は、「その場に居なかつた人間が調書をまとめた可能性があると感じています。」（甲169・3ページ）、「不都合だったのではないかと私は想像します。」（同4ページ）、「好都合だったのかもしれません。」（同ページ）、「シナリオにすり替えたかったのではないかと推察します。」（同6ページ）、「印象づけたかったのではないかと想像します。」（同ページ）、「論理展開したかったのではないかと想像します。」（同8ページ）、「結論につなげたかったのではないかと私は想像します。」（同ページ）などと陳述してい

るが、これらはいずれも確たる根拠のない憶測である。

⑦ [ ] 教授は、「ひょっとすると、私は [ ] 刑事による本件法令の説明を、受動的に相槌を打ったり、頷いたりしながら聞いた可能性はあります（記憶は不確かです）。」（同 8 ページ）と陳述しているが、上記(ア)③でも述べたとおり、同教授が自らすすんで述べた内容、取調べ官からの質問に同教授が答えた内容、取調べ官の説明に同教授が同意した内容等を十分に整理して報告書に記載する行為は、「虚偽の内容を記載した」との評価を受けるべきものではない。

(ウ) [ ] 准教授の陳述書については、以下の点に留意する必要がある。

① [ ] 准教授は、本件各事件の公訴が取り消され、本訴が提起された後の令和 6 年 1 月 15 日に作成した陳述書において、6 年以上前に [ ] 警部補から事情聴取を受けた際の聴取結果報告書（丙 A 128、丙 A 146）に、自身の考えと異なる内容や自身が話していない内容が記載されている旨述べている（甲 168・1 ページ）。しかし、本答弁書末尾の対比表のとおり、同報告書の内容の大半は、同准教授自身も認めているものや、本人が署名押印した供述調書（丙 11）に録取されているものである。

② 同准教授が「話していない」とする内容についても、捜査員からの質問に対して回答したり、捜査員の説明に同意したりした可能性を同准教授自身が認めているものであって、そこに虚偽の内容は認められない。

例えば、[ ] 准教授は、同聴取結果報告書について、陳述書の中で

○ 「『省令第 2 条の 2 第 1 項第二号』に腸管出血性大腸菌が列挙されているというのは、私の知識ではありません。[ ] 刑事が私に示したリストの中に腸管出血性大腸菌が列挙されているのを確認した程度です。」（甲 168・2 ページ）

○ 「『省令第2条の2第1項第二号』にペスト菌が列挙されているのは私の知識でなく、[REDACTED]刑事が私に示したリストの中に腸管出血性大腸菌が列挙されているのを確認したという程度です。」（同ページ）

と述べている。

これについては、事情聴取の際に、本件省令を同准教授に提示し、同准教授がその内容を確認した上で説明をしたことから、聴取結果報告書に

○ 「省令第2条の2第1項第二号にも規定されているO157等の腸管出血性大腸菌が、（以下略）」（丙A128・3ページ）

○ 「ペスト菌は、O157以上に病原性・毒性が強い菌として知られ、省令第2条の2第1項第二号に規定されているとおり、（以下略）」（丙A128・4ページ）

と記載したものにすぎない。

また、[REDACTED]准教授は、

○ 「噴霧乾燥器で細菌を粒子化した場合の平均粒子径について私の知見としてお話しすることはあり得ません。」（甲168・2ページ）

○ 「何をもって殺菌を<sup>マサ</sup>呼ぶのかについて私から説明をするはずがありません。」（同3ページ）

○ 「輸出規制貨物に該当するか否かの判断を示すことなどそもそもできませんし、（中略）私がこのようなことを説明するはずがありません。」（同ページ）

と述べている。

これについては、事情聴取の際、[REDACTED]警部補が説明した内容に対して、同准教授が「そうですね」などと同意を示す状況があったことか

ら、その内容を整理した形で聴取結果報告書に記載したものにすぎず、同准教授自身も「私は、[REDACTED]刑事が本件法令について説明するのを聞きながら相槌を打っていた」（同2ページ）などと、[REDACTED]警部補からの説明に同意したりした可能性を示唆している。

これらについては、上記(ア)③でも述べたとおり、「虚偽の内容を記載した」との評価を受けるべきものではないことは明らかである。

(イ) 一審原告らの主張には、あたかも[REDACTED]警部補が不当な捜査を繰り返していたかのごとく印象付けようとしているような点が見受けられる。しかし、一審被告都控訴理由書第5及び第6で主張したとおり、また、後記第7でも詳述するとおり、当時、同警部補が不誠実な捜査を行っていた事実がないことは明らかであるし、それに加えて以下の点に照らしても、同警部補が虚偽の内容の聴取結果報告書やメモを作成した事実がないことは明らかである。

(ア) 当時、本件各事件の関係者の聴取は、捜査員が単独で行うのではなく、複数の捜査員が一緒に行うことを基本としていた。特に、有識者等から専門的な分野に関する聴取を行うに際しては、聞き漏らしや誤解が生じることがないよう、電話により聴取する場合を除き、原則として2名以

上の検査員<sup>\*2</sup>で実施していた。そして、聴取した結果を記載したメモや報告書を作成した際には、聴取に立ち会っていた他の検査員も内容を確認した上で、事実誤認や不正確な点等があれば相互に指摘し合って誤りのない内容となるよう修正されていた。三教授らの聴取結果報告書やメモについても、[ ] 警部補と共に三教授らの聴取に複数回従事した[ ] 巡査部長及び[ ] 巡査長がその内容を確認しているが、いずれも三教授らが述べていないことが記載されていると思ったことはない旨、仮に記載内容に誤解等があれば、必ず指摘している旨陳述している（乙59・2ページ及び3ページ、乙64・2ページないし5ページ）。仮に当時、[ ] 警部補が実際には語られていない内容や恣意的に歪めら

\*2 [ ] 教授：平成29年5月18日は [ ] 警部補及び [ ] 警部補（乙8の27）、平成29年9月22日は [ ] 警部補及び外事一課 [ ] 巡査部長（乙8の30）、平成29年11月15日は外事一課 [ ] 巡査部長（以下「[ ] 巡査部長」という。）及び [ ] 警部補（乙8の33、丙A127）、平成29年12月8日は [ ] 警部補及び外事一課 [ ] 巡査長（以下「[ ] 巡査長」という。）（乙8の38、丙A142）、平成30年3月28日は [ ] 警部補及び [ ] 巡査長（丙5）

[ ] 准教授：平成29年11月2日及び同月22日は [ ] 警部補及び [ ] 巡査部長（丙A128）、

[ ] 教授：平成29年5月31日は [ ] 警部補、外事一課 [ ] 警部補及び [ ] 巡査長、平成29年12月22日は [ ] 警部補、[ ] 巡査部長及び [ ] 巡査長（乙8の48、丙A130、丙A143）、令和元年8月21日は [ ] 警部補、[ ] 警部補及び [ ] 巡査長、令和2年2月12日は [ ] 警部補、[ ] 巡査長及び [ ] 巡査部長

れた内容を記載した聴取結果報告書やメモを作成しようとしたとしても、聴取に同席した他の捜査員らから指摘を受けて、すぐに露呈することは必定である。こうした状況に照らすと、当時、三教授らが話したり同意したりしていないことを [ ] 警部補が勝手に報告書やメモに記載していたかのような一審原告らの主張は、到底受け入れることはできない。

なお、[ ] 教授及び [ ] 准教授の陳述書を読む限り、一部に誤解があると認められる。具体的には、以下に記載するとおりである。

- [ ] 教授は、平成29年12月8日付けのメモ（乙8の38）について、「[ ] 刑事のメモを見ると、（中略）無理やり噴霧乾燥器の規制要件に結びつけようという意図が伺われます。」（甲159・9ページ）と陳述している。しかし、同メモは、右上「担当者」欄に「警部補 [ ] 巡査長 [ ] 」、「3 聽取者」に「[ ] 警部補、本職」と記載があることから明らかなどおり、[ ] 警部補ではなく [ ] 巡査長が作成したものである。このメモにつき、[ ] 巡査長は「[ ] 教授が [ ] 警部補の質問に対して回答した内容を簡記して作成したものであり、[ ] 教授が説明してもいいことを記載したという事実はありません。」と陳述している（乙59・2ページ）。

- [ ] 准教授は、平成29年11月24日付けの聴取結果報告書（丙A146）について、「何をもって殺菌を呼ぶのかについて私から説明をするはずがありません。」（甲168・3ページ）と陳述している。しかし、同報告書は、同月2日と同月22日に [ ] 准教授から聴取した内容を一括して記載したものであり、同月2日の聴取結果については、まず [ ] 巡査部長が同月6日付でメモ（乙8の32）を作成している。このメモには「殺菌とは、ある特定の菌をすべて殺すこと」との記載があり、これは、同月2日のやり取りを踏まえて、[ ]

警部補ではなく [ ] 巡査部長が記録したものである。このメモにつき、  
[ ] 巡査部長は、「[ ] 警部補が本件要件への『滅菌』、『殺菌』の  
運用通達における解釈等を説明した上で、[ ] 准教授の見解を確認し  
たところ、同教授も『滅菌』とは全種類の全ての菌を殺すことで、  
『殺菌』とはある特定の菌を全て殺すことであるというのと同じ見解  
でしたので、私は、聴取後、平成29年11月6日付けで作成した捜  
査メモ（中略）にその旨を記載しました」と陳述している  
(乙64・2ページ)。

このように、三教授らが話したり同意したりした内容については、  
[ ] 警部補のみならず、他の捜査員も見聞きして確認し、メモに記載して  
いる。このことからも、三教授らが話したり同意したりしていないこと  
を [ ] 警部補が勝手に報告書やメモに記載していたかのような一審原告  
らの主張が事実と異なることは明らかである。

(イ) 付言すると、一般的に事件捜査に関して関係者や参考人らから聴取す  
るに際しては、限られた時間で効率的に目的を達することができるよう、  
立証・確認が必要な点に絞って聴取することがあるのは当然である。そ  
して、聴取結果報告書には、被聴取者が質問に対して応答したものも含  
め記載することとなるが、その際に、常に問答形式で記載することが求  
められるのではなく、聴取時に交わされたやり取りの文脈を踏まえた内  
容を記載する場合もあるのであって、そのことが問題というわけではない  
ことも当然である。さらに、後に供述調書にする可能性も念頭に、話  
し言葉で記載することもある。

この点、[ ] 警部補は、「○○ということですか？」と質問し、三教  
授らが「はい」とか「そのとおりです」などと応答した場合に、三教授  
らの見解としてメモや聴取結果報告書に記載したこともあったと陳述し  
ている（乙58・4ページ、乙59・3ページ、乙64・2ページ）。

このようにして作成されたメモや聴取結果報告書について、「虚偽の事実を記載したもの」ではないのは言うまでもない。当時、三教授らは、  
〔警部補〕が質問したり、説明したりした内容に対して、自ら能動的に発言・同意し、その内容がメモや聴取結果報告書に記載されている（乙58・2ページないし4ページ、乙59・2ページないし4ページ、乙64・2ページないし4ページ）のであって、現時点での「質問されたことに相槌を打ったり頷いたりした可能性はあるが、自分から話していない」との主張がなされたとしても、それをもって記載内容が虚偽とされるわけでもない。

ウ 三教授らが、供述調書、聴取結果報告書及びメモの記載の中で、「自分は説明していない」と陳述している部分は、主として外為法の解釈、噴霧乾燥器の規制要件の内容、噴霧乾燥器の規制要件該当性の判断等に関する部分である。

ところで、経産省は、「殺菌」の解釈について、

- 「殺菌」の方法については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用」と示している。このうち、物理的手法の部分に「（例えば、蒸気の使用）」との記載があるが、蒸気の使用はあくまで例示であり、その殺菌の方法を一つの手法に限定したものではなく、あらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれる。
- 「殺菌」の対象は「微生物」となる。この「微生物」とは、貨物等省令第2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指している。
- 平成28年6月2日（本件噴霧乾燥器1の輸出日）及び平成30年2月21日（本件噴霧乾燥器2の輸出日）時点において、（中略）同様の照会を輸出者や行政機関から受けたと仮定した場合には、（中略）同様

の回答を示したものと考えられます。

との見解を東京地方裁判所に回答している（調査嘱託回答）。

つまり、機器内部に存在するペスト菌や腸管出血性大腸菌O157を加熱乾燥空気を用いて殺菌できる噴霧乾燥器は、本件要件ハを満たすということであり、その解釈は、本件各事件の捜査が行われていた期間中も含め、一度も変更されていないということである。

一審被告都としては、三教授らの供述調書、聴取結果報告書及びメモの記載内容は、いずれも三教授らが述べたもの（取調官の説明に同意したものを含む。）と理解しているが、仮に陳述書によって「説明していない」旨の指摘がなされた部分を除外したとしても、残された記載の中には「ペスト菌や腸管出血性大腸菌O157の乾熱殺菌は不可能である」といった内容は存在しないことから、経産省による本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の判断に影響を及ぼすものではない。

エ なお、三教授らはいずれも、外事一課員からメモや聴取結果報告書の内容に誤りがないかの確認を受けた事実はない旨（甲159・1ページ、甲168・1ページ、甲169・3ページ）、事件捜査という目的を告げられないまま聴取が行われた旨（甲159・2ページ、甲168・1ページ、甲169・8ページ）を陳述しているが、そもそもメモや聴取結果報告書は、聴取の相手方に確認することが必要な文書ではなく、████████警部補に限らず他の捜査員も、メモや聴取結果報告書の内容を相手方に示すことは通常していないし、関係者の名誉やプライバシーへの配慮、捜査の密行性の観点から、特定の企業を対象として事件捜査を行っていることを伝えずに聴取を行うことも何ら不自然なことではないのであって、これらをもって当時の捜査が適正さを欠いていたとされるものではない。

(3) ████████教授に係る聴取結果報告書に実際の聴取結果を反映しない不適切な点は認められないこと

一審原告らは、[ ] 教授に関しても、その陳述書（甲 170）における説明は自然かつ論理的、合理的であり、[ ] 警部補の作成した同教授の聴取結果報告書は、同教授が噴霧乾燥器や法律についての知識や専門性を有しておらず、一個人の見解として[ ] 警部補の質問に答えたにすぎないにもかかわらず、あたかも噴霧乾燥器や法律に知見を有する者が自身の知見に基づいて「殺菌の方法」等について語っているかのような実際の聴取結果を反映しない不適切なものとなっているなどと主張する（一審原告ら控訴理由書第2の4(5)、同(6)イ・70ページないし74ページ）。

しかしながら、[ ] 教授の陳述書を読む限り、平成29年12月26日付けて[ ] 警部補が作成した同教授の聴取結果報告書（丙A129）のどの箇所に、一審原告らが主張するような「実際の聴取結果を反映しない不適切な」部分があるのか判然としない。他方、[ ] 教授の陳述書について、留意するべき点を詳述する。

(ア) [ ] 教授は、

○ 「滅菌については、日本における法令が『物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去できるもの』となっている旨の説明を[ ] 警部補から、これについて私の見解を述べました。」（甲170・1ページ及び2ページ）

○ 「殺菌については、日本における法令が『物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの』となっているとの説明を[ ] 警部補から受け、これについて私の見解を述べました。」（同2ページ）

と陳述している。

[ ] 警部補は、同教授が述べるとおり、法令の説明をした上で、法令の知識を得た同教授から類推も交えて意見を聴き、同聴取結果報告書に

○ 「『当該装置から全ての生きている微生物を除去』とは、滅菌のこと

を指しており、滅菌とは物質中の全ての微生物を殺滅又は除去することと日本薬局方では定義している。」（丙 A 1 2 9 ・ 4 ページ）

○ 「『当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの』とは、殺菌のことを指しているが、（以下略）」（同ページ）と記載したものである。この記載に何ら不適切な点はない。

(イ) 同聴取結果報告書には、

○ 「『潜在的な微生物』とは、そこに特定されている菌やそこにいる菌が分からぬる若しくはそこに菌がいるか分からぬという可能性を意味しており、特定の菌や不特定多数の菌のことを指している。」（丙 A 1 2 9 ・ 4 ページ）

○ 「日本薬局方には『消毒法及び除染法』というものが示されているが、その中で『消毒』とは病原菌など有害な微生物を除去、死滅、無害化することと定義されている。この意味は、病原菌などの感染能力を失わせることであり、運用通達において『殺菌』を定義している『当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの』と意味は同じであり、すなわち、装置の中の特定又は不特定多数の病原菌等の有害な菌の感染能力を失わせるために死滅させる若しくは無害化することである。」（同 5 ページ）

との記載がある。これは、「特定の菌の感染能力を失わせるために死滅させ又は無害化すること」は「殺菌」に当たるという意味である。そして、「特定の菌」と言う以上、一種類の菌であっても足りることとなる。

教授は、同聴取結果報告書を読んだ上で、その内容が自身の見解を述べたものであることを陳述書で認めている。具体的には、「『殺菌』という用語は、日本薬局方では使われていませんが、■警部補の示した『潜在的な微生物の伝染能力を破壊』という文言から、日本薬局方における『消毒』と同じような概念であると理解いたしました。その理解を前提

に、『潜在的な微生物の伝染能力を破壊』という言い回しについて、『潜在的』、『伝染能力』、『破壊』という各言葉の意味について私なりに推測してお伝えしました。」と述べている（甲170・2ページ）。この点についても、同聴取結果報告書の記載に不適切な点はない。

(ウ) [ ] 教授の陳述書には、「私は面談の際、オーストラリアグループの原文を示されたことはありません。」（甲170・2ページ）との記載もある。しかし、[ ] 警部補は、聴取当日に間違いなくAG原文を見せた旨を陳述しており（乙65・2ページ及び3ページ）、聴取前の平成29年12月7日には同教授に対してAG原文の一部を明記したメールを送信している（乙66）。このため、同教授は、AG原文を見たものの、それを忘れていると考えられるが、6年以上も前のことであるので、無理からぬことである。

## 第6 本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る検査は適正に行われたこと

### 1 当時「測定口」の温度測定を行わなかったことについて

#### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、

① 外事一課員が、当時、一審原告会社[ ]ら、一審原告会社[ ]、一審原告[ ]及び亡相嶋から具体的に測定口を指摘して同箇所の温度が上がりにくくなる旨の供述を得ており、これらは検査会議でも報告されていました上、[ ]警部補が[ ]警部に再実験を行うことを進言したにもかかわらず、[ ]警部がこれを拒否した

② 本件噴霧乾燥器2の温度測定実験の際、同型機の所有者である[ ][ ]社長から測定口の温度が上がりづらい旨指摘され、同箇所に触れて温度が低くなっていることを認識したが、測定口の温度測定を行わなかった

などとして、消極証拠を殊更に無視したものであるなどと主張する（一審原告ら控訴理由書第3の2(3)ないし(5)・92ページないし96ページ）。

(2) 当時、測定口の温度が上がりにくくなると認識していたものではないこと  
一審被告都控訴理由書第4の3(2)ないし(6)（19ページないし31ページ）等で詳述したとおり、本件各事件の捜査当時は、

○ 一審原告会社やCISTECの関係者らが作成した資料には、

- ・ 一審原告島田の発言として「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと、滅菌、殺菌できる」（丙A83資料3）

- ・ 一審原告会社の「[ ]、相嶋」の発言として「食品用SDでは、生産停止後必ず洗浄し乾燥運転（温度による殺菌）してから再生産するようしてください。」（乙67）

- ・ [ ]による記述として「CIPなどの洗浄時に薬液による洗浄、洗浄後の乾燥運転が特定の菌の除去条件に合わせることが可能な場合に洗浄、乾燥運転の過程において結果的に殺菌が行える場合あります。

例：（中略）100°Cで死滅する菌」（丙35資料4）

- ・ 一審原告島田による記述として「噴霧乾燥器の内部を殺菌するため、90°Cの状態を3～4時間保つことが可能かを確認した」（丙34資料1）

- ・ 一審原告会社の見解として「熱風入口温度195°C、排気温度160°Cの運転にてニューマサイクロンを90°Cまで上昇可能であった」、「乾燥、殺菌は可能と判断します」（丙34資料2）

などの記載があったことに加え、

○ 外事一課において聴取した一審原告会社の従業員50名以上のうち、乾熱による殺菌について言及したのは24名であり、その約8割に当たる18名が、

- ・ 噴霧乾燥器の性質上、装置内部に高温が行き渡る構造になっているこ

とや、

- ・ 入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば末端の排風機まで一定の温度を維持することができるこ

などを説明しており、

- 一審原告会社製の噴霧乾燥器の構造に詳しいはずの従業員も、測定口には言及せずに、高温にならない箇所は乾燥室下部、サイクロン下部、バグ フィルタ下部であると指摘し、
- 唯一、測定口と思われる箇所の温度が上がらないと指摘した者さえ、推測を述べるにとどまる

という状況であった。また、本件各事件の捜査段階で、最低温箇所として「測定口」を明確に特定する者がいなかったことや、一審原告会社[ ]ら、一審原告会社[ ]、一審原告[ ]及び亡相嶋の供述が本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものでなかつたことについては、一審被告都控訴理由書第4の2及び3（16ページないし33ページ）で既に詳述したとおりである。

以上から、一審原告会社の従業員らが具体的に測定口を指摘しており、同箇所の温度が上がりにくくなると外事一課員らが認識していたとする一審原告らの主張は失当である。

### (3) 外事一課員らの証言からして測定口について消極証拠を殊更に無視したと評価できないこと

ア 原判決は、[ ]警部補及び[ ]警部補の証言のほか、[ ]巡査部長の証言を引用し、「警視庁公安部内の捜査会議において、原告会社の従業員が本件各噴霧乾燥器内には熱風が行きわたらず温度が上がりにくくなる箇所がある旨供述しているとの報告を受けたが、指摘されている箇所について再度の温度測定は行わなかった」（原判決73ページ）と認定し、一審原告らも、一審原告会社の従業員の各供述が捜査会議で報告されていたこ

とを前提として、外事一課員が消極証拠を殊更に無視したと主張している（一審原告ら控訴理由書94ページ及び95ページ）。

しかしながら、そもそも原審の事実認定には審理不尽があるといわざるを得ない。

すなわち、[ ] 警部補の証言が信用できないことは下記イで述べるとおりであるし、[ ] 警部補は捜査会議の場で測定口の温度を測った方が良いと報告した者はいなかったことを明確に証言している（[ ] 30ページ）。これに対し、原審判決では、[ ] 巡査部長が捜査会議で他の捜査員から「一部、熱が行き渡らないところがあるのではないか」というような報告があったと証言した（[ ] 20ページ）ことを捉えて、「捜査に当たっていた[ ] 警部補、[ ] 警部補及び[ ] 巡査部長が全員一致して証言している上、被告都も[ ] 巡査部長の証言に関しては、その信用性を弾劾していないことから認めることができる」（原判決81ページ）として、あたかも当時の捜査会議において測定口の温度が上がりにくいことが話題に上ったかのような認定を行っている。しかしながら、[ ] 巡査部長の証言は、測定口について捜査会議で話題に上ったという意味ではなく、一審原告宜宏が平成30年12月25日の[ ] 警部補及び[ ] 巡査部長の取調べにおいて「バグフィルタの一番下は空気が流れにくいので温度が上がらない、風を通すのが難しいと思います。」（乙5の1・4ページ）と述べたことが話題に上ったものにすぎない（乙68・1ページ及び2ページ）。だからこそ、[ ] 巡査部長は、裁判官からの「捜査する側としては、新たに実験をしなきゃいけないとか、そういう話は出てこなかつたんですか。」との質問に対しても、バグフィルタ下部の温度測定実験は既に行われていたことから、「（新たに実験をするという話は）出てこなかつたです。」（[ ] 20ページ及び21ページ）と証言したのである。この点について、原審裁判所は、[ ] 巡査部長に対して「『一部熱が行き渡らないところ』

とはどこを指すのか」、「どの従業員の供述が捜査会議で話題になったのか」といった質問をしないまま事実認定を行っており、「一部熱が行き渡らないところ」がバグフィルタ下部を指すことに気付いていない可能性があるなど、上記の事実認定には審理不尽があるといわざるを得ない。

イ また、一審原告らは、[REDACTED] 警部補の証言を根拠として、同警部補が[REDACTED] 警部に対し、再度実験すべきである旨を進言したにもかかわらず、同警部は、「従業員の言い訳だ、信じる必要はない。」、「（温度が）出なかつたらどうするんだ、事件潰れて責任取れんのか」などと述べ、「余計なことをするな」という指示を行ったと主張する（一審原告ら控訴理由書94ページ）。

しかし、[REDACTED] 警部は、当該事実を明確に否定する証言をしている（[REDACTED] 1ページ及び2ページ）。

また、一審原告らがこの度提出した「検事連絡について」と題する文書（甲176の6）には、「【当方】→ クローズドタイプの機械は一部温度が出ないものもある。事実であるRL-5とL-8iについては実験により間違いなく温度が出ることを確認している。」との記載がある。そして、この文書には「3 当方 [REDACTED]・[REDACTED]主任」との記載がある。つまり、仮にこの文書に記載されたとおりのやり取りがあったとすれば、[REDACTED] 警部補自身が、第1事件で一審原告大川原らを逮捕した後においても、本件各噴霧乾燥器について間違いなく殺菌に必要な温度が出るということを東京地方検察庁に説明し、その経緯をメモに記録したということである。そうだとすれば、当時から測定口の温度に懐疑的な考えを持っていてそのことを[REDACTED] 警部に指摘したという[REDACTED] 警部補の証言は、到底信用できないといわざるを得ない。

(4) [REDACTED] 社長が測定口の温度が上がりづらいと外事一課員に告げた事実はないこと

ア 一審原告らは、[REDACTED]社長が、「噴霧乾燥器は通常の使い方では温度の上がりづらい部分があります。噴霧乾燥器を使用している人なら常識的な知識だと思います。一つは内部温度計挿入管内、もう一つは試料回収容器内です。測定口という言葉は、私は使っていませんでしたが、内部温度計挿入管と同じ箇所を指す言葉です。これらの場所の温度が上がりづらいことは何人かの捜査員にも伝えました。」（甲165・1ページ）と陳述していることを前提として、外事一課員が消極証拠を殊更に無視したと主張している（一審原告控訴理由書95ページ及び96ページ）。

この点について、

- [REDACTED]警部補は、噴霧乾燥器メーカーやユーザーからも、実験で使用した本件各噴霧乾燥器の所有者からも、測定口の温度が低くなるのではないかといった話が出たことはない旨（[REDACTED]4ページ）を、
- [REDACTED]警部補も同様に、300社以上聴取した噴霧乾燥器メーカーやユーザーからも、実験で使用した本件各噴霧乾燥器の所有者からも、測定口の温度が最低温箇所になるという話は聞いていない旨（[REDACTED]4ページ）を、
- [REDACTED]巡査部長は、[REDACTED]社長から測定口（内部温度計挿入管）の温度が低くなるとの説明を受けたことはない旨を、それぞれ明確に証言している（[REDACTED]6ページ）。

そして、一審被告控訴理由書第4の3(2)ないし(6)（19ページないし31ページ）で詳述したとおり、本件各事件の捜査当時は、

- 外事一課において聴取した一審原告会社の従業員50名以上のうち、乾熱による殺菌について言及したのは24名であり、その約8割に当たる18名が、
  - ・ 噴霧乾燥器の性質上、装置内部に高温が行き渡る構造になっていることや、

- ・ 入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば末端の排風機まで一定の温度を維持することができること
- などを説明しており、
- 一審原告会社製の噴霧乾燥器の構造に詳しいはずの従業員も、測定口には言及せずに、高温にならない箇所は乾燥室下部、サイクロン下部、バグフィルタ下部であると指摘し、
  - 唯一測定口と思われる箇所の温度が上がらないと指摘した者さえ、推測を述べるにとどまる

という状況であった。

以上より、測定口の温度が上がりづらいことが常識的であったとは到底いえない。

イ 他方、外事一課は、本件各事件が起訴され、一審原告会社が測定口の温度が上がらない旨を主張してきた後の令和2年11月17日及び令和3年6月15日に、[REDACTED]社長の協力を得て本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた実験を行っており（丙A53、乙49）、同社長は、その際のことと記憶を混同している可能性もある。この2回の実験では、乾燥室測定口、すなわち[REDACTED]社長がいう内部温度計挿入管に着目した実験を行っており、記憶が混同しやすい状況であったといえる。

ウ いずれにしても、令和元年5月9日に行った実験の際に、[REDACTED]社長が本件噴霧乾燥器2の測定口（内部温度計挿入管内）の温度が上がりづらいと指摘していた事実は認められないというべきである。

#### (5) 当時の状況に照らし、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定に係る外事一課の判断が不合理であったとは認められないこと

前記第4の4で述べたとおり、事件捜査に当たり、警察官が具体的にいかなる捜査を行うべきかという点については、実施し得る捜査活動の選択肢が無数に存在する中で、その全てを実施しなければならないとするのは

現実的でない上、捜査を効率的に遂行する観点からも妥当とはいえないところであり、結局のところ、個別具体的な事件の捜査に当たる警察官において、時間的制約や物理的制約等を勘案しつつ、既に収集した証拠資料等を考慮した上で、事案の真相解明という目的を達成するために必要かつ十分と判断される捜査活動を取捨選択して行えば足りるのであって、結果的に一部捜査を実施しなかったとしても、その当時、当該捜査を行うことが不可能と認められる場合はもちろんのこと、それが事案の真相解明のために必ずしも重要ではないと合理的に判断された場合や、既に実施した捜査の結果により事案の真相解明が十分図られると合理的に判断された場合等であれば、これらは「通常要求される捜査」には当たらないと解される。

そして、本件各事件においては、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定が重要な捜査事項の一つとなっていたものの、一審被告都控訴理由書第4の2及び3（16ページないし33ページ）で述べたとおり、

- 本件各事件の捜査段階において、最低温箇所として「測定口」を明確に特定する者はいなかつたこと
- 一審原告会社の従業員の大多数は、噴霧乾燥器の構造に詳しい者も含め、いずれも噴霧乾燥器内部に高温が行き渡るとして乾熱による殺菌を可能であると供述するとともに、最低温箇所としてバグフィルタ下部、サイクロン下部、排風口といった出口に近い部分を指摘していたこと
- 3名の従業員が、それぞれ「温度、圧力を測る PARTS の部分」、「計測器」、「内部圧力センサー」といった異なる表現で、温度が上がりにくい箇所がある旨の説明をしたが、うち2名は「長時間やればある程度上がると思う」、「時間をかけば暖まる」と述べており、「温度が上がらないはずである」と説明した者は1名だけだったこと
- 「計測器」の「温度が上がらないはずである」と説明した唯一の従業員も、実体験に基づくものではなく、飽くまでも「測定口」の構造が「袋小

路」となっていることを理由として推測に基づいて説明するにとどまっていたこと（なお、起訴後に行われた一審原告会社による温度測定実験では、同じく「袋小路」であるサイクロン入口測定口では高い温度に達したことが確認されているとおり、構造が「袋小路」となっていることが必ずしも温度が上がらない理由となるものではないことは明らかである。）

- 一審原告会社の噴霧乾燥器を取り扱う会社や同業他社も熱風の特性や気流の動き等の合理的な根拠に基づいて「測定口」とは別の箇所を最低温箇所として指摘していたこと

などが認められたところである。そして、一審被告都控訴理由書第4の4（33ページないし39ページ）で述べたとおり、一審原告会社においても、相当な日数と回数をかけて本件各噴霧乾燥器の様々な箇所について温度測定実験を繰り返し、その結果、温度が十分に上がらない可能性がある箇所として「乾燥室測定口」が判明するに至ったものと認められる。

こうした状況に照らすと、当時、外事一課において、一審原告会社の多数の従業員が最低温箇所として指摘し、かつ、一審原告会社の噴霧乾燥器を取り扱う会社や同業他社の意見とも一致した、バグフィルタ下部、サイクロン下部、排风口といった箇所が最低温箇所であると判断して、それらの箇所の温度測定を行うこととし、それらの箇所よりも熱源に近い乾燥室の測定口については最低温箇所とは認識しなかったことが、著しく合理性を欠くとは認められない。

## 2 本件噴霧乾燥器2と同型機の製品回収容器の温度測定について

### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、

- ① 外事一課が本件噴霧乾燥器2のサイクロン底（製品回収容器）部分の温度を測定したものの、十分な温度に達しなかったことから、サイクロンと製品回収容器との間にダンパ（弁）が取り付け可能であるため殺菌

が必要な内部でないと合理的な根拠もなく判断し、当該箇所の温度を測定した事実そのものを温度測定結果報告書に記載しないこととした

② [ ] 巡査部長は、[ ] 社長が「器械内部の温度状況を独自に把握したい」旨を申し出て、極細型熱電対を製品回収容器に設置したと、報告書に虚偽の記載をして同箇所を温度測定した事実を隠蔽した

③ [ ] 巡査部長及び [ ] 警部の「製品回収容器は参考として温度測定した」旨の証言は信用できず、メモ（甲173の1）の内容から、本来は製品回収容器を噴霧乾燥器内部と考えていたが、温度が出なかつたことから、後付けでダンパの設置が可能と方針を変更したことが認められるなどとして、製品回収容器内部が最低温箇所となることを認識しつつ、そのことを示す消極証拠を殊更に無視したなどと主張する（一審原告ら控訴理由書第3の3・96ページないし103ページ）。

(2) 外事一課において、本件噴霧乾燥器2にダンパを取り付けることが可能であり、製品回収容器が噴霧乾燥器の内部には当たらないと判断したことが不合理でないこと（上記①に対する反論）

そもそも、製品回収容器は生成された粉体を回収する容器であり、粉体を生成するための機械本体とは別のものであって、経産省のホームページにおいても、「噴霧乾燥機が乾燥室、サイクロン、バグフィルタで主として構成されている場合には、乾燥室、サイクロン及びバグフィルタの内部並びにそれらの機器の間に設置された各種機器及びダクトを『内部』と解しています。製品回収容器は『内部』に含まれません。」（乙69）と、本件要件ハに定められた「内部」ではないと明確に示されている。

そして、当時、一審原告会社のカタログの「L／OCシリーズ（引用者注：当該シリーズにはL-8iも含まれている。）フローシート」と標記されたページの「標準フロー」で「ダンパ付製品容器」が紹介されているところ（丙10号証資料9）、一審原告会社が顧客向けに標準的なものとして

「ダンパ付製品容器」を広く周知していると認められたことから、外事一課において、本件噴霧乾燥器2にダンパを取り付け可能と判断したものである。そして、ダンパで仕切ることができる以上、噴霧乾燥器の内部に当たるのはダンパで仕切られたサイクロンまでであって、製品回収容器は噴霧乾燥器の内部には当たらないと判断したのは、同様の弁によって元々仕切られている本件噴霧乾燥器1について製品回収容器が噴霧乾燥器の内部に当たらないとされていることとも整合するものであり、それらの判断に何ら合理性を欠くところは認められない。

なお、一審原告らが今般入手したとして提出した甲173号証の1のメモは、本件噴霧乾燥器2の温度測定実験が行われた当日である令和元年5月9日が作成日とされており、同メモには、「そもそもサイクロン底は製品保存場所であり、必ずしも殺菌が必要な場所と捉える必要はないと思われる。L-8iのサイクロン下の回収容器は、オプションでダンパと呼ばれる回収容器の蓋に手動で開閉できる弁を取り付けることができる。」と記載されている。仮にこのメモの記載が正しいとすれば、少なくとも令和元年5月9日の温度測定実験の時点でダンパが取り付けられると認識していたことになり、その認識に基づいて、製品回収容器については噴霧乾燥器の内部には当たらないと判断していたことは明らかである。

いずれにせよ、温度測定結果報告書（丙14）は、「L-8iにはダンパを取り付けることができることから、回収容器は噴霧乾燥器の内部ではない」との認識の下で作成されており、それ故に、噴霧乾燥器内部に該当する箇所に限って温度を記載したにすぎず、そのことにも何ら合理性を欠くところは認められない。同報告書には、実験の目的として、「機器内部の温度を確認するため」と明記してある（同2ページ）のだから、報告書に記載するのが噴霧乾燥器の内部に当たる箇所の温度であるのは当然であり、同実験でその他の箇所の温度を測定していたからといって、内部に当たらない箇所の

温度まで全て記載する必要は認められないし、基本的に報告書は立証すべき事項について分かりやすく記載すべきものであるから、同報告書を作成した

██████巡査部長において立証に必要のない内容を盛り込まなかつたことが不適切・不合理であったとは到底認められない。一審原告らは、根拠の乏しい推論を重ねて、外事一課が本件噴霧乾燥器2の製品回収容器内について、装置内部に当たるとの認識で温度測定したのに、期待した温度に達しなかつたことから、後付けて製品回収容器は装置内部に当たらないと整理し直し、温度測定した事実自体を隠蔽しようとしたなどと主張するが、そもそも前提からして誤っており、失当というほかない。

なお、外事一課においては、上記のとおり、この実験の時点で既に本件噴霧乾燥器2のサイクロンと製品回収容器とをダンパで仕切ることができ、製品回収容器は装置内部には当たらないと認識していた。実験後の令和元年7月5日に、████████の技術営業部本部長から改めて本件噴霧乾燥器2の最低温箇所等について確認する際には、同人に対して本件噴霧乾燥器2の見取図及び製品カタログの写しを示した上でダンパの設置についても聴取しており、その結果、本件噴霧乾燥器2にはサイクロンの下部の製品回収容器との接合部分にダンパが標準装備されており、ダンパを設置することで装置本体と製品回収容器との接合部分に蓋をして、粉体や熱風の行き来を遮断することができる旨を確認している（丙10号証資料9）。

また、一審原告らは、「サイクロンと製品回収容器の境目にダンパーを取り付けるには、サイクロンの下に少なくとも約100ミリメートルが必要であるところ、L-8iにはサイクロンの上下にスペースがないため、ダンパーを取り付ける場合にはサイクロン自体を再設計し、交換する必要があり（████8ページ）、オプションで付けられるというものではない。」（一審原告ら控訴理由書99ページ）と主張する。しかし、令和元年7月13日に、一審原告会社エンジニアリング部████████は、

○ 本件噴霧乾燥器 2 の製品回収容器の上に粉体漏れ防止のダンパを取り付けることが可能であり、実際に顧客からの要望でやったことがある旨や、

○ ダクトの角度を変えることで奥行を確保してダンパを取り付けたことがあり、高さはあまり関係なかった旨

を供述しており（乙 70・2 ページ）、上記の一審原告らの主張は、この [ ] の供述に矛盾している。当時、一審原告会社のエンジニアリング部で勤務し、本件噴霧乾燥器 2 についても十分な知識を有していると認められた従業員が、自らが実際に経験したこととして、本件噴霧乾燥器 2 に後からダンパを取り付けることができる旨を具体的に説明していたのだから、外事一課としてそのことを前提に捜査を進めることに何ら不合理な点は認められないというべきであるし、一審原告らが主張するように「合理的な根拠もなく」判断したものでもないことは明らかである。

(3) [ ] 巡査部長が温度測定結果報告書に虚偽の記載をした事実はないこと  
(上記②に対する反論)

一審原告らは、[ ] 巡査部長が、令和元年 5 月 9 日の [ ] における本件噴霧乾燥器 2 と同型機の温度測定実験中に極細型熱電対を製品回収容器の底部に設置した経緯について、[ ] 社長が「器械内部の温度状況を独自に把握したい旨」を申し出て設置したと温度測定結果報告書に記載したが、実際には、外事一課員が、リアルタイムで製品回収容器底部の温度を知りたいと考え、[ ] 社長から同社所有の極細型熱電対を借りて、製品回収容器の底部に設置したものであったとして、このように虚偽の内容を報告書に記載したのは、本件噴霧乾燥器 2 の規制要件該当性に関して経産省から肯定的な回答を得るため、製品回収容器底部の温度を測定した事実そのものが記録上残らないようにしたと解される旨主張する（一審原告ら控訴理由書 99 ページ）。しかしながら、これらの一審原告らの主張も事実と異なる。

まず、極細型熱電対が設置された際の状況及び当該状況を温度測定結果報告書に記載した状況については、以下のとおりである。

- ① [ ] 警部補、[ ] 巡査部長、外事一課 [ ] 巡査部長、同課 [ ] 巡査部長及び [ ] 巡査部長（以下「[ ] 巡査部長ら」という。）は、[ ] 社長の操作の下、本件噴霧乾燥器 2 と同型機の温度測定実験を開始した（丙 14・3 ページ）。
- ② この実験で外事一課が設置した温度測定器は、実験終了後に回収しないと実験中に計測された温度の推移を確認できない仕様のものであり、実験が順調に進んでいるのかどうかを実験中に把握することができないため、[ ] 巡査部長らは捜査員同士の雑談の中で、温度の計測状況がリアルタイムで分かれば実験が順調に行える旨を話していたところ、[ ] 巡査部長らの雑談を聞いていた [ ] 社長が、リアルタイムで温度計測状況を把握できる旨を述べ、同社が保有する極細型熱電対等の温度測定器を持参して、設置することを提案した。
- ③ [ ] 巡査部長らは、[ ] 社長の協力に感謝しつつも、同社長に対して、運転中であるため温度測定器を設置できないのではないかなどと伝えたが、同社長は、大丈夫である旨を述べて製品回収容器を取り外し、同容器内に極細型熱電対を設置した。  
その際、[ ] 社長は、「製品回収容器内の温度を測るのは初めてである」とか、「せっかくだから」などと述べていた。
- ④ その後、[ ] 巡査部長は、実験の結果について温度測定結果報告書（丙 14）を作成し、上記の経緯を同報告書に記載するに当たって、極細型熱電対は外事一課の実験とは別の温度測定であったこと、普段から機械を使用している [ ] 社長が「製品回収容器内の温度を測るのは初めてである」とか、「せっかくだから」などと述べながら積極的に極細型熱電対を設置してくれたことなどの状況を踏まえ、「操作者が、『器械

内部の温度状況を独自に把握したい』旨を申し立て」（丙14・3ページ）と記載した。

（以上につき、乙68・2ページないし4ページ）

このように、[ ]巡査部長は、当時の[ ]社長とのやり取りを踏まえ、温度測定結果報告書（丙14）に「操作者が、『器械内部の温度状況を独自に把握したい』旨を申し立て」と記載したものにすぎない。[ ]巡査部長としては、自分たちから極細型熱電対を設置するよう依頼したという認識はなく、[ ]社長が積極的に極細型熱電対を設置していたことから、その認識に基づいて記載したものであるし、また、極細型熱電対による温度測定結果は、必ずしも正確ではない可能性もあり、外事一課の実験結果として使用することを予定しないものであった一方で、実験中に極細型熱電対を設置する際に外気が流入したこと、本来の実験の温度測定結果に不自然な温度低下の状況が記録され、この点について説明する必要が認められたことから、あえて報告書に記載したものであり、それ以上の意味はない。

なお、[ ]社長は、「実験開始後、警視庁職員から、温度の上がり具合をリアルタイムにモニタリングしたいとの要望を受けた」と陳述するところ（甲165・2ページ）、[ ]巡査部長らからすれば、運転中の噴霧乾燥器の内部に温度測定器を設置しようとして万一機械が壊れるようなことがあれば、賠償責任が生じることともなるため、進んで温度測定器の設置を要望したという認識ではなかったが、上記①ないし③の経緯を踏まえると、[ ]社長としては[ ]巡査部長らから要望を受けたものと受け止めた可能性はある。

いずれにしても、外事一課が本件噴霧乾燥器2の製品回収容器底部の温度を測定した事実を隠蔽しようとした旨の一審原告らの主張は、憶測に基づくものであり、失当であることは明らかというべきである。

（4）製品回収容器の参考温度を測定していたとしても不自然ではないこと（上

(記③に対する反論)

一審原告らは、外事一課が令和元年5月9日に行った本件噴霧乾燥器2と同型機の温度測定実験の際、製品回収容器底部の温度を測定したことについて、「参考」として温度測定したという[ ]巡査部長及び[ ]警部の証言は信用できないなどとも主張する（一審原告ら控訴理由書101ページないし103ページ）。

しかしながら、そもそも、製品回収容器は生成された粉体を回収する容器であり、粉体を生成するための機械本体とは別のものであって、経産省のホームページにおいても、本件要件ハに定められた「内部」ではないと明確に示されていること、そして、当時、外事一課において、本件噴霧乾燥器2にダンパを取り付けることが可能であり、それによって本件噴霧乾燥器2の製品回収容器は噴霧乾燥器の内部には当たらないと合理的な根拠に基づいて判断していたことは、前記(2)で詳述したとおりである。

したがって、令和元年5月9日の実験の主たる目的は「機器内部の温度を確認するため」である以上、本来温度を測定すべき箇所は装置内部に当たる箇所なのであって、それ以外の箇所の温度を測定したとしても、それは飽くまでも「参考」というほかない。

この点に関して、一審原告らは、「殺菌が不要な箇所であるにもかかわらず当初から『参考』として測定した理由は不分明で、その意図も読み取れない」などと主張するが（一審原告ら控訴理由書102ページ）、本件噴霧乾燥器2に関しては、ダンパは後付けで設置できるものであり、[ ]

[ ]が保有していた同型機にはダンパが設置されていない状態であったところ、仮にそのままの状態で製品回収容器内が十分な温度に達するのであれば、そのことを前提に必要な立証をすべくその後の捜査を進めることとなる一方で、必ずしも十分な温度に達しない可能性があると認められたとしてもまた、そのことを前提に必要な立証をすべくその後の捜査を進めることとなるだけの

話にすぎない。つまり、当時、同実験において確実に見極めなければならなかつたのは、飽くまでも装置内部に該当することが確実な箇所の温度であり、製品回収容器については、十分な温度に達しても達しなくとも、立証上の重大な支障は生じないという前提で、単にその後の立証の方向性を見定めるために温度を測定したのであって、その意味では正に参考としての温度測定である。

実際、この実験結果を受けて、経産省に対する照会に際しては、装置内部に当たる箇所の温度測定結果を示すとともに、[REDACTED]から改めて聴取して作成した報告書に、ダンパで仕切ることができる旨を明記するなど、製品回収容器内の温度測定結果を踏まえて、本件噴霧乾燥器2の内部が確実に十分な温度に達することを立証する検査を進めている。

そもそも検査に当たっては、様々な情報を収集するのであって、その中から犯罪の構成に関わる事項や立証に必要な事項を見極め、ポイントを絞って報告書等に記載して立証していくことが求められるのであり、把握した事項を全て漏らさず検査書類に記載することが求められるものではないことはいうまでもない。本件では、実験の時点で既にダンパで仕切られた製品回収容器は装置内部には当たらないと認識した上で、飽くまでもその後の立証上の参考として製品回収容器内の温度を測定し、その結果、装置内部に当たる箇所の温度を報告書に記載するとともに、製品回収容器についてはダンパで仕切ることで装置内部には当たらないことを別途報告書に記載しているのであり、消極証拠を殊更に無視したなどという一審原告らの主張は明らかに失当で、到底受け入れられるものではない。

なお、細菌の死滅については、

- 平成29年11月22日付け[REDACTED]准教授の回答により、腸管出血性大腸菌血清型O157が100°C・60分間の熱処理によって死滅すること  
(丙A61)

- 平成30年5月21日付け [ ] 准教授の回答により、腸管出血性大腸菌  
血清型O157が90°C・120分間の熱処理によって死滅すること（丙  
A59）
- 平成31年3月15日付け警察庁科学警察研究所の回答により、ペスト  
菌及び野兎病菌が75°C以上1時間の乾熱温度条件で死滅すること  
(丙10資料22)

がそれぞれ判明している。一審原告らが今般入手したとして提出した  
甲173号証の2によれば、製品回収容器内についても75°C以上が1時  
間30分以上継続していることが確認できるから、仮にこれを前提とすれば、  
本件噴霧乾燥器2の製品回収容器は、ダンパで仕切らなくても、ペスト菌及  
び野兎病菌の死滅条件を達成していたことになる。また、一審原告らが行つ  
た本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた温度測定実験においては、製品回収容  
器底部付近において、100°C以上が少なくとも4時間以上持続しており  
〔甲16・4ページ、写真9及び10、資料6〕、当時示されていた腸管出  
血性大腸菌血清型O157の死滅条件である100°C・60分、90  
°C・120分〔丙A61、丙A59〕を優に達成していたことを付言してお  
く。

## 第7 一審被告都控訴理由書の補足

原判決は、[ ] 警部補が「殺菌」の解釈を明確にせず、一審原告島田に対し  
熱風によって装置内部の細菌が一部でも死滅すれば「殺菌」に当たると意図的  
に誤解させた旨判示している。しかし、この原判決の判断には、著しい事実誤  
認や証拠評価の誤りの違法がある。その理由は、一審被告都控訴理由書の第3  
の2及び第5において詳述したところであるが、より正確な事実認定等に資す  
るため、新たな証拠も提出しつつ、更に説明を尽くすこととする。

1 一審原告島田は、外事一課の取調べを受けた従業員の供述内容を確認してお

り、それ故に、「細菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」との誤解が生じる余地はないこと

(1) 一審原告会社の役員及び従業員の取調べは、平成30年12月11日から始まった。多数の役員・従業員の取調べが併行して行われる中、平成31年1月9日、一審原告島田は、一審原告会社の従業員である[REDACTED]と[REDACTED]に対してメールを送信した（乙71資料23）。そのメールには、「事情聴取の際、調書を取られた人がいると聞きました もしいるならどのようなものだったのか確認してください。また、調書は自己の言ったことと少しでも相違があれば変更要求可能なので完全に納得した上で署名するように伝えください。」と記載されており、同メールは「大川原社長」、「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」にも共有されている。

つまり、同メールは、一審原告会社の取締役である一審原告島田が、従業員である[REDACTED]と[REDACTED]に対し、外事一課による取調べの状況を確認するよう指示したものである。そして、同メールが一審原告大川原にも送信されていることから、これを受信した従業員が「このメールによる指示は、大川原社長の意向に沿ったものであり、会社としての方針である」と理解したと考えることが自然である。そして、通常、従業員が社長の意向に逆らうこととは考え難いことから、一審原告会社では、同メールの指示のとおりに対応がなされたと考えることも、また自然なことである。

実際、同メールにより一審原告島田から指示を受けた当人である[REDACTED]は、平成31年3月7日に作成された供述調書の中で、「現在、それぞれの社員が警察で取調べを受けていますが、その内容については、私のところで集約し、社長に隨時報告している状況です。」と供述している（乙51・7ページ）。取調べを受けた一審原告会社の従業員も、例えば、

○ 海外営業部の[REDACTED]は、平成31年4月19日の取調べにおいて、「いつもは取調べが終わると、[REDACTED]に取調べ内容を口頭連絡することに

なっている」と述べ（乙52・2ページ）、

○ 管理部の[ ]は、平成31年4月22日の取調べにおいて、「取調べを受けた者は部責に報告している。」、「管理部以外もそうじやないか。管理部では、取調べから帰社後、[ ]に報告するが、その際はやはり皆気になるようで聞き耳を立てているか、[ ]の席近くに自然と集まる。」と述べる（乙72・4ページ）

などしている。

一審原告島田は、[ ]らに同メールで指示を出した本人であり、かつ、自己自身も被疑者の立場で取調べを受けていたのであるから、各従業員から集約される報告の内容を確認していたとみるべきであり、そのことは、亡相嶋が一審原告島田らと取調べの状況について情報共有を行っていたことからも明らかである。

(2) 一審被告都控訴理由書第5の1(2)（41ページ）に記載のとおり、取調べの際、外事一課は、「熱風を噴霧乾燥器内部に行き渡させることができるのか」、「噴霧乾燥器内の最低温箇所はどこか」などを重点的に質問していた。これは、「殺菌とは、噴霧乾燥器内部において特定の菌を全て死滅させることを指す」との解釈を探っているが故に生じる質問であり、質問を受ける従業員も、外事一課がそのような解釈を探っていることは当然に理解していた。なぜなら、仮に「細菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」などという解釈を探るのであれば、そもそも上記のような質問をする意味がなく、これらの質問が「殺菌とは特定の菌を全て死滅させること」との解釈を基礎とするものであることは、論理的に誰の目にも明らかであるからである。現に、一審被告都控訴理由書第4の3(2)の一覧表（20ページないし26ページ）に記載のとおり、乾熱による殺菌について言及した24名の従業員は、いずれも「殺菌とは、特定の菌を全て死滅させることを指す」との正しい解釈に基づき供述している。例えば、その24名のうちの8割に当たる18名は、

- 噴霧乾燥器の性質上、装置内部に高温が内部に行き渡る構造になっていること
- 入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の温度を維持することができるこ

等を根拠に、「殺菌可能である」という趣旨の供述をしている。また、「殺菌が困難である」という趣旨の説明をした3名も、その理由として、熱風が行き渡らない部分では菌が死なないのではないかとの見解を述べているが、それは、「殺菌とは、特定の菌を全て死滅させることを指す」との解釈を前提とした発言である。

(3) また、一審原告会社の [REDACTED]の一審原告会社 [REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）は、平成30年12月14日の取調べにおいて、[REDACTED]自身が作成した平成28年7月4日付けの「噴霧乾燥器についての質問事項について」と題する文書について説明を行った（乙73・1ページ及び2ページ）。また、平成31年2月28日には、当該文書の作成経緯等に関する [REDACTED] の供述調書が作成された（丙35）。

[REDACTED] の供述によると、平成28年5月下旬にCISTECから一審原告島田に対して「噴霧乾燥器についての質問」と題する照会文書が送られ、[REDACTED] がこの照会に対応することとなった。同年7月、[REDACTED] は、「噴霧乾燥器についての質問事項について」と題する回答文書を作成し、CISTECと一審原告島田に電子メールで送信した。一審原告島田は、[REDACTED] に「資料の送付ありがとうございました。」との電子メールを返信していることから、当該回答文書を認識していると考えられる。（以上につき、丙35・1ページないし5ページ、資料1及び4、乙73・1ページ及び2ページ、乙74）。

この回答文書（丙35資料4）には、「CIPなどの洗浄時に薬液による洗浄、洗浄後の乾燥運転が特定の菌の除去条件に合わせることが可能な場合

に洗浄、乾燥運転の過程において結果的に殺菌が行える場合があります。

例：（中略）100℃で死滅する菌」との記載がある。この回答文書から、一審原告会社が、「仮に、薬液による洗浄後に、特定の菌が生き残っていたとしても、それが例えば100℃で死滅する菌であれば、乾燥運転により当該菌を殺菌することができる」と判断していたことは明らかである。この判断は、「殺菌とは特定の菌を全て死滅させること」という正しい解釈を基礎としたものであり、「細菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」などという解釈とは相容れないものである。

なお、[ ]は、この供述調書において、以下のとおり述べている。

○「（中略）ここまで説明してきた内容はあくまで質問文書の項目1の『内部の滅菌・殺菌が出来る装置』についての回答です。」（丙35・6ページ）

○「島田から説明を受けた『分解せずには洗浄できず、洗浄出来なければ殺菌できない』という理論は社の方針ですから、これではシスティックから『該当』とみなされる可能性があると思い、（中略）洗浄を行う際は、多少であるが分解、組立てが生じる（中略）と記載し、分解しないと殺菌できないという内容にしました。」（同6ページ及び7ページ）

つまり、回答文書中の「洗浄、乾燥運転の過程において結果的に殺菌が行える場合があります。例：（中略）100℃で死滅する菌」との記載は、「乾燥運転による殺菌が可能である」との意味であり、それだけでは「本件要件ハに該当する」との趣旨の回答になってしまことから、非該当とするために、「洗浄の際に、多少の分解が生じる」という説明を加えた、と [ ]

[ ]は供述しているのである。この供述から、一審原告会社は、「100℃で死滅する菌については、乾燥運転による殺菌が可能である」との理解を前提として、「洗浄時の分解の要否」に重点を置いて、本件要件ハに該当しない旨を説明しようとしていた、と見ることが妥当である。なお、乾燥運転に

より殺菌を試みる場合には、事前の洗浄はそもそも不要であり、「洗浄の際に、多少の分解が生じる」との説明は要件ハの該当性判断に何ら影響を与えない。

(4) 上記(1)のメールによる指示に基づき、上記(2)及び(3)で述べたような外事一課の質問や従業員の供述内容を確認して把握していた一審原告島田が、「細菌が一部でも死滅すれば『殺菌』に当たる」などと誤解し、又は誤解させられることは、到底考えられない。

2 一審原告島田は、供述調書の内容について完全に納得した上で、同調書に署名指印をしていたこと

(1) 上記1(1)にも記載したとおり、一審原告島田は、一審原告会社の役員及び従業員の取調べが開始された平成30年12月11日から約1か月後に当たる平成31年1月9日に、一審原告会社の従業員である [ ] と [ ] に對し、「事情聴取の際、調書を取られた人がいると聞きました もしいるならどのようなものだったのか確認してください。また、調書は自己の言ったことと少しでも相違があれば変更要求可能なので完全に納得した上で署名するように伝えてください。」とメールで指示した（乙71資料23）。そして、このメールの宛先には、「大川原社長」として一審原告大川原も明記されている。このメールに基づき、従業員の間では、「社長の指示」又は「社長が承認した取締役の指示」として、「調書は自己の言ったことと少しでも相違があれば変更要求可能なので完全に納得した上で署名すること」との周知が図られたものと考えられる。

(2) 一審原告島田に対しては、平成30年12月11日から平成31年1月18日までの間に、5回の取調べが行われた。第5回目の取調べが行われた平成31年1月18日、一審原告島田は、 [ ] 警部補に対し、「社長から、最近、『島ちゃん、罰金で済むんじゃない』と言われた。ショックだった」と発言している。この発言は、一審原告大川原から、「社長である自分自身

は責任を取らないが、島田は立場上言い逃れができないため、一人で責任を取るべきである」との趣旨の指示を受けた一審原告島田が、苦しい胸中を吐露したものと考えられる。同日の取調べの終了の際、一審原告島田は、第6回目の取調べのために平成31年1月29日に出頭することを約して退出した。(以上につき乙75・4ページ)

(3) この第5回目の取調べが行われた平成31年1月18日は金曜日であり、その翌週の月曜日である平成31年1月21日に、早速、一審原告島田は、経済産業省貿易審査課に本件要件ハの解釈を問い合わせた。その経緯は一審被告都控訴理由書第5の1(5)(44ページないし46ページ)に記載したとおりであり、一審原告島田は、同課████氏から「全ての方法(乾熱、薬液、湿熱等)で、分解せずに滅菌又は殺菌をすることが可能な装置は全て該当する。空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する。暴露防止、飛散防止、材質、構造は関係ない。」との回答を得たものと認められる(乙71資料9の6ページ)。

この回答は、平成24年1月24日から平成25年9月9日までの間に、一審原告島田が、経産省及びCISTECとの度重なる協議の中で、繰り返し説明を受けてきた噴霧乾燥器の規制内容と、全く齟齬のないものである。この規制導入前の協議の状況や、当該協議の場で経産省及びCISTECが一審原告島田に説明してきた規制内容は、一審被告都控訴理由書第5の1(3)(41ページ及び42ページ)に記載したが、念のため、その概要を再掲すると以下のとおりである。

○ 平成24年1月に、AGにおいて噴霧乾燥器を新たに輸出管理規制の対象とすることが議論されていることを経産省担当者から聞いた一審原告島田は、経産省やCISTECの担当者に対し、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」と説明した(丙A83資料3)。

- 同年2月、一審原告島田は、「亡相嶋と共に経産省側から『日本は『滅菌・殺菌の範囲を蒸気滅菌に限定すべき』と提案しているが、日本以外の各国がAG原文の『滅菌又は殺菌』に合意しているため、原文のままになる見込みです』との説明を受けた（丙A 8 4・6ページ）。
- 同年3月、一審原告島田が、経産省担当者に対し、滅菌又は殺菌の範囲を限定する目的で、「菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうがと提案しました。」とメールで提案したが、経産省担当者から、AG参加国と協議した結果として、「乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るとのことなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。」とのメール回答を受信した（丙A 8 6資料1）。
- 同年4月25日の一審原告会社の4月度営業会議において、一審原告島田自身が、噴霧乾燥器の輸出について「基本的に許可申請が必要」と説明した（丙A 8 7資料3）。
- 平成25年8月、経産省が実施しているパブリックコメントに対し、一審原告大川原の依頼を受けた株式会社██████████の██████████が、規制対象となる噴霧乾燥器の範囲を限定する目的で、本件要件ハに関する意見を提出した。しかし、当該意見は反映されず、原案どおり「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定され、同年10月に噴霧乾燥器に係る輸出管理規制が開始された（丙A 9 0、丙2 1）。
- (4) また、一審原告島田の第6回取調べが予定されている平成31年1月29日までに、一審原告会社の従業員の供述調書が、次々と作成されていった。
- ① 一審被告都控訴理由書第4の3(2)の一覧表（20ページないし26ページ）に記載のとおり、
- 平成30年12月11日の██████████・開発部██████████の供述調書（乙2 0）
- 平成30年12月13日の██████████・エンジニアリング部██████████の供述調書（乙2 3）

- 平成30年12月18日の[ ]・エンジニアリング部[ ]の供述調書(乙29)
- 平成30年12月20日の[ ]・カスタマーソルーショングループ[ ]の供述調書(丙33)
- 平成31年1月8日の[ ]・エンジニアリング部の供述調書(乙26)
- 平成31年1月9日の[ ]・エンジニアリング部[ ]の供述調書(乙24)
- 平成31年1月21日の[ ]・エンジニアリング部の供述調書(乙32)

がそれぞれ作成されており、これらはいずれも「熱風により、噴霧乾燥器内の特定の菌を全て死滅させることは可能」という趣旨の内容となっている。

② また、[ ]・カスタマーソルーショングループ[ ]は、平成31年1月16日にも、供述調書(丙34)に署名指印している。これは、上記(1)のとおり、一審原告島田が平成31年1月9日に送信したメールに基づき、従業員に対して「調書は自己の言ったことと少しでも相違があれば変更要求可能なので完全に納得した上で署名すること」との周知が図られたであろう直後に、署名指印がなされた供述調書である。

この供述調書には、一審被告都控訴理由書第5の1(4)(42ページないし44ページ)に記載のとおり、

- 一審原告会社の噴霧乾燥器ODB-54を購入した[ ]から「噴霧乾燥器で製造する粉末から菌が検出された」旨の相談を受け、一審原告島田が、平成27年11月30日から12月3日までの間、[ ]と2人で米国に出張したこと
- 一審原告島田と[ ]が、米国に所在する[ ]の工場で、同社の担当者から、「噴霧乾燥器の内部に90℃位の熱風を当て殺菌したい」旨の相談を受けたこと

- [ ] が、殺菌用途で 90°C の熱風を要求していることは、一審原告島田も [ ] も理解していたこと
- 一審原告島田と [ ] が、当該工場において、噴霧乾燥器 O D B - 54 を運転させ、噴霧乾燥器内部の温度を測定する実証実験を行ったこと
- その実証実験では、噴霧乾燥器の熱風入口温度を 195°C 、排気温度を 160°C で熱風運転させた結果、ニューマサイクロン（生成された粉末製品を貯蔵する製品サイロの直前に位置しており、噴霧乾燥器の機器内部の中では出口に近い部分）において、 90°C の熱風を計測したこと
- 一審原告島田は、米国から帰国した後、自ら出張報告書（丙 34 資料 1）を作成し、その中で、「噴霧乾燥器の内部を殺菌するため、 90 °C の状態を 3 ~ 4 時間保つことが可能かを確認した」との趣旨の記載をしたこと
- 一審原告会社は、一審原告島田と [ ] が米国で行った実証実験の結果を踏まえ、平成 27 年 12 月 10 日付けて [ ] 宛ての設備点検報告書（丙 34 資料 2）を作成しており、その中で、「熱風入口温度 195°C 、排気温度 160°C の運転にてニューマサイクロンを 90°C まで上昇可能であった」、「乾燥、殺菌は可能と判断します」等と明記していること
- 設備点検報告書は、一審原告会社による正式な回答として、 [ ] に対してメールで送信されたこと等の内容が記載されている。

なお、この一審原告会社と [ ] とのやりとりを見ると、噴霧乾燥器を扱う企業の間で「殺菌」という言葉が何の解説や補足説明もなく使用されていることが分かる。そして、単に「殺菌」と記載ただけで、それが「特定の細菌が一部でも死ぬこと」を指すわけではなく、噴霧

乾燥器の内部で検出された「特定の菌が全て死滅すること」を指すということを当然の前提として、やりとりが行われている。つまり、噴霧乾燥器を扱うこれら両社の間で、「殺菌」は、「特定の菌が全て死滅すること」を意味する言葉として、何の疑問も呈されることなく使用されていたということである。そもそも [REDACTED] からは、一審原告会社製の噴霧乾燥器で製造した粉体から菌が検出されたことを受け、噴霧乾燥器の内部に 90℃位の熱風を送り込むことにより殺菌したいとの相談がなされたのであるから、仮にこうした相談に対して「噴霧乾燥器内で、特定の細菌が一部でも死ねば、殺菌したことになる」との考え方で対応したとすれば、顧客から批判を受けることは必定である。例えば、一審原告島田が、「[REDACTED]

[REDACTED] が噴霧乾燥器内部で検出した特定の細菌については、90℃位の熱風運転により、その約 30% を殺すことができるが、約 70% は生き残ってしまう。しかし、特定の細菌が一部でも死ねば『殺菌した』と言えるはずだ」と考えて、「乾燥、殺菌は可能と判断します」と [REDACTED] に回答したのだとすれば、[REDACTED] から「一審原告会社から『乾燥、殺菌は可能』との説明を受けたので、それを前提に製品を作ったが、菌が残っている。一審原告会社は、虚偽の説明をした」との苦情を受けることは確実であり、顧客からの信頼を直ちに失うこととなろう。一審原告島田が、そのような曲解をすることはあり得ない。

つまり、一審原告島田が、[REDACTED] との折衝において、「特定の菌が全て死滅すること」という意味で「殺菌」という言葉を使用していたことは明らかである。そして、わざわざ米国まで出張して [REDACTED] の工場で温度測定実験を行うという特異な経験からわずか半年後に、本件噴霧乾燥器 1 が輸出されることになる。その半年の間に、一審原告島田の「殺菌」に対する理解が変化するとは考えられず、また、外事一課の取調べにおいて一審原告島田が「特定の菌が一部でも死滅すれば『殺

菌』に当たる」と誤解し、又は誤解させられることもおよそ考えられない。

(5) このように、第6回取調べの直前の一審原告島田は、

- 一人で罰金刑を受けて責任を取るよう、一審原告大川原から示唆された
- 平成31年1月21日に経産省の担当者から「空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器は本件要件ハに該当する」との回答を受け、平成24年1月24日から平成25年9月9日までの間に、一審原告島田が経産省及びCISTECとの間で繰り返し説明を受けてきた本件要件ハの解釈が、ずっと変わっていないことを改めて確認した
- 一審原告会社の従業員が、「熱風により、噴霧乾燥器内の特定の菌を全て死滅させることは可能」という趣旨の供述調書に次々と署名していることについて報告を受けた
- 「一審原告島田と[ ]が、[ ]を訪問し、熱風により噴霧乾燥器内部を殺菌するための温度測定実験を行った上で、『乾燥、殺菌は可能と判断します』と[ ]に回答した」という趣旨の供述調書に[ ]が署名したことについて報告を受けた  
という状態だったと考えられる。

(6) こうした中、平成31年1月29日、第6回目の取調べが行われた。それ以前の約1か月にわたる5回の取調べにおいては、供述調書は1本も作成していなかったが、この第6回目の取調べにおいて、一審原告島田は、初めて供述調書に署名指印した。これは、上記(1)のメールの送信からわずか20日後のことである。一審原告島田は、自ら従業員に対して「完全に納得した上で署名すること」と指示を出している以上、自身の供述調書についても「自己の言ったことと少しでも相違がない」ことを確認し、「完全に納得した上で署名指印した」ことに疑いはない。

この供述調書では、

- 噴霧乾燥器に係る外為法の規制が導入される前年の平成24年1月に、

一審原告島田は、経産省やC I S T E Cと会議を行い、相手側の質問に対して、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」と回答したこと

○ その当時、一審原告島田は、「噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅する」と考えていたので、このように答えたこと等が述べられている（丙A83・5ページ）。この供述は、「殺菌とは、特定の菌を全て死滅させることを指す」との正確かつ常識的な解釈に基づくものであり、一審原告島田が本件要件ハの解釈について何ら誤解をしていないことの証左である。少なくとも、████警部補において、一審原告島田が殺菌の解釈について誤解するよう仕向けたり、誤解に乗じて供述調書に署名指印をさせたりした事実がないことはもとより、一審原告島田が殺菌の解釈について誤解していると認識するような状況がなかったことも明らかである。

(7) なお、この平成31年1月29日の第6回目の取調べにおいて、一審原告島田は、

○ 12月21日の忘年会で、社長から、2人しかいないときに「島ちゃん、罰金で済むんじゃない」と言われた。

○ 最近、社長に「非該当と社長が判断したわけではなく、私が判断したと言うのですか。残念です」とメールを送ったら、社長から「申し訳ない。全ての責任は私にある」と回答が来た。

○ また、社長は最近、「高度な殺菌ができるものが該当」とか言っていたが、そんな言葉は今まで聞いたこともなかった。

○ やはり、今回の件で責任を取らなければならないのは、自分と社長と相嶋。等と述べている。（以上につき、乙76・3ページ及び4ページ）

そして、この日以降、一審原告島田は、本件要件ハの解釈、一審原告大川原の関与等について詳細に供述するとともに、「自己の言ったことと少しで

も相違がない」ことを確認しながら、供述調書に「完全に納得した上で署名指印」していった。こうした供述や関連する押収品により判明した事実関係を改めて整理すると、以下のとおりである。

#### ア 本件要件ハの解釈

① 平成24年2月23日、一審原告島田と亡相嶋が、経産省とCISTECの担当者と会議を行った。その会議で、CISTECから以下の説明を受けた。

- ・ AGから、規制対象とするべき噴霧乾燥器の要件の一つとして、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なもの」との原案が示された。
- ・ これに対して日本からは、「定置した状態で内部の蒸気滅菌をすることが可能なもの」とるべきとの提案を行った。
- ・ しかし、日本以外の各国がAG原文の「滅菌又は殺菌」に合意しているため、原文のままになる見込みである。

こうした説明を受けた一審原告島田は、「殺菌も含めると、規制がかなり広範になり、一般貿易、平和利用の取引にも大きな支障が出る。

(中略) やはり蒸気滅菌に限定すべきだと強く思った。(以上につき、丙A84・6および8ページ)

② 平成24年3月9日、一審原告島田は、経産省の担当者から電子メールで連絡を受けた。その電子メールには、日本の提案に対するAGの関係国からの回答が記載されていた。「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なもの」という要件については、日本から「殺菌は除外し、蒸気滅菌に限定するべき」との提案を行っていたが、これに対して2つの国から以下の概要的回答があったとされている。

- ・ [REDACTED]は、「蒸気滅菌を含む全ての滅菌及び殺菌の方法を含んでいる。産業界によると乾燥滅菌は信頼できる滅菌方法である。この

ため、蒸気滅菌に限定したくない」との意見である。

・他の国、A国は、「蒸気、熱、放熱、化学滅菌のように製造装置において使用される異なる滅菌方法がある。特定の滅菌方法を明記しないことによって、どんな種類の滅菌方法も含まれる。同じ言葉がクロスフローろ過装置に使用されている」との意見である。（以上につき、丙A86・2ページ及び3ページ、資料1）

③ 平成24年3月12日、一審原告島田は、亡相嶋に相談した上で、経産省の担当者に電子メールで意見を述べた。一審原告島田は、[REDACTED]やA国の主張のとおりに「蒸気滅菌に限らず、全ての滅菌及び殺菌の方法を含む」という規制になってしまふと、自社製品が規制対象となり輸出に支障が出ると考え、「何とか蒸気滅菌に限定してもらいたい」との気持ちを込めて、電子メールに「菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうがと提案しました。」と記載した。（以上につき、丙A86・4ページ及び5ページ、資料1）

④ 平成24年3月12日、一審原告島田は、経産省の担当者から電子メールで連絡を受けた。その電子メールには、「日本の実情においては蒸気滅菌が妥当なのかもしれません、[REDACTED]の返答にあるとおり、乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来ることなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。」との記載がある。これは、「どのような方法であっても、滅菌又は殺菌ができる以上は、規制の要件を満たすことになる」との意味である。一審原告島田は、この電子メールを読み、「AG各国の見解に同調したもので、日本国としても蒸気滅菌に限定しないという厳しいもの」と考えた。（以上につき、丙A86・5ページ、資料1）

⑤ 平成24年3月13日、一審原告島田は、経産省の担当者から電話で連絡を受けた。経産省の担当者は、「省で検討した結果、日本国として

は蒸気滅菌に限定しません」と述べ、これを聞いた一審原告島田は「日本は他国と足並みをそろえる方針、つまり滅菌及び殺菌にすることに決定したのだ」と悟った。(以上につき、丙A86・5ページ及び6ページ)

⑥ 平成24年4月11日、一審原告島田は、経産省の担当者から電子メールで連絡を受けた。その電子メールには、「本日付で、AGにおいて噴霧乾燥器の規制が合意(以前お知らせした文言通り)されましたのでお知らせします。」との記載がある。これは、「蒸気滅菌に限らず、全ての滅菌及び殺菌の方法を含む」との方針で規制を設けることがAG関係国間で合意されたという意味である。(以上につき、丙A86・7ページ、資料2)

⑦ 平成24年4月25日、一審原告島田は、一審原告会社の4月度営業会議で、「4月から噴霧乾燥器は輸出該当商品になりました。今後の噴霧乾燥器の本体・部品の輸出に関しては、400キログラム以下、D50 10マイクロメートル以下など規制対象外の装置もあるが基本的に許可申請が必要」と説明を行った。なお、この会議には一審原告大川原も出席した。(以上につき、丙A87・8ページないし10ページ、資料3)

⑧ 平成24年4月26日、一審原告島田は、CISTECの担当者から電子メールで連絡を受けた。その電子メールには、「AGにおける噴霧乾燥器の規制文」として「iii. capable of being sterilized or disinfected in situ」と記載されている。これにより、AGの原案どおり「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なもの」との要件が合意され、蒸気滅菌への限定はなされなかったことが、改めて明らかになった。

(丙A86・8ページ及び9ページ)

⑨ 平成24年12月19日、経産省の担当者が、噴霧乾燥器の規制に係る政省令案等について意見照会をする電子メールを一審原告島田に送信した。その翌日である同月20日、一審原告島田は、この電子メールを確認し、以下の2点に注目した。

○ 省令案の要件ハとして「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と記載されていること。

○ AGの規制文では、「Spray drying equipment」(噴霧乾燥器)に「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」(毒素や病原性微生物を乾燥させることができる)との修飾語が付されているが、省令案では単に「噴霧乾燥器」と記載され、修飾語が付されていないこと。

これを読み、一審原告島田は、「このまま経済産業省が示した内容で政省令が制定されてしまうと、規制が極めて広範囲になる。本当に、一般貿易に支障・影響が出てしまう。弊社がラインナップしている定型器、いわゆる汎用品を輸出できなくなるおそれがある」と不安に駆られた。一審原告島田が亡相嶋に相談すると、亡相嶋も「前回、蒸気滅菌に限定されなかつたし、これで毒素や病原性微生物を乾燥するための噴霧乾燥器という条件まで除かれると、本当に広範囲な規制になる。だから、毒素等を乾燥するための噴霧乾燥器という条件を絶対に政省令に入れるべきだ」と述べた。(以上につき、丙A88・3ページないし7ページ)

⑩ 平成24年12月26日、一審原告島田は、経産省担当者に対し、政省令案に対する意見を電子メールで送信した。この電子メールでは、「AGで規定した“capable of drying toxins or pathogenic”を政令あるいは省令に記載した方が良いと思います。」、「“in situ”を“定置した状態で”とし

てますが、“分解せずに”とした方が意味が明確になるのではないで  
しょうか。」等の意見を提出している。これは、一審原告会社が製造す  
る噴霧乾燥器の定型器が規制対象とならないようにするために、「規制範  
囲を毒素や病原性微生物を乾燥するための専用の装置に限定する」よう  
要請したものである。なお、経産省はこの要請には応じなかった。（以  
上につき、丙A 88・9ページ及び10ページ、丙A 90・1ページ）

⑪ 平成25年7月2日、一審原告島田は、C I S T E Cの担当者から電  
子メールで連絡を受けた。その電子メールには、噴霧乾燥器の規制導入  
に向けた政省令の改正案が添付されていた。政令案・省令案とも、「噴  
霧乾燥器」には「毒素や病原性微生物を乾燥させることができる」との  
修飾語が付されておらず、省令案の要件ハは従前と変わらず「定置した  
状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」とされていた。こ  
れを見て、一審原告島田は、「一般的な汎用品も含まれる広範囲な規制  
条件を突き付けられてしまった」と考え、亡相嶋にも報告した。（以上  
につき、丙A 89・7ページないし9ページ）

⑫ 平成25年8月22日、一審原告大川原の依頼を受けた[ ]  
の[ ]が、経産省に対し、「解釈案に『毒素や病原性を持つ  
微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器』と記載して頂いた方  
が明確になると思われます。」等の意見を提出したが、受け入れられな  
かった。省令案の要件ハは「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌する  
ことができるもの」となることが決定的となった。（以上につき、丙  
A 90・11ページないし16ページ）

⑬ 平成25年に噴霧乾燥器に対する輸出規制が導入された後、一審原告  
会社では、噴霧乾燥器の定型器について、勝手に全器を「非該当」と判  
定していた。非該当にするという方針を言い出したのは相嶋専務だった  
が、一審原告島田は、噴霧乾燥器が発する熱風で菌を殺菌できることく

らいは、業界の常識として当然分かっていた。（丙A93・6ページ及び7ページ、丙A94・8ページ及び9ページ）

#### イ 一審原告大川原の関与

① 一審原告島田は、平成24年2月23日に経産省及びCISTECと上記ア①の会議を行い、その結果を、同日又はその翌日に一審原告大川原に報告した。一審原告島田は、同会議において噴霧乾燥器を巡るAGの議論の説明を受け、「到底納得しがたい規制内容になりつつある」と考え、社長である一審原告大川原に報告を行ったものである。一審原告島田は、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なものの」という要件も含め、AGの改正原案を一審原告大川原に示し、「AGの原案どおりに広範囲な規制になるようですよ」と説明した。一審原告大川原は、不満気な表情を見せ、納得していない様子だったが、一審原告島田に対して特に具体的な指示は行わなかった。（以上につき、丙A84・10ページ及び11ページ）

② 一審原告島田は、平成24年3月13日に経産省の担当者から上記ア⑤の電話連絡を受けた後、「このままでは、本当に規制が広範囲となるため、輸出ができなくなるおそれがある。先ずは社長にこのことを報告しなければならない」と思い、一審原告大川原に報告した。一審原告島田が「経産省の[ ]さんから電話があり、今のAGの動きでは日本の案は通らず、AGの原文どおりに、あらゆる方法を含む「滅菌・殺菌」という広範囲な規制になる見込みです」と述べると、一審原告大川原は、不機嫌で、納得がいかない表情をしていた。（以上につき、丙A86・5ページ及び6ページ）

③ 一審原告島田は、平成24年4月11日に経産省の担当者から受信した上記ア⑥の電子メールを読み、「殺菌も含む広範囲な規制条件の改正案が原文のままAGで合意に至ったことは、噴霧乾燥器の製造メーカー

として最重要事項」と判断し、その翌日、一審原告大川原に「噴霧乾燥器の規制が、AGが提案していた改正案で最終合意に至りました。殺菌も含む規制になります」と報告した。一審原告大川原は、「殺菌も含む」という報告に対し、不機嫌な様子だった。（以上につき、丙A86・7ページ及び8ページ）

④ 平成24年4月25日、一審原告島田は、一審原告大川原も出席した一審原告会社の4月度営業会議で、「4月から噴霧乾燥器は輸出該当商品になりました。今後の噴霧乾燥器の本体・部品の輸出に関しては、400キログラム以下、D50 10マイクロメートル以下など規制対象外の装置もあるが基本的に許可申請が必要」と説明を行った（丙A87・8ページ及び9ページ）。

⑤ 一審原告島田は、平成24年4月26日にCISTECの担当者から受信した上記ア⑧の電子メールを読み、後日、一審原告大川原に規制文を見せながら「AGの規制文は、このような文章で決定しました」と報告した。一審原告大川原は、憮然とした態度でその説明を聞き、当該規制文に目を通していた。（丙A86・8ページないし10ページ）

⑥ 一審原告島田は、経産省の担当者から受信した上記ア⑨の電子メールを平成24年12月20日に読み、「急いでこの内容を社長に報告しなければならない」と思い、一審原告大川原に報告した。一審原告島田は、この電子メールに添付されていたAG規制文と政省令案を一審原告大川原に見せながら「経産省の[ ]さんから、噴霧乾燥器の政省令案が送られてきました。どうとう、この規制が日本語になりました」と報告した。さらに、AG規制文の「capable of drying toxins or pathogenic microorganism」の部分を示し、「実は、この部分が省令には入っていません」と説明した。一審原告大川原は、しばらくAG規制文と政省令案を目で追っ

た後、不満気な表情をした（以上につき、丙A 88・7ページ及び8ページ）。

⑦ 一審原告島田は、平成25年7月2日にCISTECの担当者から受信した上記ア⑪の電子メールを読み、「すぐに社長に報告しなければならない」と考えた。その当日又は翌日に、一審原告島田は、政省令の改正案を一審原告大川原に見せながら、「該当器にならないよう、毒素や病原性微生物を乾燥するための噴霧乾燥器を規制すべきであるという我々の意見は、採用されませんでした。結果として、このような改正案になりました。改正法の施行は、今年の秋ごろになる見込みです」と報告した。一審原告大川原は、この規制条件に納得していない様子だった。

（以上につき、丙A 89・9ページ）

⑧ 平成25年8月19日、経産省が、噴霧乾燥器の規制導入に向け、一審原告会社、[REDACTED]を招いて意見聴取を行った。この席には、一審原告会社からは一審原告大川原と一審原告島田が参加したが、一審原告大川原は、具体的な要望は行わなかった。なお、経産省の担当者から、政省令改正案に関するパブリックコメント手続が平成25年8月30日まで行われている旨の説明があった。（以上につき、丙A 90・5ページ及び6ページ）

⑨ 平成25年8月22日、一審原告大川原は、[REDACTED]の[REDACTED]に対し、噴霧乾燥器の解釈案に関して、「”噴霧乾燥器：毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥装置”を加えて頂けるとよりハッキリしてきますので、パブリックコメントとして出して頂けないでしょうか？」と電子メールで依頼した。同日、[REDACTED]の[REDACTED]は、経産省に対し、「解釈案に『毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器』と記載して頂いた方が明確になると思われます。」等の意見を提出した。（以上につ

き、丙A90・11ページないし14ページ、資料4及び5)

⑩ 平成25年9月9日、経産省の担当者から一審原告大川原、一審原告島田等に電子メールで連絡があった。この電子メールには、「先日、安保課より、修正案に微修正が入ったとのことで、パブコメ結果を受け、添付の修正案を最終案として進めるとの連絡がありました。」との記載があり、添付資料においては、要件ハは修正がなく、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と記載されていた。これで、一審原告大川原も完全に観念した。(以上につき、丙A90・14ページないし16ページ、資料6)

⑪ 平成25年9月頃、一審原告大川原、亡相嶋、一審原告島田の3名が集まり、一審原告島田が「噴霧乾燥器の施行が間近に迫っています」と説明した。これに対し、亡相嶋が「経産省は考え方方がおかしい」と述べ、一審原告大川原は「定置での滅菌・殺菌ができないので非該当でいいのでは」との見解を示した。この見解につき、一審原告大川原と亡相嶋から、根拠の説明はなかった。(以上につき、丙A92・5ページ)

⑫ 平成25年10月7日、一審原告大川原も出席した一審原告会社の10月度業務運営会議で、一審原告島田は、噴霧乾燥器の規制概要を説明した。出席者からの質問に対し、亡相嶋が「うちの装置は、定置での滅菌・殺菌はできない。だから、非該当でいいんだよ」と説明した。その根拠の説明はなかったが、社長である一審原告大川原の意向どおり、一審原告会社の噴霧乾燥器は非該当とするとの社の方針が決まった。

(以上につき、丙A92・6ページないし8ページ)

⑬ 噴霧乾燥器の規制導入後、一審原告大川原、亡相嶋、一審原告島田ら経営陣は、「定置した状態での滅菌又は殺菌はできない」として非該当にするという方針を決めた。一審原告島田は、「一審原告大川原は、噴霧乾燥器が発する熱風で菌を殺菌できることくらいは、業界の常識とし

て当然に理解していた」と思っている。（以上につき、丙A93・6ページ及び7ページ、丙A94・8ページないし10ページ）

⑭ 令和元年8月の時点で、一審原告大川原や亡相嶋は、「規制に該当する装置は、高度な殺菌ができるもの、高生理活性のもの」といった具体的な話をしているが、一審原告島田は、噴霧乾燥器の輸出規制前後において、このような該非の線引きを両名から聞いた覚えは一切なく、これは警察の捜索が入った後に言い出したことである（丙A92・10ページ及び11ページ）。

(8) 以上のように、一審原告島田は、平成31年1月29日の第6回目の取調べにおいて

- 12月21日の忘年会で、社長から、2人しかいないときに「島ちゃん、罰金で済むんじやない」と言われた。
- 今回の件で責任を取らなければならないのは、自分と社長と相嶋。と発言して以降、自分自身の故意や一審原告大川原及び亡相嶋の関与について詳細に供述してきた。特に、一審原告大川原の関与については、上記の(7)イのとおり、繰り返し具体的な供述を行ってきた。現在、一審原告島田は、本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解していたという不自然な主張を行っているが、これは、上記のような供述をしたことを一審原告大川原らに対して弁解するために、事実と異なる説明をせざるを得なかつたものと認められる。

3 [ ] 警部補は一審原告島田に真摯に向き合いながら取調べを行っていること  
一審原告は、訴状において「平成30年12月20日、[ ] 警部補は、原告島田に対して、原告会社を捜査する理由として、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていたことが発覚したためなどと虚偽の事実を告げ、不当な心理的影響を与えた（なお、実際にはそのような事実はなく、同月26日に原告島田が改めてかかる発言の真偽を確認したところ、[ ] 警部補は、原告会社製噴霧乾燥器がある場所について現在捜査

中だと発言し、同月 20 日の取調べの上記発言が虚偽であったことが発覚した。」。（訴状 106 ページ）と主張している。

また、一審原告島田は、陳述書において「平成 30 年 12 月 20 日、[ ] 警部補は、私に対して、当社を捜査する理由として、当社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていたことが発覚したためだと説明しました。しかし、実際にはそのような事実はなく、同月 26 日に私が改めてかかる発言の真偽を確認したところ、[ ] 警部補は、当社製噴霧乾燥器がある場所については現在捜査中だと発言し、同月 20 日取調べの上記発言が虚偽であったことが発覚したのです。私は日本の警察はこのような嘘を言うのかと大きく失望しました。」（甲 162・5 ページ及び 6 ページ）と記載しており、令和 5 年 6 月 23 日の尋問でも、同趣旨の証言を行った。

[ ] 警部補が虚偽を述べたという事実はなく、かつ、原判決もこの点については何ら言及していないものの、上記の主張や証言を看過すれば、[ ] 警部補が不誠実な取調べをしたかのような誤解が生じ、ひいては原判決のように、[ ] 警部補が「殺菌」の解釈に関して一審原告島田を意図的に誤解させたという誤った事実認定がなされる一因にもなりかねないことから、[ ] 警部補が一審原告島田に真摯に対応していたという事実を以下に詳述する。

(1) [ ] 警部補は、陳述書において、「私は、取調べ中、島田氏に対して、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていた旨を告げたところ、島田氏からその詳細な内容を確認されたため、詳細については捜査中である旨を伝えておりますが、虚偽を述べたものではありませんし、捜査中であったためその旨を述べたものです。」

（乙 10・5 ページ）としている。

(2) 一審原告会社は、以下に述べるとおり、中国の兵器製造企業の研究所に、同社製の噴霧乾燥器を輸出していた。

ア 中国には、[ ] という兵器製造企業が存在してい

る。この企業は、中国共産党中央委員会の機関誌「人民日報」のインターネット版である「人民網」においても、「中国軍需企業」として紹介されている。例えば、噴霧乾燥器の輸出管理規制の開始から約7か月後に当たる平成26年5月12日には、「中国軍需企業、新型電子製品を出展」と題する記事が掲載され、「[REDACTED]が、レーダー、光エレクトロニクス、電子戦等のシステムを集約し、低空飛行で向かってくる航空機やミサイルの位置を測定して破壊する防空装備を展示会に出展し、注目を浴びた」との内容が報じられている。(以上につき、乙77) C I S T E C が発行する各種書籍においても、[REDACTED]は中国の「十一大軍需企業集団」の一つとして明記されており、それは対中輸出に携わる者にとっては周知の事実と言っても過言ではない(乙78〔对中国输出管理入门－中国顧客情報収集・分析の手引き－（2014年版）〕18ページ、19ページ及び29ページ、乙79〔对中国输出管理「軍事転用・拡散顧客情報分析ガイド」－中国の軍及び軍需産業の構造と軍事四証制度－〕113ページ及び119ページ、乙80〔中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク－狙われる日本のハイテク民生技術－〕122ページ、144ページないし146ページ)。さらに、軍縮に関する研究機関として国際的に高い評価を受けている[REDACTED]の公表資料においても、「[REDACTED]（[REDACTED]）は、世界中の兵器製造・軍事サービス会社の中で第11位（中国の企業の中では第4位）の収益額を計上しているとされており、中国屈指の著名な兵器製造企業である（乙81の1・9枚目、乙81の2・15枚目）。

この[REDACTED]は、兵器の開発を効果的に進めるため、多数の研究所を保有している。そのうちの一つが、[REDACTED]（以下「[REDACTED]という。）である。[REDACTED]は、そのウェブサイトで「[REDACTED]は、この60数年来ずっと国防工業と国

民経済の建設に力を尽くし」、「製品と技術のレベルは中国国内でもトップクラスで、一部は国際的にも先進的なレベルに達しており、レーダー、通信、電子対抗手段、戦略武器など国防工業の分野や医療電子、電力電子、大科学装置など国民経済の分野にも広く応用されている」等と紹介しており（乙82の1及び2）、例えば、軍事力増強のためのマイクロ波の研究、セラミックス製品やレーダー用部品の開発・製造等を行っている（乙83・3枚目「企業紹介」、7枚目「武器装備品質システム認証証書」及び11枚目「主管業務の紹介」）。

一審原告島田は、一審原告会社に入社して以来、長期にわたり、海外市場の開拓と拡大に注力してきた（丙A82・1ページ）。また、輸出管理規制に関しては、経産省やCISTECと自ら協議したり、社内で安全保障輸出管理規程を整備したりするほど、豊富な知見を有している（丙A94）。さらに、平成8年に中国の上海市において、一審原告会社が中国企業と合弁で████████（以下「████████」といふ。）を立ち上げると、その数年後には████████の董事（日本の会社の取締役に相当する。）に就任しており、以後継続的に中国の噴霧乾燥器市場に関心を抱きながら████████の経営に携わってきたものと考えられる（丙A82）。こうした立場にある一審原告島田が、「████████は、兵器製造会社である」という事実を知らなかつたとは、にわかに認め難い。

イ 一審原告会社に対する捜査を進めている中で、一審原告会社が、平成29年5月26日、同社製のCL-12型噴霧乾燥器（以下「CL型器」という。）を中国向けに輸出していたことが判明した。その概要は以下のとおりである。

- ① 経産省が公表している外国ユーザーリストには、平成23年9月1日の時点で「████████」が掲載され（乙84

の1及び2の319番)、平成26年4月1日の時点で「[REDACTED]

[REDACTED]及び「[REDACTED]も

追加して掲載された(乙85の1及び2の455番及び477番)。これら3研究所は、外国ユーザーリストにおいてミサイル、生物兵器、化学兵器の開発等の懸念があると明記されており、現在まで一貫して外国ユーザーリストに掲載され続けている。

(C) [REDACTED]自体は、外国ユーザーリストに掲載されていない。しかし、同種の3研究所が掲載されていることから、[REDACTED]まミサイル、生物兵器、化学兵器等の兵器を製造していると認められ、その傘下にある以上、[REDACTED]が兵器製造に関与していることも認められる。なお、実際に、[REDACTED]のウェブサイトには、

- ・ [REDACTED]は、マイクロ波電子真空機器研究を専門とする研究所であること(乙83・11枚目「主管業務の紹介」)
- ・ [REDACTED]の製品は、レーダー、電子戦、ミサイル、通信、ナビゲーション、マイクロ波電子医療、プラズマ加熱等の分野に広く用いられていること(同11枚目「主管業務の紹介」)
- ・ 人工衛星発射、キャリアロケット測量、有人宇宙船等先端科学技術の中で大きな役割を果たしており、軍事装備の現代化、軍隊戦闘力の高度化に多大な貢献をしていること(同11枚目「主管業務の紹介」)
- ・ 軍用マイクロ波管の研究を主として、応用研究と基礎技術の研究も同時にを行い、電子セラミックス、レーザービーム応用技術等の領域で成果を出していること(同11枚目「主管業務の紹介」)
- ・ マイクロ波管、スイッチ管、セシウムビーム管及び付属のセラミック部品等の設計、開発、製造及びサービスに関する政府の品質認証に合格していること(同7枚目「武器装備品質システム認証証書」)

等が掲載されていた。

② 平成26年7月から平成27年9月にかけて、日本の民生技術が中国に軍事転用される危険性を訴える書籍を、C I S T E Cが以下のとおり次々と発行した。これらの書籍に記載された情報は、中国に機器を輸出する会社であれば承知しておくことが期待される内容である。その中で、[REDACTED]は、中国の「十一大軍需企業集団」の一つとして明記されている。

○ 「对中国输出管理入门－中国顧客情報収集・分析の手引き－（2014年版）」（平成26年7月発行）（乙78・18ページ、19ページ及び29ページ）

○ 「对中国输出管理「軍事転用・拡散顧客情報分析ガイド」－中国の軍及び軍需産業の構造と軍事四証制度－」（平成26年11月発行）（乙79・113ページ及び119ページ）

○ 「中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク－狙われる日本のハイテク民生技術－」（平成27年9月発行）（乙80・122ページ、144ページないし146ページ）

③ 上記②のとおりC I S T E Cが度重なる注意喚起を行った後の平成28年7月26日、一審原告会社が、[REDACTED]宛てのCL型器の見積書を作成した（乙86の1ないし3）。その「金額」は2580万円とされている（乙86の2及び3）。

④ 平成28年9月20日、一審原告会社が「積算内訳書」を作成した（乙86の4）。同内訳書では、「客先名」は[REDACTED]、「商社名」は[REDACTED]

[REDACTED]（中国名は[REDACTED]）であり、以下「[REDACTED]」という。）、「販売価格」は2580万円とされている。同内訳書の一覧表には、「NO. 4」として、「本（ファイン

セラミックス・金属粉体成形用)」、「数量1」、「積算額40,000」との記載がある。これは、セラミックスの粉体(セラミック部品の原料)をCL型器で成形するための解説本と考えられる。

〔開示請求権利主張〕に納入する物品の中に当該解説本が含まれているということは、商談の中で、[ ]が「セラミック部品を製造するために、その原料となるセラミックスの粉体を噴霧乾燥器で作りたい」旨を一審原告会社に述べたことの証左である。なお、[ ]は、[ ]の傘下の企業であり、輸出入や貿易コンサルティング等を行っている(乙87・4枚目)。

⑤ 平成28年9月27日、一審原告会社が「工事決定通知書」を作成した(乙86の5)。同通知書では、「注文日」は平成28年9月27日、「ユーザー」は[ ]、「契約先」は[ ]、「受注金額」は2580万円とされている。また、「工事内容」の欄に「本1冊」との記載があり、これは上記④で言及した解説本と考えられる。

⑥ 平成28年9月30日、一審原告会社において、CL型器を[ ]に販売するための「着手会議」が行われた。その議事録は、一審原告大川原、一審原告島田らにも配布された(乙86の6)。

⑦ 平成28年10月3日、一審原告会社は、[ ]宛てのCL型器の説明書を作成した(乙86の7・1ページ)。

⑧ 時期不詳であるが、一審原告会社の[ ]が、CL型器に関する「輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表(該非判定用)」を作成し、一審原告会社[ ]で[ ]を務める[ ]がその内容を確認して押印した(乙88の3)。この対比表には、CL型器は本件省令2条の2第2項5号の2のイ、ロ及びハの全てについて非該当である旨の記載があった。

一審原告会社では、平成19年3月の時点で、一審原告島田が中心となって安全保障輸出管理規程を整備している（丙A94・4ページ）。また、平成25年10月以降は、噴霧乾燥器の輸出に際し、一審原告島田及び████████から成る該非判定委員会が、リスト規制やキャッチオール規制に抵触しないかどうかを審査し、その上で████████である████████が最終的な審査を行うこととされていた（丙A94資料5）。このため、CL型器の輸出についても、一審原告島田は、████████がこの対比表に押印するに先立ち、審査を行ったものと認められる。また、一審原告島田の指示により████████が作成した「輸出管理フロー図」によると、該非判定委員会は、外国ユーザーリストの確認も行うこととされている（丙A94資料5）。リスト規制の対象貨物でなかったとしても、キャッチオール規制の対象貨物である可能性があるため、用途確認とともに需要者確認を行うことが必要である（この点、経産省のホームページに掲載されている「補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図」）〔乙89〕においても、用途確認とともに需要者確認を行い、「需要者が外国ユーザーリストに記載されていないか確認」することとされている。）また、一審原告島田の指示により████████が作成した「輸出管理フロー図」にも外国ユーザーリストの確認を行うとされているのであるから、確認することは自ら定めた管理体制の下、当然のことである。したがって、CL型器の輸出の審査の過程で、一審原告島田は輸入者（████████）及び需要者（████████）が外国ユーザーリストに掲載されていないかを確認したはずであり、その際に「CL型器の納入先が、████████の研究所であること」と「「████████の研究所に████████の研究所が3つも掲載されていること」を認識したと考えることが妥当である。

⑨ 平成29年5月23日、横浜税関がCL型器の輸出を許可した。「輸出許可通知書（大額）」では、「輸出者」は一審原告会社、「仕向人」は[REDACTED]とされている（乙88の4）。

⑩ 平成29年5月26日、CL型器が中国に向けて出港した（乙88の5）。

⑪ 平成29年9月7日及び8日、一審原告会社の[REDACTED]が中国北京市内の[REDACTED]を訪問し、CL型器の試運転を行った。[REDACTED]は、帰国後の同年9月11日に「出張報告書（海外）」を作成し、一審原告大川原等に報告した（乙86の8）。

ウ 上記イ⑧に記載のとおり、CL型器は、本件省令2条の2第2項5号の2のイ、ロ及びハの全てについて非該当であるとされている。非該当であれば、許可を受けずに輸出したとしても、外為法のリスト規制には抵触しないこととなる。しかし、その場合であっても、[REDACTED]は中国屈指の著名な兵器製造企業の研究所であることから、以下の点に鑑み、キャッチオール規制に該当するか否かを検査する必要があった。

○ 以下の状況を踏まえると、[REDACTED]が、ロケット用のセラミック部品の開発、製造等のために、一審原告会社の噴霧乾燥器を使用していることが懸念される。

- ・ 一審原告会社のウェブサイトによると、CL型器の用途の中に「食品、セラミックス、化成品」が含まれている（乙90）。つまり、CL型器は、化学製剤や細菌製剤のみならず、セラミックスの粉体の成形にも適した噴霧乾燥器である。

- ・ [REDACTED]は、そのウェブサイトにおいて、「セラミック部品等の設計、開発、製造等に関する政府の品質認証に合格している」、「電子セラミックス等の領域で成果を出している」、「その製品がレーダー、電子戦、ミサイル、通信等の分野に用いられている」、

「軍事装備の現代化、軍隊戦闘力の高度化に多大な貢献をしている」などと宣伝している（乙83・7枚目及び11枚目）。

- ・ [REDACTED]は、そのウェブサイトにおいて「マイクロ波電子真空機器研究を専門とする研究所である」と宣伝しているとおり、マイクロ波の研究を得意分野としている（乙83・3枚目）。セラミックスの粉体をマイクロ波で焼結させることにより、高機能のセラミック部品を効率的に製造するという手法が存在することから（乙91・1枚目）、例えば、CL型器がこうした用途で活用されている可能性がある。
- 一審原告会社が、わざわざ1冊4万円もする「本（ファインセラミックス・金属粉体成形用）」を[REDACTED]に納品していることから（乙86の4）、商談の中で、[REDACTED]が、例えば「噴霧乾燥器を用いてロケット用のセラミック部品を製造する」などと発言した可能性も否定できない。
- 仮に、一審原告会社の役員・従業員が、契約書等の記載又は輸入者・需要者等からの連絡により、CL型器がロケット用の部品や軍用の化学製剤・細菌製剤の開発、製造等に用いられることとなることを事前に知っていたとすれば、CL型器の無許可での輸出はキャッチオール規制に違反することとなる。
- エ 一審原告会社の役員及び従業員の取調べは、平成30年12月11日から開始されたが、CL型器の輸出にキャッチオール規制が適用されるか否かについては、他の捜査事項との優先順位も勘案しながら、解明に努めることとしていた。

こうした中、[REDACTED]警部補は、CL型器が[REDACTED]に納入されていたこと及び下記(3)ウの事実を念頭に置きながら、一審原告島田に対して「原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納

入されていた」旨を告げたものであり、かつ、捜査中であることから「詳細については捜査中である」旨を告げたものである。

オ なお、一審原告島田は、少なくとも、上記イ⑥の「着手会議」の議事録及び上記イ⑧の該非判定委員会での審査により、一審原告会社がC L型器を[ ]に輸出したことを認識していたはずである。そして、海外営業の分野で豊富な経験を持ち、輸出管理規制に精通し、中国の合弁会社（[ ]）の経営にも携わってきた一審原告島田は、「[ ]が、中国屈指の兵器製造企業の研究所である」ということを、C I S T E Cの数々の著作物、経産省の外国ユーザーリスト、中国での企業経営により得られる知識等によって容易に認識し得ると考えられ、その事実を知らなかつたとはにわかに認め難い。その点をおくとしても、陳述書及び令和5年6月23日の尋問における一審原告島田の「『あってはならない場所』に納入されていたという事実はない」、「平成30年12月20日の取調べにおける、『あってはならない場所』に納入されていたという[ ]警部補の発言は虚偽である」との供述（甲162・5ページ及び6ページ、島田17ページ）が、事実と異なることは明らかである。

(3) 一審原告会社が中国において設立した合弁会社は、兵器製造企業に、同社製の噴霧乾燥器を販売していた。

ア 中国には、昭和57年5月から平成11年6月まで、[ ]という造船企業が存在していた。同企業は、平成11年7月に、[ ]（以下「[ ]という。」）と[ ]（以下「[ ]という。」）に分割され、主として前者は中国北部で、後者は中国南部で事業を展開していたとされる（乙92の1及び2）。令和元年11月、[ ]と[ ]が合併し、[ ]が誕生した（同1及び2）。

[ ]と[ ]は、いずれも軍艦、潜水艦等を製造する著名な企業

であり、それぞれ中国の「十一大軍需企業集団」の一つとされていた（乙78・18ページ、19ページ、25ページ及び26ページ、乙79・113ページ、乙80・136ページないし140ページ。両企業が統合した後は、[REDACTED]が中国の「十大軍需企業集団」の一つとされている〔乙93・20ページ〕。）。例えば、中国の2隻の空母「[REDACTED]」と「[REDACTED]」は[REDACTED]の傘下の造船所で建造され（乙94の1）、3隻目の空母「[REDACTED]」は[REDACTED]の傘下の造船所で建造されている（乙94の2）。

イ 平成8年、一審原告会社は、[REDACTED]（中略）[REDACTED]の傘下の企業）及び中国の噴霧乾燥器製造企業との間で、3社による合弁契約を交わし、中国の上海市に[REDACTED]を設立した。平成17年には、[REDACTED]に係る合弁契約の主体が、一審原告会社と[REDACTED]の2社となった（「[REDACTED]」は、[REDACTED]の分割に際し、名称が「[REDACTED]」に変更され、[REDACTED]の傘下の企業となった。平成19年には更に名称が変更され、「[REDACTED]」となった〔乙95の1及び2〕。）。

一審原告大川原は、[REDACTED]の設立時から一貫してその副董事長（日本の会社の取締役・副社長に当たる。）の職にあった。一審原告島田も、上海大川原の合弁契約の数年後にその董事に就任し、その後も董事の地位にあり続けた。（以上につき、丙A82・1ページないし4ページ）

ウ [REDACTED]は、中国国内で、多数の顧客に対し、様々な噴霧乾燥器を販売している。顧客の中には、兵器の製造や研究開発を行っている団体も複数存在しており、平成30年10月3日に押収した[REDACTED]の販売収入一覧表の中からその一部を例示すると、以下のとおりである。

○ 平成27年度と平成29年度に、[REDACTED]に噴霧乾燥器を販売し

た。

- ・ 平成 26 年 4 月 1 日、経産省は、[ ] を外国ユーザーリストに掲載した（乙 85 の 1 及び 2 [31 / 34 ページ]）。その後、[ ] は、一貫して外国ユーザーリストに掲載され続けている。
  - ・ [ ] は、中国人民解放軍の兵器の製造・研究等を行う国家資格を有する著名な大学である。C I S T E C は、平成 26 年 7 月から平成 27 年 9 月にかけて次々と発行した書籍の中で、その旨を明記し、注意喚起を行ってきた。（以上につき、乙 78 ・ 51 ページ及び 77 ページ、乙 79 ・ 120 ページ、乙 80 ・ 149 ページ及び 153 ページ）
  - ・ 平成 28 年と平成 30 年に開催された [ ] の董事会（日本の会社の取締役会に当たる。）に、販売収入一覧表が提出されている。この一覧表には、平成 27 年度中と平成 29 年度中の噴霧乾燥器の販売相手として「[ ]」との記載がある（乙 96 の 2 ・ 11 ページの 44 番、乙 96 の 3 ・ 13 ページの 45 番）。これらの董事会が開催された当時、一審原告大川原は副董事長（日本の会社の副社長に当たる。）であり、一審原告島田は董事である（乙 96 の 3 ・ 15 ページ）。
  - ・ つまり、[ ] は、[ ] が外国ユーザーリストに掲載された後に、[ ] に噴霧乾燥器を販売しており、一審原告大川原と一審原告島田は、その販売の事実を [ ] の副董事長・董事として了承していた。
- 平成 27 年度に、[ ] の研究所に噴霧乾燥器を販売した。
- ・ [ ] は、上記アでも言及したが、軍艦、潜水艦、艦載兵器等を製造する著名な兵器製造企業である。C I S T E C は、平成 26 年 7 月から平成 27 年 9 月にかけて次々と発行した書籍の中で、その旨を

明記し、注意喚起を行ってきた（乙78・18ページ、19ページ及び26ページ、乙79・113ページ、乙80・136ページないし139ページ）。

- 平成28年に開催された[ ]の董事会に、販売収入一覧表が提出されている。この一覧表には、平成27年度中の噴霧乾燥器の販売相手として「[ ]」との記載がある（乙96の2・11ページの1番）。「[ ]」は、[ ]の研究所である（乙97の1資料2・2ページ、資料3・1ページ、乙97の2）。この董事会が開催された当時、一審原告大川原は副董事長であり、一審原告島田は董事である。
- つまり、[ ]は、著名な兵器製造企業である[ ]に噴霧乾燥器を販売しており、一審原告大川原と一審原告島田は、その販売の事実を[ ]の副董事長・董事として了承していた。

エ 平成30年10月3日の検索以降、一審原告島田は、押収されなかった資料の閲覧や役員・従業員同士の記憶の喚起により、過去の取引の再確認を行ったと考えることが自然である。現に、一審原告島田は、平成30年10月9日に、一審原告大川原らに対し、「海外案件の調査報告」と題する電子メールを送信した（乙98・3枚目）。これは、[ ]が[ ]という中国企業に噴霧乾燥器を販売する際に、一審原告会社が[ ]を経由して[ ]に当該噴霧乾燥器の部品を販売したという取引に関する報告である。この電子メールの中で、一審原告島田は、「当初、[ ]? というミサイル等製作会社であったと記憶しており、受注時[ ]さんより相談があり、兵器転用の無いよう書面確認するようにと言ったと記憶をしております。その後、[ ]と受注名を変更されて契約されたようです。書面確認は[ ]（引用者注：[ ]）とはなされなかったようです。」と記載している。この電子メールにより、一審原

告島田が平成30年10月9日の時点で、「[REDACTED]が、ミサイル等製作会社に対し、『兵器への転用はしない』という書面確認をしないまま、噴霧乾燥器を販売してしまった」との認識を持っていたことが認められる。そして、この認識が、下記オの一審原告島田の発言につながっていったものと考えられる。

オ 一審原告島田の取調べは、平成30年12月11日から開始された。その第1回目の取調べにおいて、一審原告島田は、突如、「警察の捜索後に調査したら、[REDACTED]が噴霧乾燥機を販売した『[REDACTED]』の親会社が『[REDACTED]』というリスト掲載の会社であることが分かった。まずいことをした」と言い出した(乙99・3ページ)。この第1回目の取調べでは、本件噴霧乾燥器1に係る事実関係の解明が最優先課題であったことから、取調べ官の[REDACTED]警部補としては、この日に[REDACTED]のことを追及する気など毛頭なく、この発言は一審原告島田の方から自主的に述べ始めたものである。そして、この発言の内容は、上記エの電子メールとも整合している。一審原告会社にとって不利になり得るこのような事実を、一審原告島田が自ら述べた理由は不明であるが、この発言を受け、[REDACTED]警部補は、次回の取調べにおいて関連資料を提出するよう、一審原告島田に要請した。

カ 平成30年12月20日、第2回目の取調べのために出頭した一審原告島田は、「[REDACTED]取引先リスト」等と記載された一覧表を任意で提出した。この一覧表には、宇宙関連の企業として「[REDACTED]」「[REDACTED]」、「[REDACTED]」等の企業名が記載されているほか、外国ユーザーリストに載っている「[REDACTED]」の記載もある(乙98の4枚目以降の「[REDACTED]取引先リスト」の406番、464番、526番)。なお、「[REDACTED]」とは、北京市に所在する[REDACTED]研究所を指すものと考えられるが、この企業は、平成26年にCITS TECが発行した「对中国輸出管理入門－中国顧客情報収集・分析の手引

きー（2014年版）」において、「宇宙関連及びミサイル用の材料（先端複合材料）を開発する」企業として紹介されている（乙79・137ページないし139ページ）。

キ こうした状況下で、[ ] 警部補は、[ ] の噴霧乾燥器が兵器製造・開発団体に納入されていたこと並びに上記(2)イ及びウの事実を念頭に置きながら、一審原告島田に対して「原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていた」旨を告げたものであり、かつ、捜査中であることから「詳細については捜査中である」旨を告げたものである。

ク なお、上記エのとおり、一審原告島田は、平成30年10月9日の時点で、「[ ] が、ミサイル等製作会社に噴霧乾燥器を販売していた」との認識を有していたと認められる。また、上記オのとおり、一審原告島田は、平成30年12月11日の第1回目の取調べにおいて、自発的に「警察の捜索後に調査したら、[ ] が噴霧乾燥器を販売した『[ ] の親会社が、『[ ]』というリスト掲載の会社であることが分かった。まずいことをした」と発言した。そして、平成30年12月20日、一審原告島田は、「まずいことをした」との自身の供述を裏付ける資料として、[ ] 等の取引先一覧表を自ら持参して[ ] 警部補に提出した。つまり、同年12月20日の時点で、一審原告島田が、「[ ] が、ミサイル等製作会社に噴霧乾燥器を販売していた。これはまずいことである」という認識を持っていたことは明らかである。

そうであるにもかかわらず、本件訴訟の中で、一審原告島田は、陳述書においても尋問においても、「『あってはならない場所』に納入されていたという事実はない」、「平成30年12月20日の取調べにおける、『あってはならない場所』に納入されていたという[ ] 警部補の発言は虚偽である」との主張を行っている。しかし、

- 「あってはならない場所」に納入されていたという事実は現に存在しております、
- その事実を、平成30年12月20日の時点で [ ] 警部補は認識しております、
- それ故に、[ ] 警部補の「原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていた」旨の発言は、事実を正直に述べたものであって、  
一審原告島田の上記の供述が事実と異なることは明らかである。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり、[ ] 警部補は、一審原告島田に対し、「原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていた」旨を告げ、一審原告島田からの質問に対して「詳細については捜査中である」旨を伝えた。この発言は、事実をありのまま正直に伝えたものであり、取調官として真摯に一審原告島田に対応していたことの証左でもある。  
こうした姿勢の [ ] 警部補が、「殺菌」の解釈に関して一審原告島田を意図的に誤解させるといった、不誠実な取調べを行うことは、およそあり得ない。  
これに対し、一審原告島田の「平成30年12月20日の取調べにおける [ ] 警部補の発言は虚偽であった」との主張は、[ ] 警部補と一審原告島田の当時のやりとりに係る事実関係を歪め、あたかも不当な発言があったかのように誇張するものであり、信用性が認められないといわざるを得ない。

## 第8 結語

以上のとおり、一審原告らがこの度提出した経産省相談メモによっても、当時の外事一課における本件要件ハの解釈に係る捜査の合理性を否定すべき事実は認められず、大学教授等の有識者からの聴取やその聴取結果報告書等の作成、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定に係る捜査、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いた温度測定実験やその温度測定結果報告書の作成に関しても、不適切・

不合理な点は認められない。むしろ、当時の状況に照らし、外事一課が一連の捜査を進めたことには合理的な理由が認められるというべきである。

一審原告らの主張はいずれも、当時の事実関係を十分に踏まえることなく、根拠の乏しい話や、意図的に歪められた話に基づき、推論や憶測を重ねることであったかも外事一課による本件各事件の一連の捜査が不当な意図を持って進められたかのように印象付けようとするものであり、論理の飛躍も隨所に認められるなど、到底受け入れることができないものといわざるを得ない。

したがって、一審原告らの一審被告都に対する控訴に理由がないことは明らかであるから、一審原告らの一審被告都に対する控訴は棄却されるべきである。

## 略語表

※ 本書面において新たに用いるもののほかは、原判決又は一審被告都の従前の例による。

### 【一審原告関係】

一審原告ら	一審原告大川原正明、一審原告島田順司、一審原告相嶋 [REDACTED] [REDACTED]、一審原告相嶋 [REDACTED] 及び一審原告相嶋 [REDACTED]
一審原告ら控訴理由書	一審原告らの令和6年2月29日付け控訴理由書
一審原告会社	一審原告大川原化工機株式会社
一審原告島田	一審原告島田順司
一審原告大川原	一審原告大川原正明
亡相嶋	相嶋靜夫
一審原告大川原ら3名	一審原告大川原、亡相嶋、一審原告島田
一審原告会社 [REDACTED] ら	一審原告会社 [REDACTED] 及び同 [REDACTED]
一審原告会社 [REDACTED]	一審原告会社従業員である [REDACTED]
一審原告 [REDACTED]	一審原告相嶋 [REDACTED]
[REDACTED]	一審原告会社従業員である [REDACTED]

### 【一審被告関係】

一審被告都	一審被告東京都
一審被告都控訴理由書	一審被告都の令和6年2月29日付け控訴理由書
被告都準備書面(2)	(一審) 被告都の令和4年5月13日付け準備書面(2)
被告都最終準備書面	(一審) 被告都の令和5年9月15日付け準備書面(5)

### 【警視庁関係者】

外事一課員	外事一課に所属する警察官
-------	--------------

外事一課	警視庁公安部外事第一課
公安部長	警視庁公安部長
■ 警部補	外事一課 ■ 警部補
■ 警部	外事一課 ■ 警部
■ 警部補	外事一課 ■ 警部補
■ 警部補	外事一課 ■ 警部補
■ 検査官	■ 警部補
■ 警部補	外事一課 ■ 警部補
■ 巡査長	外事一課 ■ 巡査長
■ 巡査部長	外事一課 ■ 巡査部長
■ 巡査長	外事一課 ■ 巡査長
■ 警部補	外事一課 ■ 警部補
■ 巡査長	外事一課 ■ 巡査長
■ 巡査部長	外事一課 ■ 巡査部長
■ 巡査部長	外事一課 ■ 巡査部長
■ 巡査部長	外事一課 ■ 巡査部長
■ 巡査部長ら	■ 警部補、 ■ 巡査部長、 外事一課 ■ 巡査部、 同 課 ■ 巡査部長及び ■ 巡査部長

【他の関係者】

安保管理課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
安保管理課員	安保管理課の職員
検察官	東京地方検察庁検察官
経産省	経済産業省
■ 教授	■ 教授
■ 准教授	■ 大学大学院 ■ 准教授

[REDACTED]教授	[REDACTED]大学 [REDACTED]教授
[REDACTED]教授	[REDACTED]大学薬学部 [REDACTED]客員教授
[REDACTED]	[REDACTED]株式会社
[REDACTED]補佐	安保管理課 [REDACTED]課長補佐
[REDACTED]検査官	安保管理課 [REDACTED]上席安全保障貿易検査官
三教授ら	[REDACTED]教授、[REDACTED]准教授及び[REDACTED]教授
C I S T E C	一般財団法人安全保障貿易センター

【事件関係等】

本件各事件	第1事件及び第2事件
本件噴霧乾燥器2	噴霧乾燥器L-8i
経産省相談メモ	外事一課と経産省との相談結果が記載されたとする 甲166号証の1ないし13
本件噴霧乾燥器1	噴霧乾燥器R L-5
本件各噴霧乾燥器	本件噴霧乾燥器1及び2
中国	中華人民共和国
メモ	外事一課員が捜査の過程で作成したメモ
第1事件	本件噴霧乾燥器1に係る事件
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
CL型器	CL-12型噴霧乾燥器
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

【法令等】

国賠法	国家賠償法
刑訴法	刑事訴訟法
曝露防止構造	噴霧乾燥器運転時に曝露しないような構造
本件要件ハ	本件省令2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」
本件要件ハ検査機関 解釈	本件要件ハに係る検査機関の解釈  ※本件要件ハの解釈権限を有する経産省の解釈と本件要件ハ検査機関解釈は同一であるが、原判決が、本件要件ハに係る検査機関の解釈を「本件要件ハ検査機関解釈」と読み替えているため（原判決10ページ）、便宜上、原判決の例によることとした。
本件通達	昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号「輸出貿易管理令の運用について」
外為法	外国為替及び外国貿易法
AG	オーストラリア・グループ
輸出令	輸出貿易管理令
本件省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
調査嘱託回答	令和4年9月14日付け安保管理課長作成の「調査嘱託書に対する回答について」
ガイダンス	「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」

【教授に係る平成29年11月16日付け聴取結果報告書（丙A127）の記載内容対比表】  
 (平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書（丙2）添付資料)

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>5 聽取結果                  被聴取者から、「輸出貿易管理令」別表第1の3の2の項(2)5の2及び「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「省令」という。）」第2条の2第2項第五号の二の解釈等について、以下の回答を得た。                  （丙A127・2ページ）</p>	<p>○本人が特に否定していないもの                  （教授の陳述書に特段の記載は認められない。）</p>
<p>(1) 私は、医学博士の称号を得、現在、[REDACTED]の[REDACTED]として、病原体学の研究や講義等を行っております。                  また、病原体における輸出規制の関係で経済産業省とも関わりがあり、国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）のことについても充分に理解しております。                  （丙A127・2ページ）</p>	<p>○本人が特に否定していないもの                  （教授の陳述書に特段の記載は認められない。）</p>
<p>(2) それでは、噴霧乾燥器に係る、省令第2条の2第2項第五号の二の判断基準イ・ロ・ハについて説明します。                  イの「水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの」という規制ですが、これは、毒性の強い病原性微生物が、少量であっても、人体に与える被害の甚大さを考慮して幅広くとられており、大抵の機器は、該当すると思います。                  （丙A127・2ページ）</p>	<p>○本人は記載内容を否定するが、本人が署名押印した供述調書に録取                  （教授の陳述書（甲159・6ページ）                  まず、聴取結果(2)は、私が話した内容ではありません。）                  • 平成30年3月28日付け供述調書（丙5・5ページ）                  4 続いて、噴霧乾燥器に係る、「輸出貿易管理令」及び「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」第2条の2第2項第五号の二の規制趣旨イ・ロ・ハについて説明します。</p>

イの項目である「水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの」という規制については、液状にしている特定の病原性微生物を熱風で粉体状態にする際に蒸発する水分量であり、毒性の強い病原体の場合、少量であっても、人体に与える影響が甚大であるため幅広くとられており、大抵の機器は該当すると考えられます。

(3) 次に、口の「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なものの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」という規制については、微粒子を10マイクロメートル以下という極小にすることで、人体への即効性と、より広範囲に飛散させ、被害を広域に及ぼすため規制しているのですが、この口の規制については、機器の仕様を見てもらえば該非の判断がつくと思います。

これは実際の話ですが、1979年4月に旧ソビエト社会主義共和国連邦で、(以下略)

(丙A127・2~3ページ)

○本人は記載内容を否定するが、本人が署名押印した供述調書に録取

教授の陳述書(甲159・6~7ページ)

聴取結果(3)についても、私が話した内容ではありません。

「機器の仕様を見てもらえば該非の判断がつくと思います」との記載につきましては、「機器の仕様を見ないと機械の性能についての詳細はわからない」という一般的な見地からの趣旨で申し上げたもので、実際に仕様書を見て私が該否の判断をしているという意味ではありません。

平成30年3月28日付け供述調書(丙5・5~6ページ)

5 口の項目である「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なものの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」という規制について説明します。

これは、病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化し、殺傷目的で飛散させた場合、被害が広範囲に及ぶほか、容易に経気道(肺)感染し、甚大な被害を及ぼすことが懸念されているためです。

これは、肺感染する部位が一番奥にある肺胞であるため、粒子径を10マイクロメートル以下という極小にすることで、より効果的に細菌を感染部位まで届かせることになるからです。

さらに、生物テロ等によって意図的に肺感染させた場合、皮膚感染等の自然発生的な感染と比較して、致死率が大幅に上昇する等、症状の重篤化も危惧されています。

これは実際の話ですが、1979年4月に旧ソビエト社会主義共和国連邦で、(以下略)

(4) ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という規制について話します。

噴霧乾燥器においては、このハの規制がなかなか分かりにくい部分だと思いますが、まず、「定置した状態で」とは、機器を分解しないでということを意味しています。

(丙A127・3ページ)

○本人が記載内容を認め、本人が署名押印した供述調書にも録取

・教授の陳述書(甲159・7ページ)

定置した状態の意味は、私が話をしたとおりです。

・平成30年3月28日付け供述調書(丙5・6ページ)

6 ハの項目である「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をできるもの」という規制について説明します。

まず、「定置した状態で」とは、機器を分解しないでということを意味しています。

「滅菌又は殺菌」とは、省令第2条の2第2項の生物兵器に関する「滅菌又は殺菌をできるもの」と共通の解釈と解されています。

この解釈によれば、「滅菌又は殺菌」とは、「物理的手法（例えば蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいうが、当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものを含まない。」となっています。

つまり、「滅菌」とは、「当該装置から全ての生きている微生物を除去すること」、「殺菌」とは、「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」を表しています。

さらに言いますと、滅菌は、日本薬局方において、すべての微生物を殺滅又は除去することをいうと定義されており、その基準として、あらゆる微生物を百万分の一に殺滅することとなっています。

殺菌については、現在まで明確な定義がありません

○本人は記載内容を否定するが、本人が署名押印した供述調書に録取

(本人が検査員からの質問に対して回答したり、検査員の説明に同意したりした可能性も示唆)

・教授の陳述書(甲159・7~8ページ)

「滅菌又は殺菌」については、私が説明していないことが書かれています。

まず、「省令第2条の2第2項の生物兵器に関する「滅菌又は殺菌をできるもの」と共通の解釈と解されています」とは話していません。

私は、AG原文でクロスフローロ過器についてテクニカルノートが定められており、その内容は微生物学上の滅菌及び消毒の概念を説明したものであることから、噴霧乾燥器においても同一概念が妥当するのだろうとの刑事の立論に反対しなかつたに過ぎません。(中略)

報告書では、噴霧乾燥器の規制要件の解釈を私が説明しているかのように記載されていますが、法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもない私がそのような説明をするはずがありません。

また、「滅菌・殺菌の一般的な方法」という言い方もしませんし、(中略)「完全に死滅させることができる」という言い方もしません。

・平成30年3月28日付け供述調書(丙5・6~10ページ)

が、これは、細菌の種類によって人体に害を与える菌数が異なるため、一律に百分の一、千分の一と数で定義することが難しいからです。

省令にある殺菌の解釈は、「潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができる」という非常に分かりにくい表現になっていますが、AGの原文では「the destruction of potential microbial infectivity in the equipment」と書かれています。

解釈を見ますと、「infectivity」は伝染能力と訳されていますが、伝染という言葉は、通例、病原性微生物が人から人へうつることを意味しています。

しかし、最も毒性が強いボツリヌス菌や炭疽菌は人から人へうつらない性質であり、これらの病原性微生物が規制対象から除外される理由はないことから、ここでは伝染ではなく感染と和訳をするべきです。

また、細菌自体が、感染能力を有するものと有しないものがあることからも、「potential」が感染することができる能力があること、「infectivity」は感染することを意味していると捉えるべきで、これら2つの単語を合わせて「感染能力」という解釈になります。

なお、省令第2条の2第2項第五号の二には殺滅すべき具体的な病原性細菌の名称が記載されていません。

一方で省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、病原性・毒性が非常に強く、これらの細菌を粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると判断できるため、これらの細菌を滅菌又は殺菌することが求められていると考えます。

よって、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という規制の主旨は、病原性微

次に、「滅菌又は殺菌」とは、貨物等省令第2条の2第2項の生物兵器に関する「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と共通の解釈と解されています。

この解釈によれば、「『滅菌又は殺菌』とは、物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいうが、当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものを含まない。」となっています。

つまり、「滅菌」とは、当該装置から全ての生きている微生物を除去すること「殺菌」とは、当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することを表しています。

さらに詳しく言いますと、滅菌は、日本薬局方において、すべての微生物を殺滅又は除去することをいうと定義されており、その基準として、あらゆる微生物を100万分の1に殺滅できることとなっています。

殺菌については、日本薬局方においても明確な定義がありませんが、これは、細菌の種類によって人体に害を与える菌数が異なるため、一律に100分の1、1000分の1と数で定義することが難しいからです。

貨物等省令にある殺菌の解釈は、「潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができる」という表現になっていますが、オーストラリア・グループの原文では the destruction of potential microbial infectivity in the equipment と書かれています。

解釈を見ますと「infectivity」は伝染能力と訳されていますが、伝染という言葉は、通例、病原性微生物が人から人へうつることを意味しています。

しかし、最も毒性が強いボツリヌス菌や炭疽菌は人から人へうつらない性質であり、これらの病原性微生物が規制対象から除外される理由はないことから、ここでは伝染ではなく感染という和訳をすべきです。

また、細菌自体が、感染能力を有するものと有しないものがあることからも、「potential」は感染することができる能力のあること、「infectivity」は感染すること自体を意味していると捉えるべきで、これら2つの単語を合わせて感染能力という解釈になります。

生物が製造者や外気に拡散して、人が被曝する危険性を防ぐためと考えられます。

細菌等の微生物は生き物であることから、水分が枯渇した場合、又は熱変性により主成分の酵素が破壊された場合に死滅し、感染能力が失われます。

以上のことから、ハの解釈は「機器を分解しないで、製造した省令第2条の2第1項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至ります。

滅菌・殺菌の一般的な方法として、蒸気、乾熱等による物理的手法、ガス、薬液等による化学的手法があります。

病原性微生物のうち、炭疽菌のような芽胞形成菌は、物理・化学的処理に対する抵抗性が強く、すべての菌を死滅させるためには、高圧蒸気を利用して121度で15分間、乾熱だと160度から170度で2時間と言われています。

一方、芽胞を形成しない菌であれば、100度前後の乾熱で完全に死滅させることができます。

(丙A127・3~5ページ)

(5) 一般的な産業界や消費者にとって、広く認知されている病原性微生物として、大腸菌があげられます。

大腸菌は、熱に対する抵抗性が乳酸菌等の芽胞を形成しない菌と同じですから、噴霧乾燥器で乳酸菌等を生きたまま粒子化できるのであれば、大腸菌も当然に、生きたまま粒子化することができます。

そして大腸菌は、すべての種類が芽胞を形成しないため、先程も話したとおり、100度前後の乾熱ですべて殺すことができます。

なお、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、製造及び殺滅すべき具体的な病原性細菌の名称が記載されていません。

一方で、貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、いずれも、病原性・毒性が非常に強いものです。(略)

これらの病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化した場合、いずれも生物兵器となることから、機器で粉体化したこれら細菌を滅菌又は殺菌することが求められていると判断します。(略)

なお、細菌等の微生物は生き物であることから、水分が枯渇した場合又は熱変性により主成分の酵素が破壊された場合に死滅し、感染能力が失われます。

したがって、ハの解釈は、機器を分解しないで、製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせることという結論に至ります。

教授の陳述書（甲159・4ページ）

（平成29年9月25日付け聴取メモ（乙8の30・2ページ）の「炭疽菌は（中略）芽胞菌のため熱に強く、液体であっても100℃で10分や15分では死ない。100℃だと生きているというイメージがある。乾熱であれば160℃で2時間程度で滅菌できると思う。」などの記載に関し、）

炭疽菌の滅菌についての記載は、概ねお話をとおりです。湿熱と違って乾熱の場合、15分程度で滅菌することはできず、160℃で2時間くらいという話をしました。

○本人が検査員からの質問に対して回答したり、検査員の説明に同意したりした可能性を示唆

○本人が署名押印した供述調書に録取

教授の陳述書（甲159・8ページ）

大腸菌の一般的性質や、腸管出血性大腸菌の危険性については私が話したものです。が、噴霧乾燥器の規制要件に関して話したものではありません。また、私が自ら代表的な病原性微生物として大腸菌を紹介したかのように書かれていますが、[ ] 刑事が大腸菌の質問をしてきたため、それに答えたものです。

大腸菌のうち、省令第2条の2第1項第二号にも規定されている、O157等の腸管出血性大腸菌は、特に人体に大きな害を及ぼす毒素を出し、その危険性が懸念されます。

腸管出血性大腸菌の主要な病原因子はベロ毒素（志賀毒素とも言います）と言い、その症状は、腹痛、下痢、発熱で始まり、急性腎不全を主な所見とする溶血性尿毒症候群という合併症の併発、さらに脳症を併発発症して死に至ることもありますので、正に生物兵器として使用された場合、多数の人に感染して甚大な被害を与えることになります。

(丙A127・5~6ページ)

以上が省令第2条の2第2項第五号の二についての説明ですが、私の意見としては、イ・ロが該当する噴霧乾燥器であれば、すべて輸出規制貨物に該当すると思っています。

その理由としては、噴霧乾燥器を空運転させて熱風を送り込めば装置内部が100度以上となり、結果的に大腸菌等の病原因性細菌が死滅することになるからです。

(丙A127・6ページ)

「100℃前後の乾熱ですべて殺すことができます」という記載は誤りです。■  
■ 刑事は私に対し、「大腸菌は100℃前後の乾熱で殺すことができますか?」と繰り返して聞いてきました。これに対し私は、「熱が行き渡っているとすれば、死ぬ可能性がある」とお答えしたもので、「すべて殺すことができる」と断定しているわけではありません。私が説明した背景には、「大腸菌は、炭疽菌のように芽胞を形成する菌とは異なり、熱に弱い」という意味が含まれています。

・平成30年3月28日付け供述調書（丙5・9~10ページ）

代表的な病原因性微生物として一般的に認知されている大腸菌や、カテゴリーAに属するペスト菌や野兎病菌は、熱に対する抵抗性が芽胞を形成しない乳酸菌とほぼ同じであるため、噴霧乾燥器で乳酸菌等を生きたまま粉体にできるのであれば、これらの細菌も同様に粉体化して生物兵器にすることができます。

大腸菌のうち、貨物等省令第2条の2第1項第二号にも規定されているO157等の腸管出血性大腸菌は、特に人体に大きな害を及ぼす毒素を出し、その危険性が懸念されています。

腸管出血性大腸菌の主要な病原因子はベロ毒素（志賀毒素）と言い、その症状は、腹痛、下痢、発熱で始まり、急性腎不全を主な所見とする溶血性尿毒症候群という合併症の併発、さらに脳症を併発して死に至ることもあります。

○本人は記載内容を否定するが、本人が説明したとする内容や、供述調書に録取された内容等に照らし、特段の齟齬は認められないもの

・教授の陳述書（甲159・8ページ）

また、「私の意見」として、「イ・ロが該当する噴霧乾燥器であれば、すべて輸出規制貨物に該当すると思っています」と書かれていますが、法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもなく、噴霧乾燥器を扱ったこともない私がそのような説明をするはずがありません。

聴取結果(5)の部分は、かなり恣意的に作文されているように感じました。

(同教授が指摘する記載部分は、本人が説明したとする内容や本人が署名押印した供述調書の内容等をまとめたものにすぎない。)

教授に係る平成30年3月19日付け聴取結果報告書（丙A131）の記載内容対比表】

（平成30年8月3日付け検査関係事項照会書（丙2）及び令和元年7月26日付け検査関係事項照会書（丙8）添付資料）

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>(1) 噴霧乾燥器に係る「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」という規制の趣旨は、病原体を10マイクロメートル以下の極小サイズで粉体化した場合、人間の肺胞まで到達して、容易に経気道（肺）感染し甚大な被害を及ぼすことが懸念されているためです。</p> <p>さらに、生物テロによって意図的に肺感染させた場合、自然発生的な感染と比較して、致死率が上昇する等、症状の重篤化も危惧されています。</p> <p>なお、粉体化して散布されることが最も懸念されている病原体として、肺を感染部位とする炭疽菌やペスト菌等があげられます。</p> <p style="text-align: right;">(丙A131・2ページ)</p>	<p>○本人が検査員からの質問に対して回答したり、検査員の説明に同意したりした可能性を示唆</p> <p>○本人が署名押印した供述調書に録取</p> <hr/> <p>・ 教授の陳述書（甲159・10ページ）</p> <p>この報告書でも、私が諸々話したような記載になっていますが、私は噴霧乾燥器を取り扱ったこともないですし、構造もよくわかりませんので、このような話を、しかも何の資料もない電話のやり取りで、私がするはずがありません。</p> <p>刑事から「～は～ということですか？」という形で質問を受け、「～と～いうことであれば、～ではないかと思います。」などと答えている可能性はあります、私が噴霧乾燥器を取り扱ったことがないことは、刑事にも何度もお伝えしていますし、噴霧乾燥器の性能については実験してみないとわからないというのが大前提です。</p> <p>・ 平成30年3月28日付け供述調書（丙5・5~6ページ）</p> <p>5 口の項目である「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」という規制について説明します。</p> <p>これは、病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化し、殺傷目的で飛散させた場合、被害が広範囲に及ぶほか、容易に経気道（肺）感染し、甚大な被害を及ぼすことが懸念されているためです。</p> <p>これは、肺感染する部位が一番奥にある肺胞であるため、粒子径を10マイクロメートル以下という極小にすることで、より効果的に細菌を感染部位まで届かせることになるからです。</p> <p>さらに、生物テロ等によって意図的に肺感染させた場合、皮膚感染等の自</p>

(2) これらの病原体が原液(液状)の状態にあるときは、空气中に飛散することができないため、肺感染する虞はありません。

よって、腸や皮膚からも感染する炭疽菌を液状で大量に誤飲したり身体に付着させない限り、人体に対する実害は発生しないと考えられます。

したがって、被曝防止という規制の趣旨を鑑みると、噴霧乾燥器における、定置した状態で滅菌又は殺菌をすることが求められる範囲は、原液を粉体化する微粒化装置の先から排気口に設置されたフィルタまでであり、原液を当該装置に送り込む箇所等は含まないと解されます。

(丙A131・2ページ)

然発生的な感染と比較して、致死率が大幅に上昇する等、症状の重篤化も危惧されています。

・平成30年3月28日付け供述調書(丙5・10~11ページ)

7 次に、噴霧乾燥器において、定置した状態で病原性微生物を滅菌又は殺菌をすることが求められる範囲について説明します。

結論としまして、機器内部の病原体が粉体の状態で残留している箇所と言えます。

その理由は、噴霧乾燥器で生物兵器を製造する場合、液状にしている特定の病原体を機器内部で熱風によって粉体状態にしますが、炭疽菌やペスト菌等が原液(液状)の状態にあるときは、空气中に飛散することができないため、肺感染する虞がないからです。

つまり、腸や皮膚からも感染する炭疽菌を大量に誤飲したり身体に付着せさせない限り、人体への実害は発生しないと考えられます。

したがって、被曝防止という規制の趣旨を鑑みると、機器において定置滅菌又は殺菌を要する部分は、原液を粉体化するノズル等の微粒化装置の先から、排気口に設置されたフィルタまでであり、原液を当該装置に送り込む箇所等は含まないと解されます。

【教授に係る平成29年5月22日付け聴取メモ（乙8の27）の記載内容対比表】

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>(1) 経産省からの依頼事項について まず、AGで決定した原文は忠実に反映させる原則があり、経産省は、各分野の専門家の意見を参考にして、その原文にガイダンス等を加えて作成している。 (乙8の27・2ページ)</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲159・2ページ） <u>AGで決定された原文を忠実に国内法に反映させるのが原則であることはその通りです。</u></p>
<p>私の専門分野は「病原体」であることから、経産省が私に対し依頼する内容は、AGによる検討・決定事項のうち、病原体にかかるものである。 依頼されることは、具体的には、AGの検討・決定事項の病原体学上の妥当性、同事項に記載された趣旨文・提案文の和訳の正誤、それらにかかる不明な点の質問等である。 (乙8の27・2ページ)</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲159・2ページ） <u>私は、微生物学の専門家として、たびたび経済産業省から相談を受けていましたが、（中略）</u></p> <p>なお、教授は「『病原体学』という言葉（通常「微生物学」を用います）など、私が普段用いない言葉が書かれており、刑事で作文されたことだと思います。」とも陳述するが、用語の違いにすぎず、内容面での齟齬は認められない。</p>
<p>「機器」に関しては、税関が実施している貿易管理講習の担当者が■氏と■氏であるため、経産省は、この2人に対し、機器の該当・非該当の線引きを依頼して、ガイダンス等を決めている。 (乙8の27・2ページ)</p>	<p>○本人の記憶がはっきりしないもの</p> <p>教授の陳述書（甲159・2ページ） <u>貿易管理講習のお話はしたかもしれません、このお二方のお名前を出したかどうか、また機器の該当・非該当の判断に関することについてこのようにお話ししたのかは記憶が定かではありません。</u></p>
<p>(2) 噴霧乾燥器にかかる省令5の2のハの解釈について 「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という解釈は、同じ項の「クロスフロー</p>	<p>○本人は記載内容を否定するが、本人が署名押印した供述調書に録取（本人が捜査員からの質問に対して回答したり、捜査員の説明に同意したりした可能性も示唆）</p>

ろ過用の装置」のマトリクスにおいて、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」ということを「物理的手法（例えば、蒸気の使用）ある化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」という規定が準用されることになる。

(乙8の27・2ページ)

教授の陳述書（甲159・2~3ページ）

噴霧乾燥器について貨物等省令の定める規制要件のうち「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の意味について、私は [ ] 刑事のメモに記載されているような考えを述べていません。（中略）

[ ] 刑事のメモには、私が、マトリクスにおける「クロスフローろ過用の装置」の解釈が準用されるといった法解釈論を述べたことになっていますが、私が申し上げたことではありません。（中略）

私が申し上げたことのないマトリクスに関する説明が [ ] 刑事のメモに記載されていることからすると、私の記憶には残っていませんが、 [ ] 刑事がマトリクスを私に示しながら話をした内容を聞いて、私が頷いたかもしれません。

平成30年3月28日付け供述調書（丙5・6~7ページ）

「滅菌又は殺菌」とは、貨物等省令第2条の2第2項の生物兵器に関する「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と共通の解釈と解されています。

この解釈によれば、「滅菌又は殺菌」とは、物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいうが、当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものを含まない、となっています。つまり、「滅菌」とは、当該装置から全ての生きている微生物を除去すること、「殺菌」とは、当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することを表しています。

(3) ボツリヌス菌及び炭疽菌について

ボツリヌス菌をそのままばらまいても、ただのバイ菌であるため、人体の脅威になり得ない。

菌に含まれている毒素だけを生成した場合に、生物兵器となり得る。

一方、炭疽菌は、ボツリヌス菌と比較すると、嫌気性ではなく（酸素に触れても問題がない）、毒素のみ

○本人が記載内容を認めているもの

教授の陳述書（甲159・3ページ）

ボツリヌス菌と炭疽菌については、このようなコメントをした記憶があります。

を生成することを要しないため、生物兵器として使用するための培養は容易と言える。

(4) 今後の懸念事項について

今後は、病原性の強いものをそのまま用いたり加工する方法のほか、遺伝子を改変することで、病原性をより強力にしたり感染しやすいものを作り出す方法での生物兵器への転用が懸念されている。

ただし、このような最先端の技術の転用は、テロリストだけでは不可能なはずである。

(乙8の27・2ページ)

【教授に係る平成29年9月25日付け聴取メモ（乙8の30）の記載内容対比表】

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>(1) ボツリヌス毒素の不活化について</p> <p>ボツリヌス毒素は、ボツリヌス菌の中にあるため、菌を培養した後に酵素や超音波で菌を壊すことによって毒素のみを取り出して精製する。このボツリヌス毒素はタンパク質なので熱に弱いことから、加熱すれば不活化する。</p> <p>概ね80～85℃で10分程度加熱すれば不活化するが、あくまでも液体を加熱するという条件なので、乾熱でも不活化できると思うが、どの程度の温度と時間が必要かはテストしてみないとわからない。もっと高い温度で時間もかけなければならぬと思う。100℃で2時間程度であれば不活化しているイメージはあるが確証はない。</p> <p>また、ボツリヌス毒素の粉体をスプレードライヤーで作れると思うが、熱に弱いため低温で製造し、粉末にした後に毒素が活性を保っていることが必要だ。</p> <p>（乙8の30・2ページ）</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲159・4ページ）</p> <p>刑事が「100℃、10分間程度の乾熱によりボツリヌス毒素は失活するかどうか」と聞いてきたので、噴霧乾燥器を扱ったことがないことを明確に伝えた上で、乾熱の場合は一般に、100℃くらいで10分加熱してもボツリヌス毒素を不活化することはできないだろうという話をしました。正確には、ボツリヌス毒素はタンパク質ですので、熱によって変性を受け、ある程度は不活化されますが、不活化の程度については、そもそも噴霧乾燥器を使用したことがないので分からぬとも申し上げました。これは機械の性能に関わることなので、いつも申し上げていたことですが、正確なところは実験してみないと分からぬとも申し上げております。</p>
<p>(2) 炭疽菌の滅菌・殺菌について</p> <p>炭疽菌は菌自体が人体に害を及ぼすので菌そのものを死滅させないとならないが、芽胞菌のため熱に強く、液体であっても100℃で10分や15分では死しない。100℃だと生きているというイメージがある。乾熱であれば160℃で2時間程度で滅菌できると思う。</p> <p>殺菌については、残った菌が人体に害を与えないレベルであれば殺菌できたと言えると思う。菌がどれだけ人体に取り込まれるかによって害があるかないか分</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲159・4ページ）</p> <p>炭疽菌の滅菌についての記載は、概ねお話したとおりです。湿熱と違って乾熱の場合、15分程度で滅菌することはできず、160℃で2時間くらいという話をしました。</p> <p>殺菌については、この時も、殺菌という言葉は菌を殺すという行為を指すもので、対象や程度を含む概念ではないとお伝えしました。【】刑事のメモに書かれているのは、私が薬液消毒について話をした内容です。</p>

かれるので、それは機械の大きさや使用する菌の数によって違うので、実際にやってみないとわからない。

(乙8の30・2ページ)

(3) 減菌・殺菌の評価について

ボツリヌス毒素は菌ではなくタンパク質なので、減菌・殺菌という言い方はできないが、毒素が不活化したことをもって減菌・殺菌と同義であるといえるだろう。ただ、ボツリヌス毒素はあくまでもタンパク質であり、アミノ酸の配列が違うと別のものになってしまふため、他のもので代用して不活化したと評価することはできないと思う。ボツリヌス毒素の場合は実際にボツリヌス毒素を使用しないと確認することはできないだろう。

一方、炭疽菌の場合は、納豆の菌が熱の耐性など炭疽菌と非常に似ており、人体に害がないものであることから、炭疽菌の減菌・殺菌を確認するのに代用できると思う。

(乙8の30・2ページ)

○本人が記載内容を認めているもの

・ [ ] 教授の陳述書（甲159・4ページ）

概ね私が説明した内容ですが、上記のとおり殺菌という用語は使っていません。

(4) その他

ガイドンスの中にある「伝染能力云々…」について、自分の認識としては生きた菌が体に入って病気になり、そこからさらに入から人へ感染することが「伝染」であり、ボツリヌス毒素も炭疽菌もそれらを体内に取り込んだ人だけが被害を受け、そこから他人に感染するわけではないので、そもそも伝染能力があるものではないと言える。

(乙8の30・2ページ)

○本人が記載内容を認めているもの

・ [ ] 教授の陳述書（甲159・4ページ）

これは、[ ] 刑事から示された「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の用語解釈の文中に使われていた「伝染能力」という言葉に違和感があったために述べたものです。「伝染」とは人から人へと菌が移ることをいい、単に病原体を体内に取り込んでしまうことを指す「感染」とは意味が異なります。噴霧乾燥器の内部に残った細菌から作業者が被曝することは、「人から人」ではありませんので伝染とは呼びません。従って伝染ではなく感染という用語を用いるべきであり、そのことを話したものです。

【教授に係る平成29年11月15日付け聴取メモ（乙8の33）の記載内容対比表】

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>(1) 殺菌の解釈</p> <p>A G の原文に「the destruction of potential microbial infectivity in the equipment」と記載されているところ、和訳は「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」となっているが、これは1つ1つの単語を直訳しただけで、分かりにくい。</p> <p>細菌は、感染能力を有するものと有しない種類があることからも、「potential」は感染することができる能力があること、「infectivity」は感染することを意味しており、これら2つの単語を合わせて「感染能力」という和訳になる。</p> <p>(乙8の33・2ページ)</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲159・5ページ）</p> <p>刑事のメモに引用されているA G の原文は、クロスフローろ過器の項目の「テクニカルノート」のうち「disinfected」の定義文の一部です。他方、和訳として記載されているのが、経済産業省が国内向けに定めた解釈の文章です。私はこのころ既に、A G のウェブサイトで、「disinfected」の定義を含めA G の原文に目を通してましたので、日本文がA G 原文を正しく和訳されたものとの認識を持っていました。<u>そこで、そのことを</u> 刑事に指摘したのです。（中略）</p> <p>私は、A G 原文に目を通してましたので、<u>刑事には、定義文全体について適切な和訳を説明しました。</u></p>
<p>また、殺菌の対象とすべき細菌は、法令上明記されておらず、省令に記載されている細菌は病原性・毒性が非常に強いことから、これらの細菌はすべて生物兵器に該当する。</p> <p>一番問題となるであろう被爆の点では、ある特定の病原性細菌を噴霧乾燥器で製造した場合、定置した状態でその製造した細菌をすべて殺すことができれば、分解したときに被爆（細菌が感染）して人体に実害を与える虞はない。</p> <p>そして、細菌は微生物であることから、死んだら、感染能力が失われる。</p> <p>以上のことから、ハの規制の解釈は、「定置した状態で、製造したある特定の病原性微生物をすべて殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至る。</p>	<p>○本人が記載内容を否定するが、本人が署名押印した供述調書に録取</p> <p>教授の陳述書（甲159・5ページ）</p> <p>「殺菌の対象とすべき細菌」についても、私はこのような説明はしていません。微生物学上の消毒の意味でいうと、噴霧乾燥器の内部が消毒された状態であるといえるためには、噴霧乾燥器内に存在する可能性のあるすべての病原性微生物の感染性を失わせる必要があります。その意味では、対象菌はすべての病原性微生物ということです。</p> <p>そして、「ハの規制の解釈は…」という結論部分についても、私は法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもありませんので、規制の解釈はこうあるべきだという意見は述べていません。私は、微生物学の専門家としてA G 原文の意味を説明し、これに対応して作られた和訳がA G 原文を忠実に反映したものないことを指摘したまでです。</p>

分解したときに感染・被爆をするか否かが問題であることから、定置した状態で殺菌ができるのであれば、ユーザーがまず洗浄の工程を要する等と言っているとしても、それは単に商業ベースの話で、規制が求めているものとは関係がない。

(乙8の33・2ページ)

・平成30年3月28日付け供述調書（丙5・8～10ページ）

貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、製造及び殺滅すべき具体的な病原性細菌の名称が記載されていません。

一方で、貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、いずれも、病原性・毒性が非常に強いものです。

（中略）

これらの病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化した場合、いずれも生物兵器となることから、機器で粉体化したこれら細菌を滅菌又は殺菌することが求められていると判断します。

（中略）

したがって、ハの解釈は、機器を分解しないで、製造した貨物等省令2条の2第1項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせることという結論に至ります。

(2) 殺菌の定義

病原性微生物の場合、細菌毎に、人体に害を与えるのに要する個数が異なることから、一律に百分の1、千分の1と定義をすることは無理があるし、意味がない。

例えば、志賀赤痢菌は1個の細菌で人体に害を与えるところ、コレラ菌は100万個を要する。

大腸菌の場合は、10～100個で人体に実害を与えるのではないか。

この(2)の内容は、■■■大の教授も同じ見解である。

(乙8の33・2ページ)

○本人が記載内容を認めているもの

・■■■教授の陳述書（甲159・5ページ）

病原性微生物の種類によって、感染性を失わせるのに必要なレベルが異なるという話はメモに記載のとおりですが、何度も言いますがこれは「消毒」の話です。（中略）

末尾の「この(2)の内容は、■■■大の教授も同じ見解である。」という部分は、私が話したことではありません。■■■大の教授が誰のことなのかも分かりません。

※ この記載については、■■■教授と■■■准教授が同じ見解であったことを■■■警部補が注記したものである旨、証言している（■■■3～4ページ）。

(3) 大腸菌

省令にも規定されている腸管出血性大腸菌が、特に

○本人が記載内容を認めているもの

人体に害を及ぼす毒素を出す。

腸管出血性大腸菌の主要な病原因子はベロ毒素（志賀毒素とも言う）で、腹痛、下痢、発熱で始まり、やや遅れて出血性大腸炎の症状を引き起こす例が多い。

ほかの種類の大腸菌は、この症状しか発症しないところ、腸管出血性大腸菌は、急性腎不全を主な所見とする溶血性尿毒症症候群という合併症の併発、さらに脳症を併発して死に至ることもある。

#### (4) 栄養型細胞

（■による「改訂新版 新・食品殺菌工学」に「乾熱による殺菌作用力は、栄養型細胞では100度で90分」等の記載があったため）

芽胞を形成しない細菌と同じ意味である。

芽胞形成菌は、発芽・分裂する際に芽胞をなくすが、この状態を栄養型と言う。

芽胞を形成しない細菌は、常に、栄養型細胞と言うことができる。

（乙8の33・2～3ページ）

#### (5) 凍結乾燥器

同じ乾燥器であるのに、滅菌・殺菌の要件が全く異なっている。

凍結乾燥器が、蒸気又はガスによる滅菌であるのに対し、噴霧乾燥器は、滅菌又は殺菌となっている。

これには、必ず合理的な理由がある。

細菌は、低温に強く、凍結乾燥器でフリーズドライさせる際の-70～80度の環境では、水分が残り絶対に死なないため、機器が機能的に持つ温度で殺すことができない。

一方、噴霧乾燥器は、末端付近まで100度以上の熱風が行き渡るのであれば、細菌は水分が枯渇すれば死

#### 教授の陳述書（甲159・6ページ）

これは、私が説明した内容で間違いありません。

○本人が捜査員からの質問に対して回答したり、捜査員の説明に同意したりした可能性を示唆

#### 教授の陳述書（甲159・6ページ）

凍結乾燥器と噴霧乾燥器の規制要件が異なることや、その理由に関する説明は、私の口からこのような趣旨の内容を話すことにはあり得ません。（中略）

可能性があるとすれば、■刑事が話したことを敢えて否定しなかったか、完全に作文しているかのどちらかと思います。（中略）

私は、100°C以上の乾熱を加え続ければ大腸菌の感染能力を失わせることはできるか、という■刑事の質問に対して、科学的な見地から、感染能力を失わせることは可能だろうと回答したに過ぎません。

んで感染能力を失うため、機器が機能として持つ温度で殺すことができる。

規制に差異があるのは、この点を理由としているのではないか。

また、乾熱による滅菌・殺菌は、蒸気等と同様に、一般的な方法であることから、乾熱で大腸菌等を殺菌することができるのであれば、特段問題なく輸出規制に該当する機器と判断できる。

(乙8の33・3ページ)

【教授に係る平成29年12月8日付け聴取メモ（乙8の38）の記載内容対比表】

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
(1) 「disinfected」について A G 原文の「capable of being sterilized or disinfected in situ」にある、disinfected について、殺菌と訳されているが、私なら「消毒」と訳す。消毒とは「無害化されているという結果」を意味するのに対し、殺菌とは、あくまでも「菌を殺す行為」を言う。解釈等も見る限り、殺菌ではなく消毒と訳すのが正確だと思う。 (乙8の38・2ページ)	○本人が記載内容を認めているもの  ・ ■ 教授の陳述書（甲159・8ページ） 「 <u>disinfected</u> 」の和訳として「殺菌」が間違いであることは、この時も話をしました。
消毒は、絶対に菌が0じゃなくてはならないという訳ではなく、人体に影響を及ぼさないレベルまで菌数の割合を減らすことをもって消毒されたとなる。滅菌については厳格に使われていると思う。 (乙8の38・2ページ)	○本人が記載内容を認めているもの  ・ ■ 教授の陳述書（甲159・9ページ） 「消毒は、絶対に菌が0じゃなくてはならない…」の部分については、趣旨としては機械に於けることではなく、例えば人の皮膚を消毒する場合などを例にとってお話ししたものです。強く消毒しすぎると皮膚が傷む、完全に0でなくとも免疫機能などによって菌は排除される、などの内容についても付加的にお話ししております。
(2) 芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて 経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。芽胞を形成しない菌の中でもペスト菌や野兎病菌は熱には弱いが、毒性が強く極めて感染力が強い菌で、生物兵器としての使用が懸念されている。世界的基準であるアメリカ疾病予防管理センター（CDC）では、生物テロに使われる病原体を3つのカテゴリーに分類しており、過去に米軍や旧ソ連軍が生物兵器として開発	○本人が検査員からの質問に対して回答したり、検査員の説明に同意したりした可能性を示唆  ・ ■ 教授の陳述書（甲159・9ページ） 「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。」と書かれていますが、（中略）このようなことを話すはずがありません。 輸出管理規制の対象とすべき細菌が芽胞形成菌だけではないという点はそのとおりです。

し、もっとも危険とされるカテゴリーAの中には3つの細菌があり、その中の1つは芽胞を形成する炭疽菌があるが、残り2つは芽胞を形成しないペスト菌と野兎病菌である。

また、最近米国で行われた生物兵器を使ったテロ訓練では、題材にペスト菌が使われ、船の中でペスト菌を散布するという想定で行われており、米国でもペスト菌を危惧していることが分かる。省令で定められている芽胞形成菌を見ても、炭疽菌・ボツリヌス菌・ウェルシュ菌があるが、炭疽菌以外は嫌気性であるため、空気に触れると死滅してしまうことからも実用的ではない。

以上のこと踏まえると、私は芽胞形成菌のみを規制対象とするのは合理的な理由にならないと思う。

(乙8の38・2ページ)

### (3) 野兎病菌について

野兎病菌は、マダニ類などの吸血性節足動物を介して、主に野うさぎやリス、齧歯類などの野生動物に感染し、本菌に感染したウサギなどの剥皮や調理の際に血液や肉に接触することで感染する。人から人への感染は起こらないが、野兎病菌は極めて感染力が強い菌であり、数個から100個という、ごく少数の菌と接觸しただけで感染する。また健康な皮膚からも浸入して感染するという他の細菌には見られない特徴を持ち、生物兵器としての使用が懸念されている。野兎病菌は、経気道感染（肺感染）することからも、微粒化し散布すれば脅威的であると思う。

経気道感染する細菌は、野兎病菌やペスト菌の他にウシ流産菌や鼻疽菌、オウム病クラミジアなどがある。経気道感染は、肺の一番奥にある肺胞に菌が届く必要

CDCの分類上においてペスト菌及び野兎病菌が芽胞菌と並ぶカテゴリーAに分類されていることや、米国で行われたテロ訓練でペスト菌が使われたことも、概要私が話したものです。（中略）

私は、[ ] 刑事から、「規制対象となる菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌の双方を含みますよね？」と聞かれ、「はい」とお答えしたことはあったと思います。

### ○本人が記載内容を認めているもの

#### 教授の陳述書（甲159・9ページ）

野兎病菌の感染性に関する記載は、私がしたものかどうかはっきり記憶にありませんが、内容としては大きな誤りはありません。

があるため、粒子のサイズは10マイクロメートル以下にしなければ厳しいと思う。そのため、上空から散布するよりも、施設内を狙った方が空調があるため空気の流れを予測し易く効果的であると思う。

(乙8の38・2ページ)

【教授に係る平成29年12月11日付け聴取結果報告書（丙A142）の記載内容対比表】

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>(1) 私が講義等で使用している「生物テロの病原体とその脅威」という資料を基に、粉体化して散布された場合に極めて脅威となる各種病原体について説明します。</p> <p>この資料は、グローバルスタンダードとして認知されているアメリカ疫病管理予防センター（以下「CDC」という。）による分類に倣って作成したものです。</p> <p>CDCでは、生物テロに使われた場合にもたらす危険度に応じて、病原体がカテゴリーA・B・Cに区分されています。</p> <p>特に、カテゴリーAに属するものは、致死率が高い、公衆衛生上のインパクトが大きい、パニックや社会的障害を引き起こす、疾患に対して特殊な対応が要求される等の特徴を有し、いずれも過去に、アメリカ合衆国又は旧ソビエト社会主义共和国連邦において生物兵器として開発してきた経緯があります。</p> <p>カテゴリーAには、炭疽菌、ボツリヌス毒素、ペスト菌、痘瘡ウイルス、野兎病菌、出血性ウイルスの6種類があり、特に細菌である炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌は、病原性・毒性が非常に強いうえ、いずれも肺から感染（「経気道感染」）する特性を持っています。</p> <p>また、炭疽菌と野兎病菌は酸素を必要とする「好気性」、ペスト菌は酸素の存否は関係ない「通性嫌気性」又は「好気性」であるため、いずれも大気中に散布した場合、短時間では死滅しません。</p> <p>ここで、噴霧乾燥器に係る、「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>・ 教授の陳述書（甲159・9ページ）</p> <p>聴取結果(1)と、(2)は、噴霧乾燥器に関する内容は私から積極的に話したのではなく、[ ] 刑事から「～についてはどうですか。」と差し向けられて、それに返答しているところも多々あるものの、内容的に私の理解と大きな齟齬があるものではありません。(3)のうち結論部分以外も同様です。</p>

という規制の主旨についてですが、これは、病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化し、殺傷目的で飛散させた場合、人体に肺から感染して即効かつ甚大な被害を与えるためと考えられます。

また、肺感染をする部位は一番奥にある肺胞であるため、粒子径を10マイクロメートル以下という極小にすることで、より効果的に細菌を感染部位まで届かせることができ可能になるわけです。

(2) 炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌が肺から感染した場合の症状について説明します。

炭疽菌の場合、発熱、胸痛、乾性咳等で始まり、数日以内に著しい呼吸困難とチアノーゼに陥りますが、これを肺炭疽と言います。

2001年にアメリカ合衆国で、テレビ局や出版社に対し炭疽菌入りの封筒を送り付ける生物テロが発生した際は、17人が発病して5人が死亡し、アメリカ国内はパニックになりました。

ペスト菌の場合、肺ペストと呼ばれる、敗血症がさらに進行の速い出血性気管支肺炎を起こし、感染者が排出する伝染性の強い菌が人に飛沫感染していきます。

14世紀にヨーロッパで流行したペストは、当時のヨーロッパの人口の3分の1から3分の2に当たる2,000万人以上が死亡したと推定されています。

先般、アメリカ合衆国で各国が参加して実施された生物テロの演習においても、ペスト菌が船内で散布されるという想定であったように、特にカテゴリーAの病原体は、現在も人類の脅威であることに変わりがありません。

なお、ペスト菌のように人から人に伝染する性質は、炭疽菌や野兎病菌にはありません。

野兎病菌の場合は、肺型野兎病と呼ばれる、肺炎の

かたちで発症して、肺胞の壊死、呼吸困難等の疾患を引き起こし、炭疽菌やペスト菌と同様に致死率が高いことで知られています。

また、感染力が極めて強く、数個から100個というごく少数の菌と接触しただけで感染し、健康な皮膚からも感染するという他の細菌には見られない特徴もあります。

いずれにしろ、これらの病原性細菌を噴霧乾燥器で粉体化して、殺傷目的で飛散させれば、甚大な被害をもたらすことに間違이ありません。

(3) なお、細菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌に大別されるところ、炭疽菌が芽胞形成菌、ペスト菌と野兎病菌が芽胞を形成しない菌に当たります。

C D C のカテゴリー A・B・C に属する等、病原性が強い細菌のなかで、芽胞形成菌は、炭疽菌、ボツリヌス菌、ボツリヌス神経毒素生産株の各細菌、ウェルシュ菌に限られます。

(丙A142・2~4ページ)

結論としまして、噴霧乾燥器に係る規制で対象とすべき細菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌の双方を含むものと判断します。

(丙A142・4ページ)

○本人が記載内容を否定するが、本人が署名押印した供述調書に録取

・ [ ] 教授の陳述書（甲159・10ページ）  
私の意見ではありません。

・ 平成30年3月28日付け供述調書（丙5・4~5ページ）

噴霧乾燥器に係る規制で対象とすべき細菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌の双方を含むものと解されます。

【[ ]准教授に係る平成29年11月24日付け聴取結果報告書（丙A128・丙A146）の記載内容対比表】  
 （平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書（丙2）及び令和元年7月26日付け捜査関係事項照会書（丙8）添付資料）

記載内容	陳述書・供述調書等の内容
<p>5 聽取結果                  被聴取者から、病原性細菌の性質や危険性及び、輸出貨物を規制する「輸出貿易管理令」別表第1の3の2の項(2)5の2に係る「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「省令」という。）」第2条の2第2項第五号の二の解釈等について、以下の回答を得た。</p> <p style="text-align: right;">（丙A128・2ページ）</p>	<p>○本人が署名押印した供述調書に録取</p> <p>・平成30年7月31日付け供述調書（丙11・3ページ）                  （輸出令・本件省令の関係部分の提示を受けて）                  ただ今見せていただいた資料に記載してある細菌類を輸出する際には経済産業大臣の許可が必要であるとの説明を受けましたが、（以下略）</p> <p>なお、[ ]准教授は、「本報告書の『聴取結果』の柱書には、私から、病原性細菌の性質や危険性のほか、経産省の定める本件法令の解釈について回答を得たと記載されていますが、私が[ ]刑事から求められて説明したのは、私の専門領域である病原性細菌の性質及びその危険性に関するものだけです。私は、そもそも本件法令に関する知識は有しておりませんでしたので、私から本件法令の解釈を述べることはあり得ません。私は、[ ]刑事が本件法令について説明するのを聞きながら相槌を打っていた程度で、私自身が法解釈について何らかの説明や回答を行ったことはありません。」と陳述するが、報告書の当該記載は、聴取時に捜査員が輸出令・本件省令の関係部分を同准教授に提示し、その上で同准教授から説明を受けた旨を述べたものにすぎない。</p>
<p>(1) 私（前記[ ]）は、[ ]学の理学博士として、現在、[ ]大学院において、主にO157に代表される腸管出血性大腸菌の研究や講義</p>	<p>○本人が記載内容を認め、本人が署名押印した供述調書にも録取</p>

を行っています。

また、平成8年に大阪府堺市で○157による集団食中毒が発生した際は、当時の厚生省からの要請で、私の見解を回答しており、病原性細菌、特に○157のエキスパートであると自負しております。

(丙A128・2ページ)

(2) まず、細菌の基本的なことについて説明しますと、細菌は、芽胞を形成しない菌、菌体内に芽胞を作る芽胞形成菌に大別することができます。

芽胞を形成しない菌は、物理・化学的処理に対する抵抗性が弱く、すべての菌を死滅させるのに、湿熱75度で1分間程度です。

乾熱だと100度で60分以内と言われていましたが、実際、警察の依頼により○157で乾熱実験を行った結果、60分間で死滅しました。

細菌は微生物であるため、その生存には水分が必要となります。水分が枯渇した場合、又は熱変性により主成分である酵素（タンパク質）の構造等が破壊された場合に死滅し、感染能力を失います。

一方、芽胞形成菌の場合は、物理・化学的処理に対する抵抗性が強く、すべての菌を死滅させるためには、乾熱だと160度で30分間以上を要します。

細菌の大きさは、芽胞を形成するしないにかかわらず、すべて、約1マイクロメートルですが、球状の「球菌」は直径、棒状の「桿菌」は長い方の径が約1マイクロメートルとなります。

また、細菌は、酵素を必要とする「好気性」、酸素によって生育が制限される「嫌気性」、酸素の存否は関係ない「通性嫌気性」に分けることもあります。

(丙A128・2~3ページ)

(3) 人等に感染して害を与える細菌を病原性細菌と言いますが、芽胞を形成しない代表的な菌として、大腸菌、ペスト菌等があり、芽胞形成菌では、炭疽

准教授の陳述書（甲168・2ページ）

この部分は、私の認識との齟齬はなく、[REDACTED] 刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。

平成30年7月31日付け供述調書（丙11・1ページ）

（一部マスキングされているものの、左記と同趣旨の記載が認められる。）

○本人が記載内容を認め、本人が署名押印した供述調書にも録取

准教授の陳述書（甲168・2ページ）

この部分は、細菌に関する基本的な知識であり、私の認識との齟齬はなく、[REDACTED] 刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。警視庁から依頼を受けて行った実験の結果についても認識に齟齬はありません。

平成30年7月31日付け供述調書（丙11・1~2ページ）

2 まず、細菌の基本的なことについて話します。  
(以下、左記と同趣旨の記載が認められる。)

○本人が記載内容を認め、本人が署名押印した供述調書にも録取

菌、ボツリヌス菌等があげられます。

それでは、私の専門である大腸菌とペスト菌を中心に説明します。

大腸菌とペスト菌はいずれも、細菌学上、腸内細菌科に分類される種類で、  
通性嫌気性です。

大腸菌は、省令第2条の2第1項第二号にも規定されている○157等の腸  
管出血性大腸菌が、特に人体に害を及ぼす毒素を出すことから、その危険性  
が懸念されています。

感染経路は、口を通じて消化管から感染する「経口感染」で、腸を感染部位としています。

腸管出血性大腸菌の感染源は、主に、加熱が不十分な肉類、ミルク（特に牛の保菌率が高い）の摂取が約半数を占め、他にも水や野菜等の摂取等が原因になることもあります。

主要な病原因子はベロ毒素で、3～7日間の潜伏期の後、腹痛、下痢、発熱で始まり、出血性大腸炎の症状、溶血性貧血、血小板減少性、急性腎不全を主な所見とする溶血性尿毒症症候群という合併症の併発、さらに脳症を併発して死に至ることもあります。

実際、平成8年に堺市で発生した○157による食中毒では3人の死者を出し、平成23年の富山県や福井県にまたがる食中毒では5人の死者を出す惨事となりました。

(丙A128・3～4ページ)

(4) ペスト菌は、○157以上に病原性・毒性が強い菌として知られ、省令第2条の2第1項第二号に規定されているとおり、生物兵器やテロに使用される危険性が特に懸念されています。

感染経路は、通常、ノミに皮膚を刺咬されて感染する「経皮感染」ですが、肺から感染する「経気道感染」の性質も併せ持っています。

病原因子と感染源は、ペスト菌を保有するネズミで、この血液を吸ったノミから人に感染ります。

症状は、出血性炎症、リンパ線腫大部の化膿、さらに敗血症に進行し、発

・ ■准教授の陳述書（甲168・2ページ）

この部分は、腸管出血性大腸菌に関する基本的な知識であり、大筋において私の認識との齟齬はなく、■刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。

なお、■准教授は、「ただし、『省令第2条の2第1項第二号』に腸管出血性大腸菌が列挙されているというのは、私の知識ではありません。■刑事が私に示したリストの中に腸管出血性大腸菌が列挙されているのを確認した程度です。」とも陳述するが、報告書の当該記載は、○157等の腸管出血性大腸菌が本件省令第2条の2第1項第二号に規定されていることを同准教授が確認した上で説明をした旨を述べたものにすぎない。

・ 平成30年7月31日付け供述調書（丙11・1～2ページ）

3 それでは、人等に感染して害を与える病原性細菌である大腸菌とペスト菌について話します。

（以下、左記と同趣旨の記載が認められる。）

○本人が記載内容を認め、本人が署名押印した供述調書にも録取

・ ■准教授の陳述書（甲168・2ページ）

この部分は、ペスト菌に関する基本的な知識であり、大筋において私の認識との齟齬はなく、■刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。

熱、衰弱化、肝臓・脾臓の腫大、中毒症状、意識障害、痙攣等、全身に及び、これを腺ペストと言います。

腺ペストが進行して肺ペストに至ると、進行の速い出血性気管支肺炎を起こし、感染者が排出する極めて伝染性の強い菌が飛沫感染して、人から人に感染っていきます。

致死率は、抗体ワクチンが開発される以前は、腺ペストが60～90パーセント、肺ペストは100パーセントであったように、ペスト菌は、人類にとって非常に脅威なものです。

14世紀にヨーロッパで猛威をふるったペストは、皮膚に黒紫色の斑点や腫瘍ができたことから「黒死病」と呼ばれました。

正確な統計はありませんが、全世界で8,500万人が発病し、当時のヨーロッパの人口の3分の1から3分の2に当たる2,000万人から3,000万人が死亡したと推定されています。

近年は減少傾向にあるものの、1960年代にベトナムで流行し、死者が年間1万人に達したこと也有ったと言われており、また1994年にはインドでも流行して大パニックになっております。

ですから、噴霧乾燥器でペスト菌を粒子化し殺傷目的で飛散させれば、何万人もの人が感染し、甚大な被害をもたらすこととは間違ひありません。

(丙A128・4～5ページ)

(5) 次に、省令第2条の2第2項第五号の二のロ・ハが示す規制について、大腸菌及びペスト菌を例に説明します。

なお、イの水分蒸発量については、機器の仕様そのものですので、該当することを前提に話します。

ロの「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なものの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」という規制から話します。

芽胞を形成しない菌である大腸菌は、例えばよく知られている乳酸菌と熱に対する抵抗性がほぼ同じですので、噴霧乾燥器で乳酸菌を生きたまま粒子径10マイクロメートル以下に粒子化できるのであれば、大腸菌も当然、同じ

なお、■准教授は、「ただし、『省令第2条の2第1項第二号』にペスト菌が列挙されているのは、私の知識ではなく、■刑事が私に示したリストの中に腸管出血性大腸菌が列挙されているのを確認したという程度です。」とも陳述するが、報告書の当該記載は、ペスト菌が本件省令第2条の2第1項第二号に規定されていることを同准教授が確認した上で説明をした旨を述べたものにすぎない。

・平成30年7月31日付け供述調書（丙11・4～5ページ）

ペスト菌は、○157以上に病原性、毒性が強い菌として知られ、先ほどのリストに規制されているとおり、生物兵器やテロに使用される危険性が特に懸念されています。

（以下、左記と同趣旨の記載が認められる。）

○本人が捜査員からの質問に対して回答したり、捜査員の説明に同意したりした可能性を示唆  
(本人の供述調書にも関連の内容が録取)

・■准教授の陳述書（甲168・2ページ）

■刑事の説明を受けて、私が相槌を打った可能性はあります、仮に私が■刑事の説明を否定しなかったとしても、私自身の見解として話したことにされるのは心外です。

様に粒子化することができます。

ペスト菌も、熱に対する抵抗性が大腸菌とほぼ同じか若干弱い程度ですから、大腸菌と同様に粒子化することが可能と思われます。

そもそも、芽胞を形成しない菌を完全に死滅させるためには、乾熱100度で60分間程度を要するわけですから、これらの細菌が、噴霧乾燥器における加熱工程の中で死滅することは考えられません。

(丙A128・5~6ページ)

・平成30年7月31日付け供述調書（丙11）

芽胞を形成しない（中略）細菌の特徴は、物理・化学的処理に対する抵抗性が弱く（中略）乾熱つまり水分を含まない熱であれば100度で60分以内に全ての細菌を死滅させることができますと言わわれています。（2ページ）

警察の方から今回の主旨は、噴霧乾燥器という液体原料を瞬時に乾燥して、粉末にする器械の内部の殺菌を想定しての実験であると、説明を受けておりましたので、（中略）腸管出血性大腸菌O157を用いて乾熱滅菌機による90度での乾熱実験を行いました。（5ページ）

(6) 次に、ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という規制について説明します。

まず、「定置した状態」とは、機器を分解しないでということを意味しており、この主旨は、病原性微生物が外気に拡散して、人が被曝する危険性を防ぐためと考えられます。

「滅菌又は殺菌」の滅菌とは、日本薬局方で、すべての微生物を殺菌又は除去することをいうと定義されており、その基準として、あらゆる微生物を100万分の1に殺滅できることとなっています。殺菌は、明確な定義はありませんが、これは、細菌によって人体に害を与える菌数が異なるため、一律に1,000分の1等と数で定義することは難しいからです。

私達のように病原性細菌制御学を専門的に研究している者は、通常、殺菌とは、ある特定の病原性細菌をすべて殺すことと解しておりますが、これを受けて、殺菌作用が十分であったか又は不十分であったかという言い方をしています。

また、省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、病原性・毒性が非常に強いことから、当然、これらの細菌を粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると判断しますし、被曝の観点で言いますと、製造に用いた細菌をすべて死滅させる必要があると考えます。

○本人が捜査員からの質問に対して回答したり、捜査員の説明に同意したりした可能性を示唆  
(本人の供述調書にも関連の内容が録取)

・准教授の陳述書（甲168・2~3ページ）

本件省令の意味・解釈について説明をしていたのは  
■刑事で、私はそれを聞きながら相槌を打っていただけです。

・平成30年7月31日付け供述調書（丙11）

（輸出令・本件省令の関係部分の提示を受けて）

ただ今見せていただいた資料に記載してある細菌類を輸出する際には経済産業大臣の許可が必要であるとの説明を受けましたが、このリストに書かれている細菌等はどれも人体に害を及ぼすもので、テロ等に悪用されればとても危険なものばかりです。（3ページ）

ペスト菌は、O157以上に病原性、毒性が強い菌として

省令における殺菌の解釈では、「潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」という表現になっておりますが、細菌自体に感染能力を有するものと有しないものがあることから、「潜在的な」とは、感染する能力があることを意味しており、「病原性微生物」のことを言っていると思います。

また、「伝染能力」という言葉は、通常、病原性微生物が人から人へと感染することを意味していますが、最も毒性が強い炭疽菌やボツリヌス菌は、飛沫感染等で人から人へ感染らない性質であり、これらの細菌が除外される理由がないことから、ここでは「感染能力」という和訳をするべきです。

よって、ハの解釈は、「機器を分解しないで、製造した省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること」という結論に至ると思います。

(丙A128・6~7ページ)

知られ、先ほどのリストに規制されているとおり、生物兵器やテロに使用される危険性が特に懸念されています。

(4ページ)

人を殺傷する目的でペスト菌を飛散させれば、何万人の人が感染し、甚大な被害をもたらすことは間違ひありません。

(5ページ)

警察の方から今回の主旨は、噴霧乾燥器という液体原料を瞬時に乾燥して、粉末にする器械の内部の殺菌を想定しての実験であると、説明を受けておりましたので、(中略) 腸管出血性大腸菌O157を用いて乾熱滅菌機による90度での乾熱実験を行いました。

(5ページ)

噴霧乾燥器の装置内部に90度の乾熱を120分間充満させれば、細菌の水分が枯渇し、芽胞を形成しない菌をすべて死滅させ感染能力を失わせることができるということです。

(8ページ)

以上が病原性細菌の性質・危険性や省令第2条の2第2項第五号の二についての説明ですが、結論としまして、生物兵器となり得る大腸菌やペスト菌を生きたまま粉体化することが可能な噴霧乾燥器であれば、装置内部を100度の高温状態にすることをもって定置した状態でそれらの細菌を死滅させることができるために、輸出規制貨物に該当すると判断します。

(丙A128・7ページ)

○本人は記載内容を否定するが、本人が説明したとする内容や、供述調書に録取された内容等に照らし、特段の齟齬が認められないもの（上記\_\_\_\_\_部、\_\_\_\_\_部参照）

【教授に係る平成29年12月25日付け聴取結果報告書（丙A143）の記載内容対比表】

(令和元年7月26日付け捜査関係事項照会書（丙8）添付資料)

記載内容	陳述書等の内容
<p>聴取年月日 平成29年12月22日            聽取者 警部補、[ ] 巡査部長、[ ] 巡査長            (丙A143・1ページ)</p>	<p>○本人が記憶違い・誤解をしていると思われるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [ ] 教授の陳述書（甲169・2ページ）               <p>丙A第143号証は平成29年12月22日に聴取したことになっていますが、<u>実際には同年5月31日の内容です。</u> [ ] 刑事は第一回目のインタビューに参加していませんでした。</p> </li> <li>・ 正しい事実関係               <p>[ ] 警部補は平成29年5月31日の [ ] 教授の聴取にも同席しており、<u>同年12月22日に改めて前回の聴取内容を確認した上で、丙A143号証を作成したものである。</u></p> </li> </ul>
<p>5 聴取結果            被聴取者から、生物テロに使用されることが懸念されている病原体及び、輸出貨物を規制する「輸出貿易管理令」別表第1の3の2の項(2)5の2に係る「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）」第2条の2第2項第五号の二の解釈等について、以下の回答を得た。            (丙A143・2ページ)</p>	<p>○本人が特に否定していないもの</p> <p>( [ ] 教授の陳述書に特段の記載は認められない。)</p>
<p>(1) 私は、平成5年に医学博士、同12年にハーバード大学において公衆衛生修士を取得し、現在は、[ ] 大学の教授兼[ ] として、生物テロに関する研究や講義を行っております。            また私は、平成13年にアメリカ合衆国で発生した炭疽菌テロを契機に実施</p>	<p>○本人が特に否定していないもの</p> <p>( [ ] 教授の陳述書に特段の記載は認められない。)</p>

されている、アメリカ疾病管理予防センター（以下「C D C」という。）主導による「[REDACTED]」にも、我が国の代表として参加してきました。

（丙A143・2ページ）

(2) まず、生物兵器として使用された場合に、極めて危険性が高い病原体から説明します。

C D C（アメリカ疫病管理予防センター）では、病原体をその危険度に応じて、カテゴリーA・B・Cに区分しています。

特にカテゴリーAに属するものは、容易に人から人へ感染する、致死率が高い、パニックや社会的混乱を誘発する、公衆衛生的準備を要するものであり、殺傷目的で用いられた際に極めて甚大な被害をもたらすことが懸念されています。

このカテゴリーAには、炭疽菌、ボツリヌス毒素、ペスト菌、痘瘡ウイルス、野兎病菌、出血性ウイルスの6種類が分類されています。

（丙A143・2ページ）

○本人が記載内容を認めているもの

・ [REDACTED] 教授の陳述書（甲169・3ページ）

同部の説明は以下の私の資料からのまとめだと思います。

なお、[REDACTED] 教授は、「細かい話にはなりますが、私は smallpox, viral hemorrhagic fevers に対して「痘瘡ウイルス」「出血性ウイルス」という用語は普段使いません。それぞれ「天然痘ウイルス」「(エボラなどの) 出血性ウイルス熱」と述べたと思います。インタビューの際、録音していたか否かは記憶にありませんが、その場に居なかつた人間が調書をまとめた可能性があると感じています。少なくとも [REDACTED] 刑事は第一回目のインタビューには参加していませんでした。」とも陳述するが、用語の違いにすぎず、内容面での齟齬は認められない。[REDACTED] 警部補が当日の聴取に同席していたことは前述のとおり。

(3) 次に、噴霧乾燥器に係る、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二の規制理由について説明します。

貨物等省令の「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」という規制の主旨は、直徑10マイクロメートル以下の粒子になると人間の気道を通過して肺胞に到達し、致死率が高くなるという理由から、噴霧乾燥器に係る最重要的規制項目と考えられます。

（丙A143・3ページ）

○本人が記載内容を認めているもの

・ [REDACTED] 教授の陳述書（甲169・3ページ）

貨物等省令の「平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なものとはどういう意味か？」と問われ、「直徑10マイクロメートル以下の粒子になると人間の気道を通過して肺胞に到達し致死率が高

	<p>くなるからではないか？」と回答したと記憶しています。</p>
<p>世界保健機関（以下「WHO」という。）が発行している「生物・化学兵器への公衆衛生対策」というガイダンスにおいても、直径10マイクロメートル以下に粉体化した病原体を肺から感染（経気道感染）させた際にもたらす症状の重篤度が懸念されております。</p> <p>生物テロにより直接肺に感染させた場合、自然発生的な感染と比較して、ワクチンが効きにくくなる、劇症化する、致死率が上昇する等の被害が想定され、特に肺感染するペスト菌や炭疽菌によるテロが危惧されているところです。</p> <p>そして、カテゴリーAの病原体のなかでも、細菌である炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌は、熱に対する抵抗性があることから、ウイルス等と異なり生物兵器として粉体化することが実用的と認知されていますが、このなかでも、ペスト菌は人から人へ飛沫感染する性質を持つため、我々にとって極めて脅威となる病原体です。</p> <p style="text-align: right;">(丙A143・3ページ)</p>	<p>○本人が記憶違い・誤解をしていると思われるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■教授の陳述書（甲169・3ページ）           <p>私自身このような想定をしたことはありませんので、おそらく語ってはいないと思います。</p> </li> <li>正しい事実関係           <p>聴取時に ■教授に提示し、内容を確認してもらった上で引用した「生物・化学兵器への公衆衛生対策」（WHOガイダンス）（乙61・209ページ）に以下の記載が認められる。</p> <p>1.1 意図的放出の認識</p> <p>リストに挙げられた病原体はどれも自然疾病の原因として知られている。しかし、<u>兵器として使用される場合の影響が自然発生する感染とは異なる可能性が高い</u>ことが対応策を講じる上で重要である。特にエアロゾルとして使用される場合に重要である。            (中略)</p> <p>吸入感染による疾病の重症度</p> <p><u>吸入感染によって引き起こされる疾病は、他の経路で感染する疾病と異なった経過と症状を表し、より重症になる可能性がある。（中略）このためワクチンによる予防が効きにくく、劇症化したり、致死率が上昇する</u>恐れがある。吸入による感染症の中でも、<u>肺ペストや吸入型炭疽などの特に致死性の高い疾病では、同様にこの過程の深い関与が示唆される。</u></p> </li> </ul>

(4) ペスト菌は、伝染性と致死率の高さゆえに、歴史上、疫病の大流行を繰り返し、膨大な犠牲者を出してきました。

記録に残る最古の世界的流行は、西暦541年にエジプトで発生してヨーロッパにまで達し、北アフリカ、中央・南アジアを含めて半数以上の人口が失われたと言われています。

2回目は、1346年に始まった「黒死病」と呼ばれるもので、当時のヨーロッパの人口の約3分の1に相当する2,000万人から3,000万人を死亡させ、流行は130年間に亘り続きました。

3回目は、近年の1855年に発生し、中華人民共和国の全土とインドに広がり、1,200万人以上の人々が亡くなりました。

(丙 A 143・3~4ページ)

(5) 先程も説明したとおり、ペスト菌は、肺ペストの致死率が極めて高く、WHOの資料には、ほぼ致命的（100パーセント）と書かれており、アメリカによる抗生素が使用可能な状況のデータでさえ、致死率は57パーセントにも上ります。

(丙 A 143・4ページ)

○本人が記載内容を認めているもの

・ ■教授の陳述書（甲169・4ページ）

ペスト菌の歴史的大流行に関する詳しい説明がありますが、資料の中からピックアップした内容です。

○本人が記憶違い・誤解をしていると思われるもの

・ ■教授の陳述書（甲169・5~6ページ）

資料のどこにもほぼ致命的（100パーセント）とは書かれていません。ということは、そのように私は話していません。

・正しい事実関係

聴取時に ■教授に提示し、内容を確認してもらった上で引用した「生物・化学兵器への公衆衛生対策」（WHOガイダンス）（乙61・232ページ）に以下の記載が認められる。

臨床症状

（中略）無治療であれば肺ペストはほぼ致命的である。

なお、 ■教授は、自身が話していない根拠として、「何故なら以下の記述と矛盾するからです。私は以下の

	<p>スライドで肺ペストに自然感染した場合の死亡率を57%としています。一方、「なお、WHOは、ペスト菌を50キログラムに粉体化して人口500万人の都市に散布した場合、約15万人が肺ペストを発症し、そのうち3万6,000人が死亡すると試算しています」と記載があります。この記述は以下の私のスライドを採用したものと思われます。その致死率は<math>36000/150000=24\%</math>で、決して100%ではありません。」と陳述するが、「ほぼ致命的」とされているのは「無治療」の場合であり、浦島教授の説明資料における「致死率57%」は「抗生素使用可能な情況でのアメリカのデータによる」とされているため、両者は矛盾しない。</p>
<p>ペスト菌は、このような「人から人へ感染する」「致死率が高い」という特性のほか、生物兵器として用いられる蓋然性の高さとして「世界各地で入手することができる」「大量生産をすることができる」「微粒子化して散布(エアロゾル化)することができる」といった点が挙げられます。</p> <p>また、ペスト菌は、ほぼ世界中で菌を入手することが可能で、近現代でもオーストラリアを除く各大陸でペストが発生しています。</p> <p>培養による大量生産も容易で、酸素の存否が関係ない通性嫌気性であるため、殺傷目的で散布した場合、空気に触れても死滅しません。</p> <p>なお、WHOは、ペスト菌を50キログラムに粉体化して人口500万人の都市に散布した場合、約15万人が肺ペストを発症し、そのうち3万6,000人が死亡すると試算しています。</p> <p>アメリカと旧ソビエトは、ペスト菌のエアロゾル化に成功したと言われており、北朝鮮も、ロシア対外情報庁から生物兵器としてペスト菌を保有している国に挙げられています。</p> <p>中国は、確たる証拠はないものの、ペストの国内流行があることを鑑みて、ペスト菌を生物兵器として開発していることは間違いないと言われています。</p> <p>(丙A143・4~5ページ)</p>	<p>○本人が記憶違い・誤解をしていると思われるもの</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教授の陳述書（甲169・6ページ）       <p>私はバイオテロにおいて使用される蓋然性が最も高い菌は炭疽菌であるとして、その説明を中心しました。</p> </li> <li>■ 正しい事実関係       <p>■ 教授は炭疽菌について強調した旨陳述するが、平成29年12月22日の聴取時に、同教授は、自身の作成したパワーポイント資料（乙63）を用いてペスト菌について詳細に説明している。</p> <p>同教授が検査員に提供した当該資料の中には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ペストが生物兵器として用いられる蓋然性と根拠」として、「世界各地で入手可能」、「大量生産可能」、「エアロゾル化可能」、「そのような活動を阻止できない」、「肺ペスト（エアロゾル化されたペストを吸入した際の病型）の死亡率は高い」、「人から人への可能性がある」（同22枚目）</li> </ul> </li> </ul>

- 「中国（中略）ペストを生物兵器として開発しているとみなすべきであろう。」（同24枚目）
- 「北朝鮮はペストを所持している。」（同25枚目）
- 「ソビエトとアメリカはペストのエアロゾール化に成功」（同29枚目）
- 「ペスト菌を用いた生物兵器は、一部の国、あるいはテロリストが所持している可能性がある。」（同31枚目）

等の記載がある。

■警部補と■巡査部長は、当該資料に基づく同教授の説明内容を、平成29年12月25日付けの同教授の聴取メモ（乙8の48・2ページ）及び同日付け聴取結果報告書（丙A143）に記載した。

同教授が捜査員に提供した当該資料並びに上記の聴取メモ及び聴取結果報告書の記載内容を踏まえれば、同教授がペスト菌についても詳細に説明したことは明らかである。また、同教授自身も「ペスト菌が使われる可能性も否定できない」旨説明したことを認めている。よって、報告書の記載に誤りはない。

【教授に係る平成29年12月26日付け聴取結果報告書（丙A130）の記載内容対比表】

(平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書（丙2）添付資料)

記載内容	陳述書等の内容
<p>5 聽取結果</p> <p>被聴取者から、輸出貨物を規制する「輸出貿易管理令」別表第1の3の2の項(2)5の2に係る「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）」第2条の2第2項第五号の二の解釈について、以下の回答を得た。</p> <p>噴霧乾燥器に係る、貨物等省令ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という規制項目について説明します。</p> <p>まず、「殺菌」について、経済産業省が「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」と解釈しているのに対し、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）の原文には「the destruction of potential microbial infectivity in the equipment」と書かれています。</p> <p>これでは、経済産業省の「殺菌」に対する解釈が若干分かりにくいため、これから原文を理解し易いように訳したいと思います。</p> <p>「destruction」「microbial」「equipment」の各用語は、経済産業省の解釈と同じで、それぞれ「破壊すること」「微生物の」「装置」と和訳します。</p> <p>「potential」は「可能性がある」、「infectivity」は「感染性」という意味ですから、合わせて「感染する可能性」となります。</p> <p>なお、経済産業省が解釈している「伝染」という言葉は、「communicability」という英単語になります。</p> <p>以前は伝染病という言葉が一般的に使用されていましたが、差別的な意味を含むという理由で、平成10年に感染症という言い方に統一されたことからも、「infectivity」は「感染」と訳すべきです。</p> <p>厳密に言いますと、感染と感染性は意味が異なり、微生物に1個でも感染することを感染、その結果発病することを感染症と言い、英文では「infectious disease」と用いられます。</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>・教授の陳述書（甲169・7ページ） 私が話した記憶があります。</p>

微生物は生きものであるため、水分が枯渇等した場合に死滅し、感染能力が失われます。

よって、「the destruction of potential microbial infectivity」は、微生物を死滅させて感染能力（感染する可能性）を失わせることと解します。

(丙A130・2~3ページ)

なお、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、死滅（殺菌）させるべき具体的な微生物の名称が記載されていません。

(丙A130・3ページ)

○本人が記憶違い・誤解をしていると思われるもの

・ [ ] 教授の陳述書（甲169・7ページ）

この発言はした記憶がありません。客観的にみても私は法律の専門家ではないため、このような説明はしないと思います。

・ 正しい事実関係

関係法令の該当部分を [ ] 教授に閲覧させ、内容を確認してもらいながら聴取した結果を報告書に記載する際の通常の記載である。

微生物のなかでも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することは実用的であると言われています。

(丙A130・3ページ)

○本人が記憶違い・誤解をしていると思われるもの

・ [ ] 教授の陳述書（甲169・7ページ）

この発言もした記憶がありません。

・ 正しい事実関係

[ ] 教授が [ ] のパネルディスカッションに出席した際の発言原稿（乙62・4ページ）に以下の記載が認められる。

炭疽菌、ペスト、野兎病、ボツリヌス毒素などは、粉状に精製され、生物兵器として使用される可能性があり

	ます。
<p>貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、その毒性の強さゆえに、殺傷目的で粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると考えられます。</p> <p>(丙A130・3ページ)</p>	<p>(■教授の陳述書に特段の記載は認められない。)</p> <p>○本人が捜査員からの質問に対して回答したり、捜査員の説明に同意したりした可能性を示唆</p> <p>・■教授の陳述書（甲169・8ページ）</p> <p><u>この発言はした記憶がありません。（中略）</u></p> <p>私は、そもそも本件法令に関する知識は有しておりませんでしたので、私から本件法令の解釈を述べることはあり得ません。記憶が定かではありませんが、ひょっとすると、私は■刑事による本件法令の説明を、受動的に相槌を打ったり頷いたりしながら聞いた可能性はあります（記憶は不確かです）。しかし、私自身が法解釈について能動的に説明や解釈を行ったわけではありません。</p>
<p>そして、貨物等省令ハにおいて「滅菌又は殺菌」と規制されているのは、殺菌を滅菌と区別するためのもので、滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することであるが、殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることです。</p> <p>結論としまして、貨物等省令ハの解釈は、「定置した状態で、装置内部のあらゆる微生物を殺滅若しくは除去すること、又は製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせることができるもの」という結論に至ります。</p> <p>(丙A130・3ページ)</p>	

【教授に係る平成29年12月26日付け聴取結果報告書（丙A129）の記載内容対比表】

（平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書（丙2）及び令和元年7月26日付け捜査関係事項照会書（丙8）添付資料）

記載内容	陳述書等の内容
<p>6 聽取内容</p> <p>『輸出貿易管理令の運用について』（以下「運用通達」という。）中の「輸出令別表第1中解釈を要する語」において</p> <p>滅菌又は殺菌をことができるものとは、</p> <p>物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいうと解釈していることから、被聴取者から日本薬局方を踏まえた見解を聴取することとした。</p> <p style="text-align: right;">(丙A129・2~3ページ)</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲170・2ページ）</p> <p>私は日本薬局方についての説明は自分自身の専門的知見に基づきお話をしましたが、法令解釈については、警部補から日本の法令の説明を聞いて、その文言の意味について私なりに推測してお話したもので、専門的知見に基づく見解ではありません。</p>
<p>(1) 日本薬局方について</p> <p>日本薬局方は、医薬品の品質に関する規格・基準及び標準的試験法等を示す公的な規範書であり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第41条に、</p> <p>厚生労働大臣は、医薬品の性状及び品質の適正を図るため薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、日本薬局方を定め、これを公示すると定めている。</p> <p>（中略）</p> <p>私は、平成8年の第十三改正日本薬局方から最新の第十七改正日本薬局方の作成に従事した。</p> <p style="text-align: right;">(丙A129・3~4ページ)</p>	<p>○本人が記載内容を認めているもの</p> <p>教授の陳述書（甲170・1ページ）</p> <p>日本薬局方に関する一般的な内容で、私の認識との齟齬はありません。</p>
(2) 運用通達中の解釈を要する語の見解について	○本人が記載内容を認めているもの

「当該装置から全ての生きている微生物を除去」とは、滅菌のことを指しており、滅菌とは

物質中の全ての微生物を殺滅又は除去することと日本薬局方では定義している。つまり、装置内に存在する全ての微生物を殺滅するか除去することである。

日本薬局方が示す滅菌法の滅菌後の微生物の死滅条件は、10のマイナス6乗以下であり、これは、1個の菌が生存する確率が100万分の1以下であることを意味している。

(丙A129・4ページ)

次に、「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」とは、殺菌のことを指しているが、これについても日本薬局方を踏まえてお答えする。

ここでいう「潜在的な微生物」とは、そこに特定されている菌やそこにいる菌が分からずはそこに菌がいるか分からず可能性を意味しており、特定の菌や不特定多数の菌のことを指している。

「伝染能力」とは、微生物が人に感染する能力のこと、つまり、感染能力のことである。伝染も感染も同じことであるが、今は伝染という言葉から感染という言葉に置き換わった。例えば、20年くらい前に伝染予防法が感染症法という名称に変わったことや、学会等の専門家の間でも伝染という言葉は使わず感染を用いている。

「破壊」とは、感染能力を失わせるために死滅させる若しくは無害化することを意味する。死滅とは菌を殺すこと。無害化とは、菌は種類によって感染する菌数が違うため、感染しない程度まで菌数を減らすことを無害化と言う。

日本薬局方には「消毒法及び除染法」というものが示されているが、その中で「消毒」とは「病原菌など有害な微生物を除去、死滅、無害化すること」と定義されている。この意味は、病原菌などの感染能力を失わせることであり、運用通達において「殺菌」を定義している「当該装置中の潜在的な微生物

・ [ ] 教授の陳述書（甲170・1~2ページ）

滅菌については、日本における法令が「物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去できるもの」となっている旨の説明を [ ] 警部補から、これについて私の見解を述べました。（中略）滅菌に関する記述については、私の認識との齟齬はありません。

○本人が記載内容を認めているもの

・ [ ] 教授の陳述書（甲170・2ページ）

殺菌については、日本における法令が「物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」となっているとの説明を [ ] 警部補から受け、これについて私の見解を述べました。（中略）

まず、「殺菌」という用語は、日本薬局方では使われておらず、[ ] 警部補の示した「潜在的な微生物の伝染能力を破壊」という文言から、日本薬局方における「消毒」と同じような概念であると理解いたしました。その理解を前提に、「潜在的な微生物の伝染能力を破壊」という言い回しについて、「潜在的」、「伝染能力」、「破壊」という各言葉の意味について私なりに推測してお伝えしました。

ただし、現在の日本薬局方において「消毒」として規定されているのは化学薬品を用いた消毒のみで、物理的な消毒という言葉は使用されていません。このことは [ ]

物の伝染能力を破壊することができるもの」と意味は同じであり、すなわち、「装置の中の特定又は不特定多数の病原菌等の有害な菌の感染能力を失わせるために死滅させる若しくは無害化すること」である。

最後に微生物の感染能力を失わせる方法であるが、解釈には「物理的手法あるいは化学物質の使用」とあるので方法は問わず、蒸気や乾熱、化学薬液等により微生物の感染能力を失わせれば良い。

(丙A129・4~5ページ)

警部補にもお伝えしましたが、警部補によれば、日本においては殺菌についても「物理的手法あるいは化学物質の使用により」と定められているとのことでしたので、それでしたら蒸気や乾熱によるものも含まれることになりますねと答えました。